令和4年第4回定例会

長柄町議会会議録

令和4年 12月8日 開会

令和 4 年 12月 9 日 閉会

長 柄 町 議 会

令和4年長柄町議会第4回定例会会議録目次

○招集告示····································
○応招・不応招議員····································
第 1 号 (12月8日)
○議事日程
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名······ 4
○開会及び開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○会議録署名議員の指名
○会期の決定
○諸般の報告
○一般質問
柴 田 孝 君6
1. 所信表明について
2. 「高齢者等外出支援タクシー助成」等の支援について
鶴 岡 喜 豊 君19
1. 民生委員の活動について
2. 責任世代というスローガンについて
3. 移住定住の政策について
4. 旧昭栄中跡地の公園について
佐久間 繁 英 君31
1. 副町長の推薦について
三 枝 新 一 君32
1. 月岡町長の所信表明より4点質問します。
2. 農作物問題について
3. キッズルームについて

本 吉 敏 子 君
1.3歳児健診の視力検査について
2. HPVワクチン(子宮頸がんワクチン)について
3. 国民健康保険高額療養費申請手続きの簡素化について
4. 公民館主催教室について
5. 部活動の「地域移行」について
6. 地方創生について
髙 橋 智恵子 君71
1. 高齢化が進む長柄町の庁内連携体制について
2. 【夢育】について
○散会の宣告80
第 2 号 (12月9日)
○議事日程83
○出席議員83
○欠席議員83
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名83
○本会議に職務のため出席した者の職氏名84
○開議の宣告85
○諸般の報告85
○一般質問85
池 沢 俊 雄 君86
1. 町の各種審議会や各種委員会の運営内容について
2. まち広報誌におめでたやお悔やみ記事を掲載出来ない理由について
3. 地域の移動を担う交通手段として、地域の互助運行事業を推進するお考えがあるか
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決
○議案第3号~議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決
○令和3年度決算認定について(委員長報告)
○閉議及び閉会の宣告

○署名議員

令和4年長柄町議会第4回定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月1日

長柄町長 月 岡 清 孝

- 1 期 日 令和4年12月8日
- 2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員(11名)

1番 佐久間 繁 英 君 2番 神崎清美君 3番 髙 橋 智恵子 君 4番 部 弘 安 君 畄 5番 鶴岡喜豊君 池沢俊雄君 6番 三 枝 新 一 君 7番 8番 本 吉 敏 子 君 9番 星 野 一 成 君 10番 柴 田 孝 君 11番 古坂勇人君

不応招議員 (なし)

令和4年長柄町議会第4回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和4年12月8日(木曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 一般質問

出席議員(11名)

1番 佐久間 繁 英 君 2番 神崎清美君

3番 髙 橋 智恵子 君 部 弘安君 4番 畄

喜豊 5番 鶴 尚 君 6番 池 沢 俊 雄 君

7番 三 枝 新 一 君 8番 吉 敏 子 君 本

9番 星 野 一 成 君 10番 柴 田 孝 君

11番 古坂勇人君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 月 岡 清 孝 君 総務課長 内 藤 文 雄 君 企画財政課長 白 井 浩 君 税務住民課長 山 越 康 弘 君 一君 健康福祉課長 森田孝 建設環境課長 若 菜 聖 史 君 産業振興課長 会計管理者 石 井 和 君 小泉義彦君 子 学校教育課長 兼給食 教 育 長 石 Ш 和 之 君 川田 亨 君

選 挙 管 理 委員会書記長 生涯学習課長 昌 君 内 藤 文 雄 君 松 本 久 兼公民館長

農業委員会事務局長 小泉義彦君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤幹宏 議会書記 貝塚 匡

議会書記 那須悠太

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長(古坂勇人君) 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきご苦労さまです。

傍聴の皆様方にはご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名全員であります。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和4年長柄町議会第4回定例会を開会いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(古坂勇人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

9番星野一成議員

10番 柴 田 孝 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長(古坂勇人君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日8日から9日までの2日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古坂勇人君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9日までの2日間に決定いたします。

◎諸般の報告

○議長(古坂勇人君) 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書が提出されました。印刷してお手元にお配り してございますので、ご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

〇議長(古坂勇人君) 日程第4、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問については既に通告がなされていますので、通告順に従い、これを許します。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられるように、また通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、質問、答弁を含めて60分以内で終わるようご協力お願いいたします。

では、会議規則第61条の規定により順次発言を許します。

◇ 柴 田 孝 君

- 〇議長(古坂勇人君) 10番、柴田孝議員。
- ○10番(柴田 孝君) 皆さん、おはようございます。10番、柴田孝でございます。議長のお許しを得ました。通告に従いまして、一般質問させていただきます。傍聴者の皆様方には、お忙しい中、ご苦労さまでございます。

初めに、月岡町長におきましては、第3回定例会において就任2週間での初議会でありま

したが、間もない多忙の中、執行部内の施策内容を十分に調整できない状況での対応となったかと思います。ご苦労されたと察するところでございます。

さて、町の現状では、令和元年の豪雨災害からコロナ感染症対策等に追われ、現在においては食料、電気、資機材等の物価高騰による日常生活への影響は増大しております。さらには、我が町も少子高齢化に伴う過疎化も著しく、農業経営や小売店舗、飲食店など、経済的なダメージを受け、経営困難な状況下にあるのではないでしょうか。

その中で、10月4日には町のシンボルとも言える新公民館がプレオープンされました。町 民の憩いの場となるように、一層の利活用への配慮をお願いしたいと思います。

そして、コロナ禍でのイベント行事が中止される中ようやく、11月3日には4年ぶりとなる第34回農林商工まつりが開催され、町民の触れ合いの場となり、来場者の皆さんは久しぶりの晴れた顔、笑顔が見られ、気持ちよく来町されて、喜びも感じ取ったところであります。

今後、町の資源と魅力を再発見と再生を目指し、ふるさとの長柄町を取り戻すため、月岡町長には町民の声を聞き、または届け、町の特性を生かした土地利用計画等における中期、長期の将来的な施策の展望を見据え、国・県の方向性を見極めるとともに、第5次総合計画においては具現化する検証、検討を行い、企業の誘致、参入や財源確保等に向かって、施策実現への展開を期待しているところでございます。

このような観点から、何点かの質問をさせていただきます。

初めに、1項目めでございますけれども、月岡町長の所信表明についてでございます。

1点目に、魅力ある農業への転換と民間企業の農業参入の推進でありますが、前にも質問させていただきましたが、基幹産業である農業を取り巻く環境は、行政側も認知している農業者の高齢化、担い手不足等が喫緊の課題、が現状ではないかと思います。

その中で、第5次総合計画でもありますように、AIやIoTを活用したスマート農業の普及や導入を促進させる上では、特に農協や企業等との連携強化による参入しやすい制度設計が必要であるとともに、農業者や関係機関、そして企業への働きかけ等の調整を行い、地域特性を踏まえた収益性の研究や、企業が参入できる環境整備が重要と考えます。

スマート農業や企業参入を考える場合、今日の農業が抱える共通の課題には、特に中山間 地の谷津あいの小規模農地は高低差が大きく、湿田や日照時間等に課題を抱え、耕作者の高 齢化による農業経営の維持がいつまでもてるのか、さらには現在ある営農組合等の存続も危 ぶまれるのではないでしょうか。

このようなことから、組織的に農業経営の実施として、中山間地の農業基盤と生産組織の

継続推進をどのように取り組んでいくお考えなのか、難しい現状とは思いますが、現在の思いをお聞かせください。

2点目に、耕作放棄地の対策として、利用価値を生むためには、自然環境破壊など及ばない新規就農者について、農用地指定区域における制約条件の規制緩和が必要と考えますが、 どのようにお考えなのかお聞きします。

次に、3点目ですが、一宮川水系の流域治水事業についてであります。

繰り返しの質問になりますが、近年の気候変動による自然災害では、世界的に強大化する 台風、豪雨や干ばつ等により甚大な被害が発生していると、ニュース報道でされています。 年々強大化する自然災害によって、土砂災害や河川の氾濫により人命を失い、家屋の流失や 浸水被害などにより、復旧、復興までは長期間となり、多くの避難者は生活困難な状況とな ります。

町においても、元年の豪雨災害では役場周辺も湖のようになり、道路冠水や上流域の家屋等、広範囲な浸水被害となるとともに、不幸にも自動車が流され2名の方が亡くなっております。

今後、自然災害が強大化し、さらなる甚大な豪雨災害が予想される中、これまでの一宮川 流域治水事業の説明には、上流域の流域治水事業への早期の事業計画における流出抑制とい う観点から、疑問を感じているところでございます。

そこで、現在、県において、一宮川流域浸水対策特別緊急事業として工事を進めていますが、今後さらに流域治水マスタープランを推進するためには、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川等の指定を行っていくと聞いております。

所信表明では、長柄町にできることは何か、知恵を出し合い、川の周辺をいま一度見直す機会を捉え、ふるさとの川にしたいとのことでありますが、県の流域治水マスタープランの策定について、今後のスケジュールと進め方をどのように取り組んでいるのかお伺いします。

4点目に、上流域の遊休農地や荒廃地を活用した遊水池や調整池等を最大限に活用した流 出抑制対策が重要と考えますが、今後どのような方法で取り組むのか、構想があればお聞か せください。

以上で1回目の質問とします。

○議長(古坂勇人君) 答弁を願います。

月岡清孝町長。

〇町長(月岡清孝君) おはようございます。柴田議員のご質問にお答えします。

1点目の、農業が抱える課題の中の耕作者の高齢化、農業経営の継続推進についてのご質問ですが、本町にとりましては農業は基幹産業であり、将来にわたり維持、発展させていくことが重要と考えております。

しかしながら、現在、本町の農業従事者の高齢化や後継者不足も同様に深刻な状況であります。これらの状況は、農業生産基盤、優良農地の維持のみならず、地域コミュニティーの 衰退など悪循環をもたらし、様々な影響が懸念されます。

こうした中、今般、人・農地プランを地域の農業・農地利用のマスタープランとするため、 地域計画を町が策定することが来年4月から法定化され、本町においても農業委員会や関係 機関などと連携し、地域計画策定に向け取り組んでまいります。

地域計画では、地域での話合いを通じて、10年後に目指す農地利用の姿を地図化することになるため、農地一筆ごとに農業者の利用意向などの情報を見える化します。この情報を地域の農業者、農業委員会などと共有することで、利用意向が見えにくかった農用地についても活用の可能性が広がるものと期待しています。

現状把握は全ての出発点と考えます。地域での話合いにより地域の現状を再確認し、自分たちの暮らす地域はどのような特性を持っているか、地域の持つ強みや弱みなど、最低限の共通認識として明らかにし、地域の方々への理解の浸透を図りながら、今後の農地利用や担い手の確保策をまとめていきたいと考えております。

2点目の、新規就農者等への農用地指定区域の条件緩和が必要とのご質問ですが、現在、 町では新たに農地を権利取得する場合には、農地法に規定された下限面積要件により、30ア ール以上の耕作面積が必要でした。

先般、農地法の改正により、来年4月からこの下限面積要件については、新規就農の促進を図るなどの観点から、廃止されることになりました。ただし、本改正は下限面積要件のみの改正となっており、その他農用地取得に関する150日以上の耕作要件などについては、引き続き許可要件として満たす必要があります。

本町といたしましては、この改正を、遊休農地の発生防止、解消や、農業の担い手となる 意向を持つ人の着実な就農を後押しする従来の考え方に加え、新規就農促進の好機と捉え、 関係機関などと連携するとともに、町独自の支援策として、新規就農者への研修支援や、新 規就農者が地域の一員となり、地域の環境に溶け込んでいただくことが本町に定着する就農 の在り方と考え、地域での研修生の受入れ体制の支援を講じてまいりたいと存じますので、 ご理解を賜りますようお願いいたします。 3点目の、流域治水マスタープランの策定に係る今後のスケジュールと進め方についてお 答えいたします。

現在、二級河川一宮川水系の流域治水について、さらなる推進を図るべく、特定都市河川 浸水被害対策法に基づく、県が行う特定都市河川の指定を受け、法手続を進めております。 これに併せ、河川管理者をはじめ住民、農業関係者、事業者、市町村などの流域関係者が流 域治水の理念や目標を共有するとともに、それぞれが取り組む具体的な対策、それらを実行 するための仕組みなどを取りまとめた流域治水マスタープランについて、令和5年度にかけ て策定手続を進めているとのことであります。

町においても、令和5年2月に長柄町部会を開催する予定であり、意見を集約し、提案したいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

4点目の、遊休農地や荒廃地を活用した流出抑制対策についてお答えします。

管内では、雨水を一時的に田んぼに貯留し、河川への流出を抑制する田んぼダムの取組が 進められておりますが、町内の遊休農地を活用した流出抑制については、現在、県とともに 検討中でございます。

検討に当たっては、1点目として対策に要する費用の工面、2点目として設置後の土地利用や維持管理、3点目として地域協力体制の構築などが課題となっています。

そのために、地域の皆様方や関係機関と連携し、実施に向け、一つ一つの課題の解決に向け取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

- 〇議長(古坂勇人君) 10番、柴田孝議員。
- **〇10番(柴田 孝君)** ありがとうございます。

新たに、農地の関係については、人・農地プランということで、今後、地域計画を策定するというようなことでございますけれども、総合計画においてはAIやIoTを活用したスマート農業と、そういうような普及という形で記載されていますけれども、非常にスマート農業については、私も一つ、この長柄町において、農作物はどういう作物を作ったらいいのか、またそういうような選定ですよね、資金が高くなるということで、非常に難しい面があるんじゃないかなというふうに私も考えているんですけれども、まずそういう中でスマート農業というのは、企業だとか、いろいろ協働で進めていかなければならないということで、難しい面で、企業の理解も必要なことだと思います。

今の答弁の中では、人・農地プランという、地域の計画を聞きながらということですので、 それはぜひ、今後、やっぱり喫緊、今、農業経営者というのは70代、80代、何年、耕作でき るかという、本当に差し迫った問題だと思います。そこで、耕作放棄地だとかということで、 荒れに荒れて、生活環境は本当に住宅地、谷津あいであれば何とか我慢もできるんでしょう けれども、住宅が、皆さんが生活している中の目の前が荒廃してきた場合、やっぱり生活環 境というのは、何だ、こんなところに住みたいかよということで、人口減少を止めるために も、生活環境、いろいろ整備というか、荒廃していなくて、利用、活用されて、いいところ だねという思いになるかと思いますので、そういうところを含めて、ひとつよろしくお願い したいと思います。

再質問ということですけれども、今お話ししましたけれども、地域の現状と意識を高めて、話合いの場を持って地域に入り込んでいかなければ、このものはなかなか進まないんじゃないか、今言ったように高齢化が進んで、本当に耕作放棄という人たちが増えてくると思います。それが町の現状じゃないかと思うんですけれども、耕作放棄地等の集約的な土地利用は、答弁でもありましたけれども、地元に入るということで、行政サイドで推進は無理な話なので、私の思いでは、農協を軸に企業の理解を得て、力を貸していただいて、支援いただいて、進出のしやすさ、地権者等の理解を得て、農地の提供を行い、そして牽引していくために仲介役が必要じゃないかなと思います。行政がここに入って、職員が少ない中で、ここに、いろいろ説明会だとか、いろんな形で入っていくにはちょっときついのかなというふうに思っていますけれども、このような、やっぱり一つの流れというか、組織的に進めていかなければならないのかなというふうに思います。

だから、この仕組づくりを今後行うに当たって、例えばアドバイザーとして千葉大学との 包括連携、体制や何か、今しているんですけれども、そういうところの知的、人的資源、交 流を最大限生かせるんじゃないかなというふうに思います。

そういうことで、将来は本当に、将来じゃなくて、もう明日にも、近々、近年において、 即取りかからなくちゃいけないんじゃないかなということで、そういうような生活基盤づく りをやっぱりつくっていかなくちゃいけないのかなというふうに思いますので、その辺のも う一歩、先ほどの答弁でありましたけれども、農地の集約ということもあるんですけれども、 地域計画ですか、そういうところを含めた中のものを、具体的にというか、どんな形で進め ようとしているのか、もしあればお聞かせください。

○議長(古坂勇人君) 答弁願います。

小泉産業振興課長。

○産業振興課長(小泉義彦君) お答えいたします。

地域計画の進め方というところのご質問でよろしいかなと思いますけれども、まず地域、 自治会等のまとまったところに、10年後の農用地をどのようにしたらいいかということで、 農業者とか非農業者を含めて、農業と農地利用、その他、土地利用の在り方について話合い を持っていくというところでございます。こちらは、農業委員会の委員さんも含めた協力を 得た中で、こちらのほうは地域に入って進めてまいりたいと思っております。その中で、農 地をどう利用していく視点の中で、地域農業の将来の姿を農業者、関係団体で協議していく ということになります。

そこで地図を作っていくというわけでございますが、目標地図ということで、地域全体の 地図を見て、この農地はどうしたらいいのかというところを一つずつ、受け手、貸手、自分 がやる、農地保全するというところを区分していきたいと思っております。これを地図とい う形にして見える化するわけでございますが、地域の方々のご協力を得ながら、農業委員会、 関係機関と連携しながら、この辺は進めてまいりたいと思っております。

令和5年、来年の4月以降、早い、この辺の、地域に入る体制というのは、今かねても検 討しているところでございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(古坂勇人君) 10番、柴田孝議員。

〇10番(柴田 孝君) ありがとうございます。

初めは行政のほうから担当のほうが入っていくんじゃないかなと思うんですけれども、その辺で、かなり貸し借りだとか、いろいろ条件が入ったときにつくかと思いますけれども、やはり今後、地域マップというか、使い方ですよね、その辺を明確にというか、ある程度ラインを引いて具体的な検討を進める必要があるかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、次ですけれども、危機管理、危機管理というか、流域治水、この辺の話というか、再質問させていただきたいんですけれども、危機管理体制について、流域治水ということでなかなか進まなくて、去年、町部会は1回できたと、しかやらないんですけれども、なかなか同じ状況で県もあまり、オール千葉県でやるということでは言っていたにもかかわらず、最終的に出てきたのは担当課が数名といった形で、初めは20人ぐらい、わーっと来て、オール千葉県でということで、みんな、顔をそろえてきたんですけれども、どんどん細まってきて、何をやるのかなという形で、どういう事業が起こせるのかということで、流域治水って、幅広い事業を取り入れてやるんだということを聞いているんですけれども、なかなか進まないのが現状じゃないかと思うんですけれども、先日、私も千葉県知事のお話を聞く機

会がありまして、千葉県誕生から、令和5年で150周年を迎えるというふうなことだそうです。熊谷県知事も、新しい千葉の時代を開くという中で、基本目標に、1番目に危機管理として、ここに挙げているんです、私は資料をもらったんですけれども、そういう中で、1つ目に民間企業との連携による停電対策等の推進、2つ目に一宮川水系の流域治水の推進、3つ目に市町村等関係機関との連携体制の構築など、災害に最も強い県にと述べられました。県知事が目指している、災害があったからこそ災害に強い県にという思いです。

そういう思いを持っている中で、長柄町も、先ほど述べました流域治水の関係の部会や何かもあるんですけれども、災害に強い町に向けて、自然災害の課題と具体的な対策をしっかりと示しながら、一日も早い安心・安全な町づくりが求められていますので、県への強い要望や財源確保、そして連携強化を図って、流域治水となると、今、県の管理河川である一宮川、それから水上川が主体になるんですけれども、流域治水ということになれば、普通河川だとか、先ほど言った農地の荒廃地、耕作放棄地だとかいろいろ活用した中の遊水池だとか調整池だとかというところが入ってくる。そういうことになると、やっぱり町の職員でやらざるを得ないんじゃないかなと。

だから、そういうところを含めて、全体的な職員の養成というか、協力体制のものだとか というものを養成しながら、ぜひやっていってもらいたいと思いますけれども、そういうと ころで、流域治水というものをどんな形で町は今後進めていくのかということを、もし今の 段階で、こういうことをしていきたいというか、あればお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

若菜建設環境課長。

〇建設環境課長(若菜聖史君) お答えいたします。

現在、県では、一宮川の氾濫をできるだけ防ぎ、減らすための対策を、令和11年度までに中・上流域の浸水対策といたしまして、113億円をかけ調節池建設をはじめ、変更となりました河川整備計画に基づき、河川の整備を図ることとしております。

町といたしましても、県と連携し、事業の推進に努めるとともに、河川アダプトなどの地域の取組を推進してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 10番、柴田孝議員。
- **〇10番(柴田 孝君)** ありがとうございます。

今、事業費113億円という額が事業費として、これは一宮川の改修ですよね。水上川だとか普通河川だとかって、まだ具体的な内容、今測量して、計画中、新たな事業を起こすんだろうと思います。

そういう中で、町として、最初にもちょっと話しましたけれども、メニュー出し、町としての考え、どう流出抑制するんだというところのメニュー出しだとか、メニューに、どこを候補地にするんだとかというものを視野に入れて、地域になるべく早く情報発信していくことが重要じゃないかなというふうに考えます。その情報によって、地権者等の協力がより得られやすく、事業を進めやすいというふうに考えます。

一宮川流域での、先ほど、5年の2月ですかね、部会を開く予定だということでございますけれども、その部会の中で候補地等というか、それまでの間、ある程度候補地等を、町民というか地域に下ろさなくても、部会の中でここの地域、自治会の上流部だとか荒廃地だとかという、候補地的なものを示されるような段階になるんでしょうか。

また、今までみたいに部会で今の状況をただ報告を願うだけじゃなくて、町としてこういうもの、候補地があって、メニュー出しをして、その中で事業に振り分けてもらって、補助事業対象になるのかならないのか、そういうところはあると思うんですけれども、やっぱり町で、そういう候補地だとかメニュー出しをして、事業にその条件、補助事業に対しての条件に合うのか合わないのか、そういうところの振り分けを早めにしていかないと、災害はいつ起こるか分からないし、だんだん、豪雨の被害というか、毎年大きくなってきているわけなので、そういう候補地等を、次回の2月ですか、出せるような状況なのか、もし案的なものというか、今のお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(**古坂勇人君**) 答弁願います。

若菜建設環境課長。

○建設環境課長(若菜聖史君) お答えいたします。

いわゆる、長柄町における氾濫を防ぐ、減らす対策ということにつきましては、先ほど町 長の答弁にありましたとおり、さらに県と検討や研究を重ねた上で、情報を発信してまいり たいというふうに考えるところです。

まさしく、先ほど議員のお話にもありましたとおり、県は現在、調査、測量に入っておりまして、この結果を踏まえシミュレーションをするというふうに承ってございます。そのシミュレーションに併せて、本町における対策というものを連携し、検討していきたいということと考えておりますので、現時点で、来年の2月に予定しております部会に具体的なご提

案ができる状況にはございません。

来年の2月の部会におきましては、マスタープランの内容について、本町ができること、 やれること、そういったことについてご提案できることがあればということで考えておる次 第でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 10番、柴田孝議員。
- **〇10番(柴田 孝君)** ありがとうございます。

次回の町部会、マスタープランの提案ということなので、どういう事業化が図れるのかということでしょうけれども、準備として、これについて、また部会のほうで具体的な候補地だとか提案をさせていただきながら、つくって、一緒に進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、2点目ですけれども、2項目めに入りますけれども、高齢者、障害者等の移動 手段の確保についてであります。

1点目に、路線バスの廃線や減便から交通サービスの低下により、利用者ニーズ、いわゆる通学、通勤、通院、また買物などの利用時間帯に合わないため利用者が少ないのが現状になっているんではないのかなというふうに思います。

現在、交通手段の利便性の支援については、高齢者等外出支援タクシー、福祉タクシー、 介護タクシーなどの助成制度がありますが、利用者ニーズや実態としての利用状況はどうな のか、また福祉部門や医療機関との連携、その後の条件緩和等、外出、移動しやすい環境づ くりが必要と考えますが、どのように取り組んでいくのかお伺いします。

2点目に、高齢者等外出支援タクシー助成等の支援でありますけれども、町内における高齢者等外出支援タクシー助成事業については、高齢者等の利用者の負担が大きいため利用回数が限られ、利用したくても控え、困っている方がいるんじゃないかというふうに、私が耳にします。

そういうようなことで、現在の制度では、一定の条件を満たした方で、基本的に75歳以上の高齢者等は1年間で1,000円券が48枚だとか、人工透析の方だとか妊産婦の方、出産後だとか、そういうことで利用できるということですけれども、1回の上限が3,000円となっていると思います。

利用者の通院や買物等は、特に水上地区では商店が本当になくなってきています。あと1 店舗ですね、小売店舗というか、雑貨屋さんがあるんですけれども、水上地区では、どうし ても茂原市や市原市に買物だとか通院行くことになるんですけれども、片道、私が使って、 タクシー代だと約4,500円か5,000円ぐらいになる場所もあります。往復で約1万円ぐらいに なろうかと思います。

日常生活の必要な利用回数としては、例えば高齢者の使用は、1回3,000円では年6回分なんですね。ですから、単純にいうと、1年間に年6回ということは、ほとんど二月に一遍とかいう形になっちゃうんじゃないかと思いますけれども、かなり利用者負担が大きいものと考えてています。

そこで、利用者ニーズに合った助成支援内容を検証し、利用者の声を聞きながら、利用者 の負担軽減、利用のしやすさ、町民が住みたい町として、今後、町民への交通手段のサービ ス向上とした制度の検討が必要と考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

以上で2回目の質問とさせていただきます。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

月岡清孝町長。

○町長(月岡清孝君) 高齢者等の外出支援タクシー助成等の支援についてお答えいたします。 1点目の利用者ニーズや実態、医療機関との連携、環境づくりについて、2点目の助成支 援の検証、検討について、併せてお答えします。

高齢者等外出支援タクシー利用助成事業については263名の申請があり、年々増加している状況でございます。ご承知のように、年間4万8,000円分のタクシー券を発行し、利用していただいております。また、透析が必要な方については年間14万4,000円、妊産婦の方は最大6万4,000円の利用ができ、1回の利用につきましては3,000円が上限となっております。

利用者のニーズについてですが、町外に出かけるには自己負担額が多くなるということで、 利用券の増額を希望する声を伺っております。利用については、毎年申請をいただいており ますので、その際に聞き取りなどをして検証しながら進めてまいりたいと存じます。

また、利用者のニーズに合った助成支援の検証につきましては、高齢者の町内無料移動支援の可能性など、長柄町福祉有償運送運営協議会を開催し、関係機関のご意見をいただきながら検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

- 〇議長(古坂勇人君) 10番、柴田孝議員。
- **〇10番(柴田 孝君)** ありがとうございます。

これは、非常にいろんな、日本各地、地方においては非常に大きな問題で、簡単に解決する問題じゃないということは、私も十分承知しているつもりでございます。

これを、じゃ、もっと増やすよとなかなか言えないところ、やっぱりその町の財源につながるんですよね。何でもかんでも全て、助成金だとかということで町が負担していけば、町は当然破綻していく形になるんじゃないかと思いますけれども、そういうことで、先ほどありましたけれども、この辺は、住民ニーズというか、今、聞き取りをやっているということなので、どういう意識、どこまでしたらいいのか、聞き取りをやっているんでしょうけれども、もう少し深く町民の側に立って、声を吸い上げて、どういうふうにしていったらいいのかということで、町の福祉有償運送運営協議会ですか、この辺は年にどのくらいやっているのかどうか分かりませんけれども、何回ぐらいやっているのかお聞きしたいと思います。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

森田健康福祉課長。

〇健康福祉課長(森田孝一君) この協議会につきましては、3年に一遍ということで開催のほうはしてございます。

以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 10番、柴田孝議員。
- ○10番(柴田 孝君) 3年に一遍ということですけれども、各年のタクシー券だとか、そういう申込みの際に聞き取りをやっているという形で聞いているんですけれども、それを反映させて、どういう意見が多いのかというところももう少し深めて、幾つか色分けをさせた中で制度設計をしていかなければいけないのかなと。

特に、私が考えているのは高校生の通学なんです。親御さんが送り迎えしたり、最悪というか、町外に、駅の近くにアパート借りちゃったりして、親子そろって住所変更して、町外に出ていっちゃう、これがやっぱり現状じゃないかなというふうに、私の知っている人でもそういう方がいるんですね。

町から通えるふうにしたら、どうしたらいいのかというところをもう一度、3年に1回じゃなくて、毎年、申請のときに聞き取りやったりしているんだろうと思いますけれども、協議会をもう少し頻繁に、年に1回やって、検証を評価して、どういうふうな見直しが必要なのか、制度づくりが必要なのかというところを、ぜひ形で進めていただきたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

やっぱり、バス、特に水上地区はバスが朝晩1本ずつなんですね。これについては、小湊 バスさんに非常に負担がかかっているという、前も質問したんですけれども、そういう答弁 があって、理解を得て運行してもらっているんだよということを聞いていますけれども、住 みにくい町となって、イメージダウンをしてきて、移住者が買物もできない、通勤というか通学、子供たちを送り迎えしなくちゃいけない、高校生なんかはテスト期間中だとか、いろんなイベントとかあると、通常の時間帯じゃなくて、特にテストや試験があったりとかというと、休んで送迎しなくちゃいけないとか、非常にその辺が何とかしてほしいんだよという声を聞いていますので、どうかその辺、思いをそこの協議会に反映させて制度設計をしていただきたいというふうに思います。

そういうところで、いろんな方、関係機関、町民を含めて、いろんな事業者も含めて、また違う形で、送迎をやっている施設や何か、空いている11時、3時とか、送迎が終わった後、協定を結んだりとか、そういうのも活用できるのかどうか。法的にどうなのか分かりませんけれども、その辺は研究して、検討していただいて、そういうところも協定を結んで、あまり財政負担かからない形、お互いにあってもいいんじゃないかなというふうに思っていますので、そういう運営協議会においてでも、そういう形の議論をさせていただければというふうに思います。

最後になりますけれども、月岡町長、4か月という過ぎた中なんですけれども、管理職、皆さんを含めてリーダーシップを取って、指導力、組織の構成員に対する職員への指導を重点にして、いろいろと管理運営の統制を、教育の充実というか、皆さんがそうやって提案して、町政をよくしていただきたいというふうに思いますので、ぜひ皆さん、町長をはじめ管理職の皆さんには、リーダーシップを取って、今後、施策を進めていただきたいということで、質問を終わります。

○議長(古坂勇人君) 以上で柴田孝議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午前11時といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時00分

○議長(古坂勇人君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

◇ 鶴 岡 喜 豊 君

- 〇議長(古坂勇人君) 5番、鶴岡喜豊議員。
- ○5番(鶴岡喜豊君) 皆さん、おはようございます。5番、鶴岡喜豊です。よろしくお願い します。

傍聴人の皆様におかれましては、師走の忙しい中、議会の傍聴に足を運んでいただき、ありがとうございます。

ジャネーの法則によると、人間は年を取るごとに、体感する1年は相対的に短くなるそうです。私も最近は1年の月日が短く感じますが、物事のけじめ、結論、結果が白か黒かはっきりせずグレーでは納得いかない性格は、昔から変わりません。

今回の一般質問は、9月の定例議会の一般質問において町長の答弁に納得できなかった点などを再質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告どおりに質問をさせていただきます。

最初に、9月の定例議会で私の質問した民生委員の活動について、町長と県の担当の見解 の違いについて伺います。

町長は、私の質問した民生委員の活動について、個人の活動と考えると答弁されましたが、納得いかず、11月4日に県の健康福祉指導課の民生委員の担当に電話をかけ、質問した内容と同じことを説明しました。担当の職員は内容をよく理解していただき、民生委員の不適切な活動について、長柄町に連絡をして事実確認をするように指示したと、折り返しすぐに私に電話をいただきました。

そのとき、私は、民生委員の不適切な活動が事実と確認できたなら民生委員の処分を、町では、町長を応援した民生委員なので、何もできないので、県でできないかと聞きましたが、 それは県ではできない、町ですることだと言われました。

また、公職選挙法により、全ての公務員は選挙運動及び選挙運動類似行為は禁止されています。全ての公務員とは、国または地方公共団体の職務に従事している全ての人をいい、一般職か特別職か、常勤か非常勤か、職務の内容などは一切関係ありません。例えば、消防団員なども全ての公務員に含まれ、特定の候補者を推薦、支持するための活動は公職選挙法第136条の2により選挙運動類似行為とみなされ、禁止されています。

厚生労働大臣により委嘱される特別職の民生委員は、町長の答弁では、職務を離れ個人と して政治活動をすることは禁止されていないので、民生委員による個人活動だと答弁されま したが、間違っていると思いませんか。民生委員は、職務を離れても、身分は特別職の公務 員です。その民生委員が月岡町長と古坂議長と3人で一緒にリーフレットを持参して、月岡 をお願いしますと各家庭を訪問した行為は、期日前投票に送迎して月岡候補に投票させる行 為は、町長を支持し、特定の候補者を支持した行為に当たり、公職選挙法136条の2により 禁止されている選挙運動類似行為とみなされ、民生委員法だけでなく公職選挙法にも抵触し ているものです。

町長は説明しても分からないので、県の担当に説明して分かっていただきましたが、町長 にもぜひ分かっていただきたいと思います。

町長は、自分の応援していただいた民生委員だから、自治会内を一緒に訪問しても、高齢者の送迎をしても民生委員法に抵触しているとは言えないんだと思いますが、民生委員法だけではなく公職選挙法にも抵触しており、誰かが指摘しなければ、勝てば官軍で何をしてもいということになり、町長はそれでよいと考えているのか、まず伺います。

また、このように指摘されても、個人の活動であると考え、県の担当と違う意見で、民生 委員法及び公職選挙法に抵触していると考えずに、法を無視して、町政のかじ取りを今後も 行うのか、町長の考えを伺います。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

月岡清孝町長。

〇町長(月岡清孝君) 鶴岡議員の質問にお答えします。

千葉県の民生委員担当の方と私の見解の相違というご指摘でございますが、県の担当課に 伺ったところ、民生委員法では、職務を離れた個人的な政治活動まで禁止しているものでは ありませんが、法第16条の政治活動について周知徹底に努めるよう、指導いただいたところ です。

本町では、7月15日に開催された民生委員・児童委員の定例会において、民生委員法第16 条を含めた法全体について周知させていただきました。

民生委員の政治活動等については、今後も法令遵守を周知徹底して、誤解を招くことがないよう指導してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

- 〇議長(古坂勇人君) 5番、鶴岡喜豊議員。
- ○5番(鶴岡喜豊君) 公職選挙法についてはいかがでしょうか。
- 〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

内藤選挙管理委員会書記長。

〇選挙管理委員会書記長(内藤文雄君) お答えいたします。

議員のご指摘であります公職選挙法の第136条の2でございますが、そこにつきましては、 公務員の地位利用による選挙運動の禁止ということで、全ての公務員はその地位を利用した 選挙運動や選挙運動の類似行為は禁止されているということで書いてございます。

そこに書いてございます、その地位を利用してというところが問題になると思いますけれども、この解説を読みますと、職務上の影響力または便益を用いて第三者に働きかけることをいうと。民生委員に限らず普通の公務員の場合は、補助金の交付とか事業の許認可などを持つ公務員が、外郭団体や請負業者に対して職務の影響力を利用するということで定められております。

民生委員の場合には、あくまでも要援護者に対して地位利用をすることで、例がいいかどうか分かりませんけれども、例えば自分の政治上の主義主張に従うならば、社会福祉実施上の便益を図るなど約束してはいけないということでありまして、そのほかには要援護者以外の住民に対する政治活動は禁止されていないということで解釈されております。

そういうことから、9月の答弁では、民生委員の地位を利用した活動に当たらないので、 職務を離れた個人的な活動であるという町長の見解をお示ししたところでございます。 以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 5番、鶴岡喜豊議員。
- ○5番(鶴岡喜豊君) これは、いつ言っても、抵触している、抵触していないの平行線だと 私は考えています。

森田課長に伺いますけれども、11月4日、私、電話したんですけれども、そのとき、県の担当のほうから町のほうに指導したということで、折り返しすぐ電話をいただきましたけれども、町のほうに事実関係を確認してくださいということで電話をしたと聞きましたけれども、事実確認したんでしょうか。

- ○議長(古坂勇人君) 森田健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(森田孝一君)** 県のほうからは、逆にうちのほうから問合せをしたところで ございますけれども、不適切な状況であればということで、不適切な活動が疑われるのであ ればというところでの指導だったというところで記憶してございます。それで、それがある ならば事実確認をしてくださいという指導をいただいております。

以上でございます。

〇議長(古坂勇人君) 5番、鶴岡喜豊議員。

- ○5番(鶴岡喜豊君) では、不適切な活動ではなかったということで、事実確認しなかった ということですか。
- 〇議長(古坂勇人君) 森田健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(森田孝一君) その不適切な活動というのが曖昧なところもございますので、 一応、民生委員全部を通じまして、再度、民生委員法についての周知をさせていただいたと ころでございます。

以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 5番、鶴岡喜豊議員。
- ○5番(鶴岡喜豊君) 9月議会も12月のこの議会も当然平行線だと思っておりましたけれども、町には顧問弁護士がいると思います。私が、民生委員法第16条、公職選挙法第136条の2に抵触していると言っているのだから、弁護士に相談してみたらいかがですか。
- 〇議長(古坂勇人君) 内藤総務課長。
- 〇総務課長(内藤文雄君) お答えいたします。

先ほど言った地位利用につきましては、こういう法の解釈がされておりますが、議員さんのご指摘のとおり顧問弁護士さんがいらっしゃいますので、今後また問合せのほうをしていきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 5番、鶴岡喜豊議員。
- ○5番(鶴岡喜豊君) 民生委員などは当然地位利用だと思いますよ。困窮している人の生活を助けたり云々というのが民生委員の活動だと思いますけれども、いつもお世話になっている民生委員さんの方が、3人で立候補者と同時に訪ねてきたと、いつもお世話になっていると、じゃ、私も応援しましょう。それが人間の道理じゃないですか。どう考えますか。
- 〇議長(**古坂勇人君**) 答弁願います。

内藤総務課長。

〇総務課長(内藤文雄君) お答えいたします。

先ほどの答えとまた重複してしまいますけれども、民生委員の場合には、あくまでも要援 護者に対しての地位利用ということで、応援してくれるならば、何か後でご褒美をあげるよ というような約束を、社会福祉実施上の便宜を図ると先ほど言いましたけれども、そういう 約束をしてはならないというふうに定められていると解釈しております。

以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 5番、鶴岡喜豊議員。
- ○5番(鶴岡喜豊君) 私は、今、民事訴訟の係争中ですが、弁護士は同じ条例の解釈でも、被告と原告の弁護士では、皆さんも知ってのとおり当然、意見書など、正反対の意見です。町の顧問弁護士ですから、相談すれば、今、内藤課長が言ったように個人の活動だというほうに持っていくかもしれません。

しかし、最近のネット、ユーチューブで全国の市町村の議会中継や警察の摘発を見ると、 福岡県豊前市では、市長選挙で告示前に「来期もやっぱり!ごとう元秀」と記載された名刺 を数十枚有権者に配布しただけで、現職の市長が、1年半も前のことなのに、今になって警 察に摘発されています。書類送検されています。

私にすれば、怒られるかもしれませんけれども、たったこれだけのことで1年半も前のことを書類送検するなど、警察はどのような捜査をするのか分かりませんが、今回の民生委員の活動のほうがよほど民生委員法及び公職選挙法に抵触していると考え、警察に、民生委員法、公職選挙法に抵触していると告発しなければ、議会でこのように指摘しても非を認めず、町では何も指導しないで、このままでいるのか、森田課長、選管の内藤局長に伺います。

- 〇議長(古坂勇人君) 内藤総務課長。
- 〇総務課長(内藤文雄君) お答えいたします。

今、鶴岡議員が言われた豊前市ですか、おのおのの背景とか、その辺はよく分かりませんけれども、先ほど議員さんのほうから言われたとおり、顧問弁護士さんに相談を今後していきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 森田健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(森田孝一君)** 総務課長お答えのとおり、顧問弁護士さんのほうに相談させていただくとともに、うちのほうの課といたしましては、この民生委員さんには再度、周知のほうは徹底させていくというところで考えております。

以上でございます。

- O議長(古坂勇人君) 5番、鶴岡喜豊議員。
- ○5番(鶴岡喜豊君) 法について、幾らやり取り、質問、答弁しても収まらないと思いますので、これで終わりにしたいと思いますけれども、森田課長にちょっと伺いますけれども、県の民生委員と私、電話しているときに、山之郷西部地区の民生委員は、私が11月で任期が辞めるので何の違反をしてもいい、今度はSさんが民生委員になると言っていてと聞き、あ

きれました。

Sさんが新しい民生委員に委嘱されたら、このあきれた発言も事実であると県の担当に話をしましたが、町の民生委員がこれでよいのか、民生委員の資質をどのように考えているのか、森田課長に伺います。

- 〇議長(古坂勇人君) 森田健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(森田孝一君)** 今のご意見につきましては初めて聞いたので、知りませんで した。それが本当だとすれば不適切だと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 5番、鶴岡喜豊議員。
- ○5番(鶴岡喜豊君) 山之郷西部地区の民生委員、今度、新しくSさんに替わったかどうか、 その確認させていただけるでしょうか。
- 〇議長(古坂勇人君) 森田健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(森田孝一君)** 言われております民生委員さんにつきましては、多分間違いないと思いますが、替わってございます。

以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 5番、鶴岡喜豊議員。
- ○5番(鶴岡喜豊君) 確認させていただけるかどうか聞いたんであって、間違いありません という答弁じゃないです。私に、Sさんに替わったかどうか見せてもらえるかということな んですけれども。
- 〇議長(古坂勇人君) 森田健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(森田孝一君) 12月1日で民生委員の改選が全国で行われましたので、今度、 12月の広報になるかとは思いますが、その替わった委員さん全ての方の名前等を掲載する予 定でございます。

以上でございます。

- O議長(古坂勇人君) 5番、鶴岡喜豊議員。
- ○5番(鶴岡喜豊君) それでは、次の質問に入りたいと思います。

次に、9月の定例議会で私の質問した責任世代というスローガンについて、町長と私の見解の違いについて伺います。

11月2日にあった議会広報編集特別委員会で佐藤議会事務局長に言われました救心製薬に電話をかけて確認しました。いろいろな人が責任世代というスローガンを使用しています。

また、使用者の一覧表まで提示され、最後には米印で、商標登録をされていないと付け加えることになりました。また、町長も来訪の際、ほかの人も責任世代というスローガンを使っていますと言われました。

これらを考えると、私が責任世代というスローガンを使用したことがいけないことだと質問していると、町長は勘違いしていると思います。

9月の議会の質問の中で私は、商標登録をされていないからいいようなものの、商標登録 されていれば大問題ですと言っており、私自身、商標登録されていないのは百も承知で、救 心製薬の広告コピーは、誰がいつどこでも自由に使用してよいと理解しています。

私の質問を理解せず、何の確認のために救心製薬に電話をかけたのか、あのような文章を 広報の委員会で配付したのか理由が分からず、私は憤慨しました。しかし、確認の内容が、 商標登録の有無のこと、広告コピーの使用のことなら、既に理解していることなのでいいで すけれども、救心製薬に電話をかけたことにどんな意味があるのか伺います。

そして、9月議会の町長の答弁は、いろいろなものを背負う世代のことで、これからの町づくりには云々という内容で、責任世代という用語の説明で、私にしてみれば、私の質問に対する答弁ではありませんでした。

今回は、読み原稿も渡し、質問の内容も十分に理解していただいていると思い、改めて質問します。

私は自分で、選挙ごとにスローガン、リーフレットの内容を考え、選挙戦を戦い、他人のスローガンのまねをしません。また使用もしません。しかし、町長は自らスローガンを考えず、選挙の公報、立て看板に、自分の考えたスローガンのように救心製薬の広告コピーをまねて使用することを何とも思わないのか、どうして使用したのか、町長の考えを伺います。

〇議長(**古坂勇人君**) 答弁願います。

月岡清孝町長。

○町長(月岡清孝君) 責任世代というスローガンについてのご質問ですが、主に30代から50 代の方々は職場での責任の重さも増し、家庭においては世帯の中心的な立場にあって、子育 てに責任を持ち、さらには両親等の見守りやサポートが必要になる世代とイメージしており ます。

そういういろいろなものを背負う年代のことで、これからの町づくりには積極的に町行政 に参画してもらい、町を活性化していきたいとの思いを前回の議会で答弁させていただきま した。 議員のご指摘のとおり、10代には10代の、70代の方には70代の責任が、それぞれの立場に おいて当然あると思いますが、その中でも広範囲に責任も重く、またその責任を受け止める ための活力に満ちている年代の方々に様々な場面にて活躍していただきたいとの思いには、 変わりはありません。

ご質問の責任世代という言葉が製薬会社の広告用語として使用されていたことは存じ上げませんでした。私としては、通常の汎用語として認識していたもので、前段で申し上げた私の政治家としての理念、理想を表すのにふさわしいと自分なりに考え、提示いたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

- 〇議長(古坂勇人君) 5番、鶴岡喜豊議員。
- ○5番(鶴岡喜豊君) 救心製薬の広告コピーと知らなかったというか、世間に出回っている言葉で、町長がいいなと思って使ったということならば仕方ないかと思いますけれども、今後気をつけていただきたいと思います。

物まねじゃないということは分かりましたけれども、町長も知っていると思いますけれども、議会基本条例制定の際、大多喜町の物まねをして、私が物まねを指摘したら、基本条例制定委員会の委員長を、無責任にも勝手に辞めてしまいました。また、東金市議会の物まねで、会派の一般質問を、私は反対しましたが、無理やり導入して、一人で一問一答ができない会派の一般質問は、6月議会で実施した後、7月の選挙で自分は立候補せずに、会派の一般質問もなくなってしまいました。

このことから考えても、参考にするならまだよいと思いますけれども、物まねをすることは、自分で後先のことを考えず、結果は全て失敗に終わります。町長も物まねだけではなく、今後いろいろ後先のことを考えて、さっき、知らなかったという答弁をいただきましたので、私も了解しますけれども、物まねをするんじゃなくて、それらは一番いけないことだと考えておりますので、今後そのようなこと、物まねがないように、町長は物まねについてどのように考えるかお聞きしたいと思います。

意味分かりますか。今まで、議長をやっているときに、そういう物まねした議員がいたじゃないですか。これは載せないでいいんだけれども、物まねについてどう思っているか、町長が物まねじゃないというのは分かりましたけれども。

- 〇議長(古坂勇人君) 月岡清孝町長。
- 〇町長(月岡清孝君) 鶴岡議員の質問に答弁いたします。

私、この9月から町政運営のほう、長としてさせていただいております。

今、全然、話が変わっちゃうかもしれないですけれども、他の行政でやっていること、すばらしいことがあれば、私はそういうところはどんどんまねて、またよくしていく、そういう考えを持っていますので、ご理解いただければと思います。

- 〇議長(古坂勇人君) 5番、鶴岡喜豊議員。
- ○5番(鶴岡喜豊君) 私はですね、物まねでも、猿まねはよくないと思っているんですよ。 行政のいろんないいところを参考にして、それを取り組む云々というのは認めますよ。猿ま ねはよくないと思いますので、その辺は気をつけてもらいたいと思います。

それでは次に、移住定住政策の地域の環境整備、私道の舗装について伺います。

町内を見たとき、宅地開発されている箇所が幾つもあり、家の前の道路は舗装されていません。それは家の前の道路が私道だからと、以前に一般質問して分かっています。しかし、家の隣の空き地、既に空き家になった家屋など、家の前の道路が未舗装であれば、誰が土地を買収するでしょうか。誰が家屋を買収するでしょうか。誰もがほかの市町村の、家の前の道路が舗装になっているよい環境の物件を当然探すと思います。

今住んでいる住民より、長柄町は家の前の道路が私道でも舗装し、環境の整備をしてくれると口コミで広がり、不動産屋も物件の紹介がしやすくなり、土地を買収して家を建て、中 古物件も買収され、定住者が増えると思います。

現在行われている材料支給制度ではなく、個人の宅地の入り口ではなく、そこに住んでいる複数の人たちが使用する道路だと考え、考え方を変えて、私道だからではなく、移住定住の政策の一つ、環境整備だと考え、私道ですが、舗装するべきだと私は考えていますが、町長の考えを伺います。

〇議長(**古坂勇人君**) 答弁願います。

月岡清孝町長。

〇町長(月岡清孝君) 地域の環境整備、私道の舗装についてお答えします。

長柄町宅地開発事業等指導要綱では、道路は砂利敷又は舗装しとされておりますので、何らかの理由により舗装がされなかったものと思われます。

私道の整備に当たっては、利用者の方々からもその整備についてご相談をいただいている こと、状況により資材を支給し、対応していることは承知しております。

主体はあくまで利用者の皆様と考えており、支援ができるよう補助金制度を創設したいと 考えていますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

〇議長(古坂勇人君) 5番、鶴岡喜豊議員。

- ○5番(鶴岡喜豊君) 町長が最後に言いました補助金制度と現在行われている材料の支給制度、どう違いますかね。材料を支給しても工事費は個人が払う、補助金をどのくらい払うか、個人が払う分と補助金云々が同額だったら何も進歩は、進展はしないと思うんですけれども、その辺、どのように考えていますか。
- 〇議長(古坂勇人君) 若菜建設環境課長。
- **〇建設環境課長(若菜聖史君)** お答えいたします。

現在、資材の支給ということでやらせていただいておりますけれども、原則としますのは、 あくまでも補修程度の支給とさせていただいておるところでございます。

改めましてつくる補助金制度につきましては、その状況によりまして、舗装、修繕、これらが住民の方々主体としてできるよう助成をするものでございますので、ご理解のほどお願いいたします。

- 〇議長(古坂勇人君) 5番、鶴岡喜豊議員。
- ○5番(鶴岡喜豊君) 町内を回ると、宅地開発された場所が何か所あるか、数は云々と言えませんけれども、かなりありました。急な勾配のところもありました。未舗装のところもありました。その人たちも当然税金払っているんですよ。

それで、周りの家、5軒なり10軒の人がその道路を使っていて、個人のジョウゴと違って、 みんなが使っている道路、ただ、宅地開発した中の道路で、最近、寄附は受けない、最近っ て、随分昔から、寄附は受けないということで私道のまま残っちゃっていて、未舗装になっ ているんですよ、その現場は。

そういうところを、今度、町長が替わりまして、補助金を出して舗装するように努力するということで、大変いい答弁だったかと思いますけれども、今後、材料支給とか、その場所に応じて、穴を埋める合材を支給するとか、その程度ではなくて、周りから、町民がそこに空き地を買収する、空き家になった家屋を買収する、そういう環境整備、移住定住、そういう方向で見方を変えて舗装したらいかがですかと私は言っているんですよ。ですから、そんなちょこちょこしたことじゃなくて、全部舗装しちゃえばいいかと思うんですけれども、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

最後に、旧昭栄中跡地の公園について伺います。

9月の定例議会で池沢議員の、公園の場所はという質問に、町長は旧昭栄中の跡地を想定 していると答弁され、公民館の建設候補地として測量された現況の地形測量図に計画図を描 き、410万円の測量業務委託費も無駄にならずよかったと考えています。 その公園ですけれども、どのくらいの規模で、いつ頃建設するのか、町長の考えを伺います。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

月岡清孝町長。

〇町長(月岡清孝君) 旧昭栄中学校跡地の公園についてお答えいたします。

新たな公園の建設についてですが、ご質問にもございましたとおり、さきの9月議会の池 沢議員の一般質問におきまして、今後、町民の声を聞く機会を設けながら検討していくとご 答弁したところでございます。

改めまして、ご質問の規模や時期についてですが、現段階では全く白紙の状態でございます。まずは来年、子育て世代の方々を中心としたワークショップのようなものを開催し、幅広いご意見や要望をお聞きした上で、それらを参考に具体的な検討に入ってまいりたいと考えております。

また、通常の事業の流れですと、事業決定から、規模や公園のコンセプトなど基本的な設計を行い、その後に実施設計、建設工事となるかと思います。基本設計の段階では、概算事業費という重要なファクターも出てまいります。

それらも含めまして、もろもろ議会と情報を共有しつつ、ご意見を賜りながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

- 〇議長(古坂勇人君) 5番、鶴岡喜豊議員。
- ○5番(鶴岡喜豊君) 町長の答弁の中で、白紙の状態だということで答弁がございましたけれども、今、睦沢町が役場の隣に大変すばらしい公園を建設しているのをご存じでしょうか。 知らない。見に行ってください。

町長は田中町長と対談などして、ライバルなどという言葉も出てきましたが、今度、今、 白紙だということでしたけれども、計画するとき、ただ遊具を設置して、公園を設置するだ けでなく、郡内にない、県内にない、長柄町独自の公園、町外から大人、子供訪れるような 公園を建設していただきたいと思いますけれども、町長はそのような考えがあるでしょうか。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

月岡清孝町長。

〇町長(月岡清孝君) 鶴岡議員の質問にお答えいたします。

町内には、各地域に集会所など、児童遊具を設置した遊び場のようなものが散在しています。ただ、子供たちが本当に安全で広く走り回って遊べるような公園というのはございませ

ん。私もそのような公園を本当に考えているところでございます。

小さい頃、皆さん、公園とか自然の中で遊んだと思いますけれども、山があったら、山に 登ったりとか……

[発言する者あり]

○町長(月岡清孝君) そうですね。そういうのとか、また横に川があって、親水公園というか、ザリガニ釣りとかできたり、そういういろんな、昔やった遊びみたいの、そういうのを、もしそういうのが一緒にできるような公園機能を考えておりますので、そのような公園を目指して、ただ、千葉県一とか、そういうところは考えておりません。この地域で皆さんが集まってもらえる、この地域に来て、お昼ご飯、ピクニックでシートを広げてお弁当を食べたいんだよとか、そういうところで皆さんが集まって食べていただける、楽しんでいただけるようなものを考えております。

以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 5番、鶴岡喜豊議員。
- ○5番(鶴岡喜豊君) 町長の言うことはよく分かりますけれども、一歩飛び出た、新しい、町独自のもの、公園、町独自でこういうものを計画するんだと、優秀な管理職の方々いますので、ぜひ相談して頑張っていただきたいと思います。

今後、今言おうとしたことちょっと忘れちゃったんですけれども、町長が、あと3年半以上ありますよね。そうしたら、その3年半以上のうちにこの公園をぜひ実現していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

月岡清孝町長。

- 〇町長(月岡清孝君) できる限り努力したいと思います。
- 〇議長(古坂勇人君) 5番、鶴岡喜豊議員。
- **○5番(鶴岡喜豊君)** 町長によろしくお願いしまして、私の質問を終了させていただきます。 ありがとうございました。
- ○議長(古坂勇人君) 以上で鶴岡喜豊議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時といたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長(古坂勇人君) 休憩前に引き続き会議を再開します。 引き続き一般質問を行います。

◇ 佐久間 繁 英 君

- 〇議長(古坂勇人君) 1番、佐久間繁英議員。
- ○1番(佐久間繁英君) 1番、佐久間繁英です。よろしくお願いいたします。

また、傍聴人の皆様には、年度末のお忙しい中、午前中に引き続きましてのご参席ということで、大変ご苦労さまでございます。

私から質問をさせていただきますのは、副町長の推薦につきましてお伺いをしたいと存じます。

先般、10月26日に臨時議会が招集されましたが、その中で月岡町長より、副町長の推薦についての発議がございました。これにつきましては、議員の反対多数ということで否決をされ、結果、11月から現在に至るまで副町長が空席という状態が続いております。

私は、これまで2つの組織を経験してまいりましたが、円滑な運営をしていく中で、内外的にトップを補佐し、職員の統率管理をしてゆく職責については必要不可欠であると考えます。町政においても同様であると思いますけれども、月岡町長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(古坂勇人君) 答弁願います。

月岡清孝町長。

〇町長(月岡清孝君) 佐久間議員の質問にお答えいたします。

さきの臨時議会において提案いたしました副町長の人事案件につきましては、議会の皆様の同意が得られず、前田中副町長の任期満了から一月余り不在の状況となり、議会をはじめ町民の皆様に大変ご迷惑、ご心配をおかけしております。

議員のご指摘のとおり、副町長の職務は、地方自治法に基づき政策・企画をつかさどり、 補助機関の職員の担当する事務を監督するものとされています。

町行政を取り巻く環境は、年々高度化、複雑多様化し、また地方分権の流れも相まって、

地方自治体の責任は一層強まっております。

さらに、町長就任から3か月が経過しようとしていますが、具体的な施策の早期実現のためには、副町長という補佐役は絶対に必要と考えております。一日も早く適切な方の人選に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

[「適切な方なら賛成するわ」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(古坂勇人君) 1番、佐久間繁英議員。
- ○1番(佐久間繁英君) ありがとうございます。月岡町長も、今のお話を聞いて、私と同じような考えであるということが分かりました。

副町長については、先ほども申し上げましたけれども、内外において町長を補佐し、町民 皆様の負託に応え、町政及び第5次総合計画を進めていく上で大変重要なポストであると考 えます。

そういった中で、月岡町長には、喫緊の課題として早期に副町長の選出についてご検討願 えますようよろしくお願い申し上げまして、私からの質問とさせていただきます。よろしく お願いいたします。

○議長(古坂勇人君) ここで暫時休憩とします。再開は午後1時15分といたします。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時06分

〇議長(古坂勇人君) 会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

◇ 三 枝 新 一 君

- 〇議長(古坂勇人君) 7番、三枝新一議員。
- ○7番(三枝新一君) こんにちは。7番、三枝新一でございます。

傍聴の皆さんには、暮れのお忙しい中、第4回定例議会にご参席いただき、ありがとうご ざいます。 早いもので、あと3週間余りで2022年、令和4年が終わろうとしております。続いて、2023年、令和5年が目の前に迫っております。新型コロナウイルス感染症が始まり早3年になり、来年2月には4年目に入ります。その間、ウイルスの変異で感染者数は増減を繰り返し、今に至っております。

昨日、12月7日の全国の感染者数は14万9,383人という数字が出てございます。ここに、 増加の傾向で推移しているわけでございますが、ワクチンを接種したからといって安心せず に、基本的な感染予防対策を実行し、感染から自分の身を守ることが大事ではないでしょう か。

また、日本経済は、ロシアのウクライナ侵攻に伴い、諸物価等の値上がりにより国民生活に支障を来しております。侵攻から9か月が過ぎようとしており、長期化が懸念され、世界恐慌は間近などと物騒な話が報道され始めております。

早く戦争が終息し、安心・安全な世の中になることを願いつつ、議長のお許しをいただきましたので、一問一答で質問させていただきます。

それでは1項目め、月岡町長の所信表明より4点ばかり質問させていただきます。

まず1点目、事業施策より、7年目を迎える千葉大との包括連携体制を維持するとしていますが、今までの取組をどのように評価し、また今後の方針を伺います。

次に2点目、町づくりビジョン、3点あるんですが、その中の1点でございます。以下は ビジョンといたします。

2点目、ビジョンの3点目より、こども園、小中学校の給食費の無償化を実施するとあるが、いつまでの期間なのか伺います。

3点目、ビジョン5つ目より、AI、IoTを活用したスマート農業の普及や導入及び企業等の農業参入の促進、担い手の確保と経営基盤の安定とあるが、具体的な考えをお伺いします。

4点目、ビジョン3つ目より、30代から50代の責任世代の方々の町づくりへの参画を促進 とあるが、具体的な考えを伺います。

以上、1項目めをお願いします。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

月岡清孝町長。

〇町長(月岡清孝君) 三枝議員の質問にお答えいたします。

1点目の千葉大学との包括連携の強化と今後の方針についてお答えいたします。

9月議会の私の所信表明及び池沢議員の一般質問でご答弁したとおりでございます。改めまして、直近の大学との連携に係る事案を幾つかご報告いたします。

まず、11月15日に千葉大学の中山学長とお会いし、長柄町と千葉大学の包括連携パートナーシップの体制のトップ会談を対面で行いました。これは、本来ならば令和2年の包括連携の協定書締結の機会に行われるものでありましたが、新型コロナウイルス緊急事態宣言発令など厳しい状況が続いていることから、これまで見送られてきたところであります。

次に、11月18日、都内においてスポーツ庁のスポーツ・健康づくり優良自治体の表彰を受けることになり、授賞式に行ってまいりました。全国で20自治体のうちの一つに選ばれたもので、直接、室伏スポーツ庁長官からの表彰状を頂戴してまいりました。

これは、ほかでもない国立大学法人千葉大学と地方創生に取り組む長柄町の県内学官連携によるスポーツと健康の取組が認められたもので、スポーツ庁の方からは、これからのさらなる取組に期待するとのコメントをいただきました。

次に、11月30日には、長柄中学校において、千葉大学の留学生による国際交流に係る実践研究が行われました。これは昨年に引き続き2回目となり、今年はアメリカ、フィンランド、ドイツ、中国、メキシコ、インドネシア、ベトナムの7か国、計8名の留学生、そして外国人留学生をサポートする日本人の一般学生7名を加えた合計15名による出張授業を行ったものです。

13歳から15歳の中学生にとって、お兄さん、お姉さんといった年齢の近い現役学生とじかに接し、それぞれの母国の紹介、習慣の違いなど、国際社会への理解を深める機会となりました。この経験が人口減少に直面する本町での人材育成を促し、新たな人づくりの機会として期待します。

このほか、特産品開発の調査で23名、サイクルマップ作成に係る商店などのヒアリング・ 現地調査で11名、11月3日の農林商工まつりには移住アンケート用務で5名など、この秋だ けでも約40名の学生が町なかに入り、この町の活性化につなげようと活動しています。この ようなことからも、さきの議会のお答えに加えまして、連携の実績と言えるものと理解して います。

他方、千葉大学との包括連携を取っている自治体は、都市部の千葉市、柏市、船橋市、市原市、東京都墨田区の4市1区で、それ以外のいわゆる地方部では、横芝光町、芝山町、南房総市、そして長柄町の1市3町だけであり、その体制を維持することは本町にとって大変重要であると考えています。

民間企業や大学との連携は、それぞれの強みを行政に生かし、最新の住民の希望に沿った 行政サービスを提供できるメリットがあり、平成の大合併以降、協定締結自治体が顕著になっています。

本町においても、ご質問の国立大学法人千葉大学をはじめ大塚製薬、明治安田生命などの 民間企業とも包括連携の体制を取っておりますが、これら多様な連携体制は、頻発する大規 模な自然災害、少子高齢化・担い手の減少、求められる新しい行政サービスなど、役場のみ では気づいていなかった課題や住民のニーズに気づける視野の拡大が見込めるものであり、 極めて有効であると確信していますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2点目の給食費無償化についてお答えいたします。

今年度内の給食費の無償化につきましては、先般10月26日の第2回臨時議会におきまして一般会計補正予算(第5号)によりご承認をいただいたところであり、その財源といたしましては、今年度交付分の地方創生臨時交付金を全額充当するものであります。ご質問の令和5年度以降の給食費につきましても、子育て世代への経済的支援の一つとして、無償化を継続してまいります。

なお、現在策定中の町三か年実施計画にその旨の計上をしており、今月末に開催予定の長柄町総合計画策定審議会にお諮りする予定でございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、3点目のAI、IoTを活用したスマート農業の普及など具体的な考えについてのご質問ですが、高齢化等による農業者の減少や、現在農地集積し、規模を拡大し取り組まれている営農組織においても人材不足が顕著であることは、この町において農業に従事した者の一人として強く実感しております。

このような課題を技術で解決し、生産性の向上と人手不足に対応する新しい農業の形として期待されているAI、IoT等の先端技術を活用したスマート農業技術の導入は、魅力ある農業形態のツールとして不可欠であり、中山間地域農業における条件不利な圃場についての課題解決の手段の一つになり得るものと考えます。

既に本町においても、担い手農業者の方がGPS搭載型農業機械やドローンなどを導入しております。また、農林水産省では、スマート農業実証プロジェクトを立ち上げ、事業を推進しております。

このような中で、スマート農業技術は日進月歩で進化しており、本町の農業環境に合った 効果的な技術など、国及び関係機関の動向を注視し、情報収集に努めながら推進してまいり ます。

また、企業の農業参入の促進につきましては、地域の多様な担い手の一つとして位置づけ されるものとし、担い手不足や遊休農地拡大等の地域農業の課題解決の可能性に期待できる ものと考えます。

農業への企業参入に地域とのコミュニケーションは欠かせないものであり、地域全体の理解と協力体制の構築を図るとともに、農業委員会や関係機関との連携と、私自身の農業活動を通じたネットワークを活用し、企業参入促進を図ってまいりたいと存じます。

次に、4点目の責任世代の町づくりへの参画についてお答えします。

町づくりへの若者の参画を目標に掲げるに当たり、これまでの議員活動や地域での活動を 通じて、町全体としては、婚姻や移住を機会とした方々を中心として町づくりへの興味とし ては高まりが見られるものの、相対的には行政への関心は薄く、参加意識が高いとは決して 言えない状況と感じています。もちろん、このことは本町に限ったことではなく、この国全 体の風潮であり、一朝一夕に意識変化が起こるわけでもないと承知しております。

特に責任世代においては、長時間労働や子育てによる時間的制約など、何だかんだと忙しいのが実態でしょうが、まずは活動へ参加するきっかけがないなどの理由で参加を諦めてしまうことが少なくないものと思われます。このような意味から、仕掛けのようなものが求められていると感じたところです。

まずは、各種委員会や審議会などの委員として、手挙げしやすい環境をつくります。その ためには、委員の公募枠を設けること、加えて会議等の開催を休日や夜間とするなど、参加 しやすい環境を醸成してまいりたいと考えています。

また、きっかけの点では、各種の活動等への参加が何よりの近道ではないかと考えています。保護者の皆さんが子供たちと一緒に通学路のごみ拾いをしている町づくり美化事業を一つの参考として、参加しやすい仕組みづくりを検討してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

- 〇議長(古坂勇人君) 7番、三枝新一議員。
- ○7番(三枝新一君) ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。

1点目、千葉大との包括の件なんですが、7年目を迎えるということになっておるんですが、私が当初、私が議員になり始めの頃スタートした千葉大との関係がございます。その時分から、ちょっとこの問題については何回かご質問させていただいたことはあると思うんで

すが、ちなみに千葉大との最初の関係というんですか、これは本町とリソルと千葉大と3つで提携、3つで将来10年をかけて1,000人の住民を増やしましょうという話からスタートしているものだと私は認識しております。

その中で、今いろんな町長の答弁がございました。いろんなことをやっている、それは私は決して悪いとは申しません。ですけれども、ここで私が質問させていただいたことというのは、まず原点を今見ておるのかということで、ちょっと一回見直していただけないかなと。というのは、もう7年目、包括をやりまして7年もたつこの自治体で、人口は減少しています、確実に。これから先も増える要素は、私はないと思っております。それを、結果論ですけれども、当初1,000人を目標としたものは、現在ちょっと方向性が変わってきているんじゃないかと。それは、見方はいろいろあると思うんですけれども、そのことについて、町長は現段階の千葉大との関係、原点に返った場合ですね、どのように考えておられるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

- 〇議長(古坂勇人君) 白井企画財政課長。
- ○企画財政課長(白井 浩君) お答えいたします。

ただいまの議員のご質問の中にありました原点の見直しということというのは、生涯活躍のまち構想の見直しということでよろしいのでしょうか。ということに捉えた上でご答弁申し上げます。

議員おっしゃられたとおり、人口減少は歯止めのかからない状況でございまして、これは 否めない実態、事実でございます。ただ、原点を見直すというか、この生涯活躍のまちを見 直すというようなことのご趣旨だというふうに理解しておりますが、これがあるから、これ に乗っかっているから町の人口が減少しているというわけでは決してない。私どもは、その ようにももちろん思っていませんし、人口減少を抑える対策というのは多方面で頑張ってや っていこうというふうに、こちら側は一体となって取り組んでいるつもりではございます。

その中の一つとして、一つずつの可能性を摘むことなく継続していくこと、これがこの長柄町にとって重要だと我々は考えているわけでございまして、その一つの構想をこれからも維持していきたいというふうに思っております。

人口が減少していることは、リソルホールディングスがやっている、リソルの森がやっている事業がいけないわけでも何でもないと、私はそのように思っております。これからもなるべく人口が減らないように、その辺については私どものほうのまず一丁目一番地の仕事でもあることでしょうから、議員の今のご指摘、ご不安な部分も十分加味いたしまして、施策

の中心としてやっていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

- **〇議長(古坂勇人君)** 7番、三枝新一議員。
- ○7番(三枝新一君) いろいろおっしゃって、ありがとうございます。

私は、決して千葉大さんとの連携で人口が減っているということは、私は申しているわけではございません。しかしながら、今、千葉大さんのお話で、中に、いろいろやっていることは私は認めます。しかしながら、認めたいんですが、残念ながら当初の、最初にスタートした年のそのことは、半分とは言いませんけれども、少しでもそういう結果を出したものは数字、数字ってちょっとおかしいんですけれども、現状でも分かりません。

そういうもので、やったものに対してのいい結果が出たというようなことは、今企画課長がおっしゃいましたけれども、どういうものがどういう結果でどういうふうによかったのか、 ちょっとその辺をお伺いします。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長(白井 浩君) お答えいたします。

先ほど私のほうの答弁が、ちょっと方向性が議員の言っていたことと違ったのかもしれません。申し訳ございません。

確かに、マスコミのほうに大々的に発表した、10年後ぐらいを目指して1,000人の人口増を目指したいと言っていた当時のCCRC事業ということにつきましては、その後、このコロナの関係ももちろん含めまして、民間企業としての方向性、収益の関係も含めまして、今一旦滞っているという状況である旨は、これまでの議会でも度々ご答弁しているところかと思います。結果としてその方向に行っていないということですので、それについては否めない、これは現状として認めるしかないというところだと思います。

計画につきましては、10年というふうな目標を立てたものの、そこには至っていないというところですので、今もリソルの森の経営陣の人たちとも、この年末にもお会いすること等を予定しておりますけれども、その辺を常に情報を取りながら、それこそ町内にもうずっと、40年、50年立地している大きな企業さんでございますので、できる限り、ちょっと後ろの目標は伸びるかもしれませんが、一緒に町づくりに取り組んでいくということで、やっていることは変わりなくやっていきたいと思っております。

成果につきましてということで、言ってみろというところだと思うんですけれども、これ までも町の知名度向上のいろいろとご意見をいただいております。ガラナの関係ですとか、 町づくり団体の関係の育成・新設、そのようなことの取組、それから、ちょっとずつのことではありますけれども、高速バスのラッピングの、この辺の知恵の出し方だとか、総合計画とか、その辺でも大変ご尽力いただいたとか、オリンピック・パラリンピックについても、小さな我が町ではありますけれども、そこにも一端に食いつくことができたとかもろもろ、数え上げればもっと切りがないんですけれども、そういう小さなことからですけれども、連携をしている成果として今やっているところでございます。ご理解賜りたいと存じます。

- **〇議長(古坂勇人君)** 7番、三枝新一議員。
- ○7番(三枝新一君) 今、課長の中で、いろんなことをお話ししていただいたんですけれども、私の思っていることは、今ラッピングの話もございました。ガラナの話もございました。これが、そういうことは駄目とは言いませんけれども、やったんだけれども、こういう結果、これは悪かったけれどもこれはよかったんだと、そういう評価をしながら今後やっていくものなのか。そういう仕方がないのかどうか、ないと言ったら申し訳ないんですけれども、どういう見方をしながらやっていくのかということをちょっとお聞きしたいと思います。
- 〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長(白井 浩君) お答えいたします。

ガラナにつきましても、これまで、多分議事録に残っておりますけれども、繰り返しになって恐縮なんですけれども、まずは3年間きっちりとこの事業をやって、町の知名度がどのように都市部において上がっていくものなのか。極端に数字が上がるということまではもちろん思っておりませんけれども、そのような取組がどのように移住定住に結びついていくのか、その辺のエビデンスといいますか、そういうことはこれからも取り続けてやっていきたいと思っております。

今年度も、ガラナの購入も、今現在、東京都内の一部まで含めて100店舗で販売をしていただいていると。JRの駅の構内でも売っていますし、駅のホームの自動販売機でも何十基とガラナが売っているということで、ガラナのことを知っていますか、長柄町のことを知っていますかというようなアンケートを今年度も実施しております。

数字や、極端にということはございませんが、微妙に増加しているのが見てとれるという 結果が出ております。そのように、これからもそのようなエビデンスというか、そういうこ とを取りながらやっていくんですが、ずるずるやってもということは議員のご指摘のとおり だと思います。私たちも政策運営の立場としてそのように考えておりますので、ガラナに関 しましては、3年の目安を一旦の区切りとして、そこで再度考えながらやっていくというふ うにやっている、今ちょうどその1年半という状況でございます。ご理解を賜りますように お願いいたします。

他につきましても、評価を繰り返しながらというところはやってまいりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

- O議長(古坂勇人君) 7番、三枝新一議員。
- **〇7番(三枝新一君)** ありがとうございました。今課長がおっしゃったガラナについては、 結構あちこちで販売しているという、前回もそういうお話がございました。

それで、ちょっと私ここで、何かのニュースで聞いたんですけれども、ああそうか、ごめんなさい、食べ物のテレビ番組がありまして、一番手っ取り早いのはどこだと思いますか、手っ取り早いところ、置き場所は。もし可能であればのお話ですけれども、サービスエリアだそうです。車の通っている高速道路のサービスエリア。ここに置くと、いいものと悪いものがすぐ出るというようなことをやっていたテレビ番組がございました。ちょっと名前は忘れたんですけれども。

今、駅の構内云々、いっぱいあると思いますけれども、もし可能であればそういうところに一回出されてみて、どういう反応をもらえるかというのも一つの方法かなと。やめろとか、そういう意味じゃないですよ。そういうものについての評価が得られる場所もいっぱいあるんだよということで、もし可能であればお願いしてみたらどうなのかなというふうに考えますけれども、その辺ちょっと、課長さん、お願いします。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長(白井 浩君) ありがとうございます。

まさに、サービスエリアは僕たちも大事だなと思って、昨年の早いうちにNEXCOさんのほうに、本社のほうに行ってまいりまして、この辺のつながりをお願いして、現在市原インターの上り下りのサービスエリアで販売をいただいております。

ただ、下るほう、これから南房総に行くほうの人たちというのは、これから観光に房総半島に行くという状況ですので、なかなか売れないらしくて、これから帰るんだという方たちは、千葉の真ん中、長柄町というところのガラナジュースということで、幾分売れているというような話は聞いておりまして、実は他のサービスエリアにもお願いしているんですけれども、それぞれが皆さん経営が違うようでして、なかなか難しいということで、今は市原サ

ービスエリア、海ほたるもやっていますね、海ほたるもサービスエリアですね、ということでやっております。その3か所になります。

以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 7番、三枝新一議員。
- ○7番(三枝新一君) 今は結構、販路も広げながらということですので、ぜひ長柄町の名前を売って、なおかつガラナが売れることをぜひ祈願しまして、この問題についてはそれで終わりにしたいと思います。

ただし、もう一つ、ごめんなさい、一つ。ガラナガラナとか、例えばラッピングラッピングだとか、そういうものだけに目が行っちゃいますけれども、これも私も質問させてもらいましたけれども、移住とかそういう問題でも結構、長柄町は売っているという話を聞きましたので、その辺を、関連になっちゃいますけれども、手落ち、手落ちってごめんなさい、できるだけ力を入れていきながらやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、2点目ですね。ビジョンの3つ目で、こども園、小中学生の給食費の無償化 という話でお願いしたんですが、先ほど町長からございました。4月までは予算化できたん ですから、補正予算で一応議決させてもらいました。

町長もおっしゃっていましたけれども、その後はどうするんだということで、ある父兄の 方が、ちょっと私、給食費に関するちょっと文言が入っている報告書、報告書じゃないか、 添付したものをもらったんですけれども、このことはちょっと後にお伺いしますけれども、 4月まではオーケーだと。4月以降のものについての、今町長のお話だと、やりますよとい うことで、うれしい言葉を聞けたんですけれども、ちなみに今まで、3月までは、特別予算 みたいな形で国からお金が来たものを使用してやったわけなんですが、それ以後については、 やると言っている手前で当然、そのお金はどうするんだと。

今まで、普通の長柄町の一般会計ですと、年間約40億円から45億円ぐらいですか、最初の ね。50億円には行っていないと思うんですけれども、その辺の中のお金をやりくりしていく のか、ほかの方法はあるのか、ちょっとその辺を、もし分かったら教えてください。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長(白井 浩君) 私のほうから失礼いたします。

来年以降につきましては町の単独費となります。今やっている地方創生の臨時交付金を見

込むというわけにはいきませんので、単費となるということになります。今ある、議員のおっしゃられた40億円の総予算の中で切り盛りをしながらやっていくということになります。

その前段のところのご質問の部分に触れさせていただきますと、すみません、教育委員会のほうから出た文書のことかなと思いますけれども、そちらについては、議会での合意形成等々がまだない中でやると明確に打てなかったというところから、そのようなちょっと不安のようなご意見が皆さんの耳には入っているというような話は私どもも伺っておりますが、このようなご質問の機会をいただいて、今こうやって明確に私どもの意思表示ということで公の場で言わせていただいていますが、それまでそのような場がなかったので、教育委員会のほうで先読みをして、なると、私たちはやろうと思っていますというふうには出せなかったというところでございました。その点についてはご理解いただきたいと思います。

ご質問の事業費の予算につきましては、町の単独予算を工面してやっていくということに なるということでご理解いただきたいと存じます。

- O議長(古坂勇人君) 7番、三枝新一議員。
- ○7番(三枝新一君) 今、先ほど後で申しますということを白井課長がここで言っていただいたので、私がしゃべることはございませんけれども、とにかく早い話はそこなんです。やったんだけれども、せっかくやって、言葉は悪いかもしれませんけれども、一発で終わっちゃうのかということを父兄の方は結構心配しておったんですね。その回答をいただきましたので、来年もと。

これ、文書をもらって見たときに、予算がついたことについてはいいんだけれども、4月 以降はちょっと分からないよと。ただ、多分やってもらえる可能性はあるよというようなと ころの話はしておったんですけれども、その心配が一つ取れたということで、ありがとうご ざいます。

この中で1点、私、引っかかるというと言葉が悪いんですけれども、あれって思ったところがあったんです。というのは、2回の臨時議会、これは10月26日にやったんですけれども、その中で無償化するということを、これはいろいろ予算内容に書いてあるんですけれども、ここへ来ている文言の中には、3月まで無償化する中の対象の人は、保護者の住民票が長柄町にある児童・生徒ですよとうたってあるんですね。

それで、ちょっと私はあれっと思いまして、たしか全部の生徒あるいは子供さんに対して 無償化するんじゃないかと考えておったもんですから、その中で、予算書の中の負担金、これが地方創生からお金が出るということで、その地方創生の中身が分からないんですが、そ の中で、賄費とかいろいろ分けてあるんですね。その中で、学校給食無償化に伴う給付金という言葉がありまして、このときに、執行部のほうからの説明で、区域外の人も含まれている予算があると、お金が。大した……、ごめんなさい、大したというと言葉は悪いんですけれども、金額はそんなに張っていないんですけれども、こういうふうにうたってあるんです。ということは、これはちょっとこの辺とニュアンスが違うのか捉え方が違うのか、全部のことを言っているから、これは当てはまらないんじゃないかというふうな感じがしたんですけれども、その辺、分かったら教えてください。

〇議長(**古坂勇人君**) 答弁願います。

白井企画財政課長。

〇企画財政課長(白井 浩君) お答えいたします。

議員の今おっしゃられた住民票が町にある方、まさにその部分が肝になっておりまして、 この制度設計を考えている中で、長柄町に住民票があるもちろん町民の方で、どうしても親 の就労の関係のご都合などで、例えばですけれども、市原市の学校に通っている方はいると 思います。

長柄町民が無償化を享受しているのに、市原市の学校に行っているから受けられない、これではちょっといけないので、その部分は、今給付金の話がちょっとありましたけれども、 その方にも給付するというものと、当然町内の学校に行っている方は制度内ですので、問題ないかと思います。

冒頭、議員のほうであれっと思ったというところは多分、例えば、隣の市の名前を言って 恐縮なんですが、茂原市に住所のある方が、たまたま長柄町の中の小中学校に来ているとい う方の分を、我が町のこの事業の中で見てあげる、一緒に給食を食べているわけですから、 かわいそうだなとか、そういう話は当然、最初の話としてはあったんですけれども、町民の 皆さんからの税金を使うというような原則の立場から考えて、よそから長柄町の学校に通う 子供たちの分について長柄町のこの事業の中で払うということは、この制度の中には入れて ございません。

長柄町民の方が、町内の公立の小中学校、こども園に通う子、それを原則として、町の子が外の区域の学校に行く子は給付金を寄附する形で考える。よそから来るのはNGということの制度でご説明をしたところでございました。ご理解賜りたいと存じます。

- **〇議長(古坂勇人君)** 7番、三枝新一議員。
- **〇7番(三枝新一君)** そうしますと、じゃ、補正予算のときに区域外というあれで予算を取

っているものについては、どういう扱いになるんですか。

今、言ったのは分かるんですよ、分かるんですけれども、これ別々に書いて出してあるんですね、数字的に。何でそういうふうにしたのか、その辺、ちょっと私には理解できないんですけれども、教えてください。

- 〇議長(古坂勇人君) 白井企画財政課長。
- ○企画財政課長(白井 浩君) すみません、私の説明が拙くて。

町内におる子たちは、給食費をこれまで徴収してご飯を食べてということでやっていたの を、それを無償にしましょうというところですね。

例えば、何度も繰り返しで申し訳ない、市原市の学校に行っている子たちは、市原市の学校において給食費はやっぱり集めているわけです。ですので、おらが町は払ってねえからおらは払わねえよというわけにはいかないということなので、一旦払ってもらうことになります。ただ、長柄町の子供でありますので、その子たちの分の給食費相当分は町のほうで出しましょうという形です。よろしいでしょうか。

- 〇議長(古坂勇人君) 7番、三枝新一議員。
- **〇7番(三枝新一君)** 分かりました。ちょっと私も考えがあちこちに行っちゃって、ちょっと変な質問をしちゃったかもしれませんけれども、一応よしとしましょう。80%オーケーです。

それでは、無償化問題については一応それで終わりにしたいと思います。

次に、3点目です。AI、IoTを使ったスマート農業について。

先ほど町長も盛んに一生懸命言っていましたけれども、私も農業をやっている一員としまして、スマート農業は非常にいい制度だと思います。しかしながら、大きくやっている、耕作面積あるいは経営母体の大きいところはこういうことをやってもいいとは思うんですけれども、我々みたいな小さい農業をやっている方がこういうスマートに移行しようとした場合、非常にデメリットのほうが多いんです。

というのは、町長もご存じだと思うんですけれども、農業機械は半端な金ではございません。1町歩やろうが1反歩やろうが、持つ機械はさほど差がないんですよね。そういう中で、スマート農業を導入することによって、今までもお米の値段が下がる、いろんな問題が出てきている、そういう時期に、小さい農家がスマート農業にできると思いますか。そういう中でのお考えですか。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

小泉産業振興課長。

○産業振興課長(小泉義彦君) お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、小規模農家等に係るスマート農業機器の導入に関しては、初期、 導入のコストの面がまだまだ高いというところは承知しており、また国においても、小規模 農家でも使えるようなということで、ベンチャー企業等を入れた低コストということで、今 研究を進めております。

国は、大規模農家等だけではなく、小規模農家、ましてやうちみたいな中山間地域でも幅 広く活用してもらいたいという政策推進を掲げておりますので、その辺を周知しつつ、導入 のほうを推進してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(古坂勇人君) 7番、三枝新一議員。
- 〇7番(三枝新一君) 分かりました。

いろんな農業の雑誌あるいは新聞等を見ていますと、新聞の片隅には必ずスマート農業という言葉が今あふれています。国のほうでそういう方針にのっとってやっている以上、そっちの方向に行くのがいいのかなというふうに思うんですけれども、これを、小さい我々みたいな耕作農地の少ないところでそれをやろうとすると、今小泉課長も言いましたけれども、コスト面でとてもじゃないけれどもやっていられないと。当然、そういうふうになってきますと、あとは高齢化等の問題で、じゃ、もう農業をやめましょうよというふうになってくるようなところに行っちゃうと思います。

ですけれども、その辺をできるだけ止めていただくように、私も前から言っていますように、できるだけ、大規模の農家だけじゃなくて、小規模農家にもできるだけ補助あるいはそれに相当するようなものをつくっていただきたいというふうに常日頃思っています。お願いしております。一般質問も結構やらせてもらっています。ですので、今後ともその辺を重点的に考えていただいて、お願いしたいと思いますので、小泉課長、最後にお願いします。そういう考えはどうでしょうか。

- 〇議長(古坂勇人君) 小泉産業課長。
- ○産業振興課長(小泉義彦君) 三枝議員からは、日頃議会の場、その他の場でも、小規模農家に対する支援ということで、強くお伺いしております。その辺も含めて、何ができるかということをいま一度見直しを、課内のほうでも勉強していきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。
- 〇議長(古坂勇人君) 7番、三枝新一議員。

○7番(三枝新一君) ありがとうございました。ぜひお互い頭を、お願いしたいと思いますので、そうじゃないと、我々みたいな小さい農家が最後にはバンザイして潰れちゃいますので、よろしくお願いします。

次に、4点目のビジョン5つ目に入りたいと思います。

これはちょっとまた、さっき町長も言いましたけれども、できるだけ若い方にいろんな町の行事に参画していただいて、あるいは委員会等を考えて、日中の集まりじゃなくて終日、終わってからとか夜間等を考えると、時間的なこともあると思うんですけれども、そうして、そういうふうな形でやっていくというふうな形です。ぜひその辺を期待しまして、どういう委員から発足するのか、その辺をちょっと、今頭にあったらお聞かせ願いたいと思いますけれども、お願いします。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長(白井 浩君) お答えいたします。私のほうからで大変失礼いたします。

町長とも今いろいろと、毎日のようにレクといいますか一緒にやっているんですけれども、 今どこの委員会からとかそういうことではなくて、本当にこの話は9月の一般質問あたりか らすごくフォーカスされて、町長としても若い人たちの参画を、まさにこの部分がちょうど いいことになってきたということで、状況としてはいいんですけれども、じゃ、何の委員会 からとか、そういうことは今のところ考えておりません。

ぜひそのようなご意見だとか、これからこのことを機会に、議会のほうからもございましたら、それこそざっくばらんに話をしていく中で、試行的に様々そういうことに取り組んでいくというのがよろしいのかなというふうに思っております。私たちのほうにもちょっと至らない部分もあるかもしれませんで、ご意見等をいただきながら進めていければと思いますので、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

- 〇議長(古坂勇人君) 7番、三枝新一議員。
- ○7番(三枝新一君) そうですね、皆さんのほうに多くの方々が、いろんな意見を聞きながらいろんな方向でこういう、私はこれ強いと思うんですよね、これからは。当然、お年寄りもいますけれども、お年寄りの意見はこうやって私どもに来て、ここのところに意見を出せるんですけれども、30代、40代の一番いい時期の方がなかなかここへいらっしゃらないもんですから、町長のお考えには一応賛同しますので、ぜひよろしくお願いいたします。

じゃ、一応、1項目めは終わりにしたいと思います。

続きまして、2項目めの農作物問題についてお伺いします。

- 1点目、長柄町特別奨励作物栽培品かな、の普及及び拡大の取組について伺います。
- 2点目、米余り現象から米価下落等をどのように捉え、今後の方針等を伺います。
- 3点目、2023年産から水田の畑地化の助成金について、本町の取組について伺います。 以上、お願いします。
- 〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

月岡清孝町長。

〇町長(月岡清孝君) 農作物問題についてお答えいたします。

まず、1点目の奨励作物栽培品の普及及び拡大の取組についてのご質問ですが、本町では ふるさと産品育成のため、大豆等を栽培し農産物加工施設へ納品した場合に、長柄町特別奨 励作物栽培補助金を交付していることは、ご承知のことと存じます。特に、特別奨励品種の 大豆につきましては、ながら味噌として使用され、売行きも大変好調であるとお聞きしてお ります。

昨年まで大豆栽培に取り組む経営体も減少傾向でしたが、今年度については4経営体、延べ1.3~クタール、基準単収で1,250キロの収量が見込まれ、少し明るい兆しが見えてきたものの、依然としてながら味噌としての大豆需要量に対し供給量の不足が生じているところであります。

町といたしても、大豆栽培の取組は6次産業化による本町の産業の発展に寄与するものとして、担い手の確保や設備投資などの課題を踏まえつつ、農業者の意見を伺いながら、特別 奨励作物の継続的な支援に努めてまいります。

2点目のご質問ですが、コロナ禍による消費量の低下などの原因による米価の下落、肥料等の高騰は、稲作を中心とした農業経営形態を主とする本町の農業者の方々の経営意欲低下など大きく影響を受けているものと、私も稲作農家の一人として実感しています。

主食用米の需要減少が続く中、本町においても需要に応じた生産の取組として、県の飼料用米等拡大支援事業補助金への上乗せ補助を推進しております。今年度も飼料用米への転換 実績は増加しており、農業者の方々の一定のご理解をいただいているものと認識しております。引き続き国の主食用米の需給見通し及び支援施策を注視しながら、転作の拡大に取り組んでまいりたいと存じます。

3点目のご質問ですが、現在国において、水田活用直接支払交付金事業として食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を推進しています。持続性に優れた生産装置で

ある水田を最大限に有効活用することを目的とし、畑地化による高収益作物の導入・定着等を支援するものであります。

本町では、令和3年度から1営農組合において、本交付金を活用し、畑地化により高収益作物の作付取組が既に行われております。しかしながら、水田の畑地化を進める場合、基盤整備などの集団的な取組が前提になることや、地域の営農状況による農地のゾーニングなど課題も多いため、今後本町に合った方策を研究しながら、国・県、関係機関と連携し制度周知に努めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

- **〇議長(古坂勇人君)** 7番、三枝新一議員。
- ○7番(三枝新一君) ありがとうございました。

それでは、まず1点目からお聞きしたいと思います。ちょっと時間もだんだんなくなってきたんですけれども、今、町長のほうの答弁にございましたけれども、奨励品種の中に大豆というお話がございます。私も前から何回も質問させていただいているんですけれども、現在大豆を、今、町長がお話ししましたながら味噌の原料になっているんだというお話、これは前から私も伺っております。みそ自体も非常に評判はいいんだ、売れているんだよという話も聞いてございます。

しかしながら、生産量は少ない。大豆使用量に対して長柄町産の大豆は少ないと。それを、 名前を出していいのかな、長南町のほうから補填してもらっているんだという話も聞いてご ざいます。

ですが、私が言いたかったのは、ここでながら味噌を造る材料の大豆を、今生産者も何軒か増えたというお話もございました。でも、これ以上に増やしまして、理想であれば100%なんですけれども、やっぱりいつまでに近づけよう、100%じゃなくても結構ですけれども、70%、80%まで供給できるというような体制を持っていっていただくというような体制をつくるために、現在大豆を作っておられる方の一番のネックが、作ることは簡単ですけれども、その後の作業機械等の、これは専用機械を持っている方が少ない、あるいは今は持ってはいらっしゃらないのかな。あるいは、借用してやっていると思います。ですので、これももろもろの機械を町で買ってリースされるとか、そういう方向性も考えていただけないかなというふうに思いますけれども、その辺、いかがでしょうか。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

小泉産業振興課長。

○産業振興課長(小泉義彦君) お答えいたします。

現在のところ、町が購入してそれぞれの方にリースする、お貸しするという考えは具体的に持っておりません。ただ、農機具の、以前三枝議員からもご提案があったリースできないのかというところも、現在、農協とかメーカーのほうに今確認しておるところでございます。また、既存で今持っている方でやっていない方の農機具のマッチング等も視野に入れて、この辺は進めていけたらなと思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

- 〇議長(古坂勇人君) 7番、三枝新一議員。
- ○7番(三枝新一君) 分かりました。ぜひそれは前向きな形で考えていただいて、生産者を 安心させる、あるいは生産者を多く集められるような条件に持っていっていただきたいとい うふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

それからあと、2点目、3点目は大体同じ答えになっちゃうんで、まとめて質問したいと 思います。

先般、これは今の答弁の中にあった畑化の話があるんですけれども、今年の補正予算、4年度の補正予算の中に、畑地化促進事業という形で、これを、単純に田んぼから畑に変えるだけで補助金がもらえるんです。作って売ればまた補助金がもらえるんですよ。ただし、今までやっているやつはまた元に返す、田んぼに返すとかいう条件がついているんです。これはゲタという表現をするらしいんですけれども、取りあえず土地もなきゃ作れないということで、その畑一本にしていって、麦あるいは大豆、トウモロコシかな、そういうものを作っていくという方針に、補助金が出るというものがありますものですから、米の今価格も減少しているし余り現象も続いているので、ぜひ、そういうものがあるわけで、これをうまく活用するようなことをPRしていただきたい。

変な話ですけれども、今日の新聞ですけれども、飼料米のお米を作っている方に申し訳ないんですけれども、来年度から飼料用米に補助金が出されるみたいです。ですから、一時的には飼料用米の方にできるだけ、お米は余っているから作ってくださいというものが、国の方向性が変わりつつありますので、その辺もちょっとお願いできたらなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

小泉産業振興課長。

○産業振興課長(小泉義彦君) お答えいたします。

三枝議員のおっしゃる畑地化のものは、国に今現在、米余りの中で転換するようにという ことで進めております。ただ、こちらの場合に関しましては、全て圃場を団地化、一つの圃 場だけじゃ駄目だよと、ある程度まとまった圃場でないとこれは取組の補助にはならないというふうにお聞きします。

ただ、この制度については、米余りの現状、長柄町の現状から申しますと大変有意義なものだと感じますので、これはただ、地域の方々の理解と全体の理解が必要かと思いますので、 柴田議員のご質問の中にあった人・農地プランも含めて、その辺のご提案とPRのほうをさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

- **〇議長(古坂勇人君)** 7番、三枝新一議員。
- ○7番(三枝新一君) 分かりました。じゃ、ぜひお願いします。

それでは最後、ちょっと時間がないんですけれども、3分ほどですね。手っ取り早く質問させていただきたいと思います。

前回の定例会のときに、池沢議員のほうでキッズルームの質問がございまして、その中で 町長は一応、キッズルームを新公民館に考えているんですよというふうな話がありましたけ れども、これは今どのようなところまで考えておられるのか、それをちょっとお聞きします。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

月岡清孝町長。

〇町長(月岡清孝君) キッズルームについてお答えします。

新公民館の利用が10月から始まり、主催教室やサークル活動などの利用者もようやく新しい施設に慣れてきたのではないかと思っております。

そのような状況の中、キッズルームの場所として、当初は学童クラブの場所を考えておりましたが、保護者が安心して子供たちを遊ばせながらお話ができる場所として検討した結果、 交流ラウンジに加え、トイレや授乳室にも近い和室を利用することにいたしました。

開始の時期については、12月に広報等で周知し、来年1月から火曜日と水曜日の午前中にまずは試験的に実施する考えでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

- **〇議長(古坂勇人君)** 7番、三枝新一議員。
- **〇7番(三枝新一君)** ありがとうございました。非常にいい考えだと思いますので、できるだけ早急にやっていただけるということで、私、感謝しております。

数秒しかございませんが、新聞にこういうことが載っているんですよ。これは愛知県の一 応農協なんですけれども、そこにお茶とかコーヒーとかが飲める場所を1か所設けまして、 そこにお年寄りの方も含めて呼んできているんです。そこの中でいいのは、お年寄りが施設 のところでわいわいやる、がやがややる、これも一つの認知症の予防になるか分かりません けれども、そういういいところもあるんだと。それをおっしゃっているのは、今町長が言っていた子供たちのことにも関連してくると思います。ぜひ、こういうものは私はいいことだと思いますので、お願いしたい。お願いしたいというか、やるということになっていますけれども。

それで、そんなに難しいことはないですので、ですから、悪いんですけれども、ここで一つ注文がございます。ジュースあるいはコーヒーを飲む場合でも、今ある缶コーヒーとか缶ジュースじゃなくて、もうちょっとグレードを上げまして、ドリップ式とか、こういうものを考えてやってください。その辺もちょっと加えてお願いしますので、よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長(古坂勇人君) 以上で三枝新一議員の質問を終わります。 ここで暫時休憩といたします。再開は午後2時15分とします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時17分

O議長(古坂勇人君) 休憩前に引き続き会議を再開します。 引き続き一般質問を行います。

◇ 本 吉 敏 子 君

- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) 皆様、こんにちは。8番、本吉敏子でございます。よろしくお願いいたします。

傍聴人の皆様、師走のお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。また、最初に、今回町では原油価格・物価の高騰により影響を受けている町民の家計を応援し、地域経済の回復を図るため、商工会のご協力をいただき、長柄町地域応援券8,000円を発行し、全町民に世帯ごとに書留で配付をされました。今まで何度も前町長にも要望書を提出し、本

年6月議会でも新型コロナウイルス感染症の長期化並びにウクライナ危機による物価高騰の 影響で、町民の生活を守るため、地方創生臨時交付金の活用について、全町民に活用してい ただけるよう提案をさせていただきました。

今回の長柄町地域応援券が、全町民に配付されたことに心より感謝申し上げます。町民の皆様は、郵便が突然届き、広報等にも掲載がなかった、またホームページに掲載されたのも届いた後でしたのでびっくりし、役場に問合せがあったとも伺っております。ですが、頂いた町民の皆様は、臨時収入で草刈り機が購入できた、家族で食事に行けたとの喜びの声をたくさんいただきました。町民の皆様に喜んでいただけることに、本当によかったと思います。これからも町民の皆様が長柄町に住んでよかったと言っていただけるよう、これからもしっかり働いてまいりたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。 初めに、1項目め、3歳児健診の視力検査についてお伺いいたします。

子供の目の機能は3歳頃までに急速に発達し、6歳から8歳頃までにほぼ完成します。遠視や乱視、近視などの屈折異常、斜視などがあると視力の発達が妨げられ、弱視となることがあります。弱視に気がつかないまま目の機能が完成する時期を過ぎてしまうと、眼鏡やコンタクトで矯正をしても視力が十分でないため、その後の生活に影響を及ぼします。もう既に、近隣の睦沢町、白子町、長生村、長南町と共同で管理する形で、屈折検査機フォトスクリーナーを導入しております。本町でも、子供の弱視を早期発見し、治療につなげるため、屈折検査機器フォトスクリーナーの導入の提案をいたしますが、見解をお伺いいたします。最初の項目を終わりにします。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

月岡清孝町長。

〇町長(月岡清孝君) 本吉議員の質問にお答えします。

子供の50人に1人が弱視であるとされており、3歳児健診は弱視を発見し、早期治療につなげる大切な機会であると認識しております。

町では、3歳児健診において視力検査を行っています。視力検査では、屈折異常による弱視を見逃すケースがあることが課題となっております。

ご質問の屈折検査機器導入についてですが、本町では来年度から、夷隅長生臨床検査センターへ委託し、3歳児健診の屈折検査機器による検査を実施したいと考えておりますので、 ご理解を賜りますようお願いいたします。

- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- **○8番(本吉敏子君)** ありがとうございます。来年度から実施していただけるということで、 本当に喜ばしいことだと思います。

それでは、再質問なんですけれども、今までは3歳児健診はどのような検査をされていた のか教えていただきたいと思います。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

森田健康福祉課長。

〇健康福祉課長(森田孝一君) 現在の状況を申し上げます。

事前に、検査用のカード、ランドルト環を家庭のほうに配付させていただきまして、自宅 において簡易検査をしてもらうということをしております。

以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) ありがとうございます。

本町の3歳児健診の視力検査の対象者が分かりましたら教えていただければと思います。

- 〇議長(古坂勇人君) 森田健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(森田孝一君) 対象者につきましては、令和4年度ということでご理解いただきたいと思いますが、年4回で実施しておりまして、実積といたしまして、今年度は29名が対象ということになっております。

以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) 来年度から実施されるということですので、よろしくお願いいたします。3歳児健診の視力検査に屈折検査機器のフォトスクリーナーを使うことによって、異常を早期発見することで適切な治療につなげられるということで期待されております。

この機器では、検査は1メートルほど離れたところから子供の両目を映すと、数秒で目の 異常の有無を判定できるそうです。今後も保護者の皆様が目に対する不安を抱えている場合 には、適切な対応とお子様が健やかに成長できるようサポートしていただけますよう、よろ しくお願いいたします。

それでは、2項目めに移りたいと思います。2項目めのHPVのワクチン、子宮頸がんワクチンについてお伺いいたします。

子宮頸がんの発症予防を目的としたHPVワクチンについて、本年4月より定期接種対象

者の積極的勧奨が約9年ぶりに再開されました。また、積極的勧奨差し控えの期間に定期接 種年齢を過ぎてしまった女性に対しても、再度接種機会を設けるキャッチアップ制度も開始 され、全国的にHPVワクチンに関する接種や関心が高まっております。

そこでお伺いいたします。

1点目、積極的勧奨再開に伴う対応をされておりますが、現状をお伺いいたします。

また、2点目、現在定期接種やキャッチアップ制度で使用できるHPVワクチンは、2価ワクチンと4価ワクチンとなっております。これらのワクチンよりも高い感染予防効果があるとされる9価HPVワクチンについて、厚生労働省は来年4月以降、早い時期から定期接種とする方針であることが報道されております。定期接種として新しいワクチンも使えるようになることは、対象者にとっては喜ばしく、接種を検討するための大変重要な情報だと思います。そこで、9価HPVワクチンと定期接種化の対応について、9価HPVワクチンの効果や安全性についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

- O議長(古坂勇人君) 答弁願います。
- ○8番(本吉敏子君) 申し訳ありません。男性用の子宮頸がんワクチンについてお伺いします。

以上です。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

月岡清孝町長。

○町長(月岡清孝君) 質問にお答えいたします。

1点目の積極的勧奨再開に伴う対応ですが、周知方法としては、ホームページや広報を活用し、行っております。実積としては、小学校6年生から高校1年生までの定期接種対象者が10名、定期接種期間外のキャッチアップ対象者が12名となっており、積極的勧奨で接種する方は増えている状況です。

2点目の9価HPVワクチンの効果や安全性についてのご質問ですが、厚生科学審議会のワクチン評価に関する小委員会において議論をしており、まとめ案がおおむね了承されたところです。それを受けまして、令和5年4月からの定期接種に向けて準備をすることになります。効果については、国内外の臨床試験において、9歳から14歳で接種後の血清抗体価が16歳から26歳に比べて同等以上になったことが確認されているとのことです。また、安全性について、小委員会では、技術的、科学的な懸念は生じないとされておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

3点目の男性の子宮頸がんワクチンについてのご質問ですが、国ではワクチン評価に関する小委員会で、定期接種について議論しているところでございます。令和2年12月に、MSD社の4価ワクチン(ガーダシル)は製造販売承認が一部変更され、前駆病変を含む肛門がんと尖圭コンジローマの予防に対する適用拡大が行われました。国では、本年度末を期限として、安全性や費用対効果を検証していくこととしており、引き続き国の動向を注視してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) 積極的勧奨再開に当たって、定期接種対象者及びキャッチアップ対象者への周知は、先ほどホームページと広報ということであったんですけれども、そのほかにどのように行ったのか教えていただきたいと思います。
- 〇議長(古坂勇人君)答弁願います。森田健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(森田孝一君)** そのほかといいますと、特にないわけでございますが、一番 いいのは個別に送るというのが一番いいんでしょうけれども、そこまではしておりません。 あくまでもホームページと広報ということでやっているのが現状でございます。
- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) 子宮頸がんは、毎年約1万人が罹患して、また約3,000人が亡くなっているということです。女性にとって命に関わる疾患ですので、また再開されたばかりでありますが、今後も引き続き町民に寄り添って、丁寧な対応をお願いしたいと思います。

ホームページと広報ということで、皆さんには周知をされているということですが、勧奨 再開に当たり、また対象者に郵送通知を実施しているというところもありますので、またぜ ひ参考にしながら迅速な対応をしていただければなというふうに思いますので、よろしくお 願いいたします。

あと、9価HPVワクチンの定期接種に伴う本町の対応また対象となる方への周知方法についてはどのようにするのか、お伺いしたいと思います。

O議長(古坂勇人君) 答弁願います。

森田健康福祉課長。

〇健康福祉課長(森田孝一君) 町長のほうの答弁にもございましたが、国の動向を注視しまして、4月から決定ということになれば、これも併せられた形になるんですけれども、広報またはホームページ等で周知のほうはさせていただきたいと考えております。

- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) すみません、対象者はどのぐらいいるか分かりますでしょうか。
- 〇議長(古坂勇人君) 森田健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(森田孝一君)** 現在、捉えている人数と申しますと、キャッチアップ対象者 につきましては149名、定期接種対象者につきましては95名ということで把握しております。
- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) HPVワクチンについては、現状の接種率を見ても、まだ接種を決め かねている方がかなりいらっしゃると思いますので、そうした方々にとっても新しいワクチ ンが定期接種でまた使用可能となること、また有効性や安全性など重要な接種検討材料です ので、9価HPVワクチンが定期接種として受けられるようになりましたら、ぜひ速やかに また確実にご案内を実施していただきますよう、お願いしたいと思います。

あと、先ほどの男性の子宮頸がんワクチンについてなんですけれども、子宮頸がん予防のためのHPVワクチンについて、厚生労働省ががんや性感染症にも効果がある種類について、男性も無料で接種できるように今議論を始めております。その中で、HPVワクチンは現在2価と4価ということで、予防接種法上の定期接種として小学校6年生から高校1年の女性は国の助成ということで、無料で接種ができるようになっておりますけれども、男性の接種も認められていますが、費用は全額自己負担となっていて、3回接種をしなければいけないということで、独自に助成制度を設けている自治体もありますので、国の方向性を重視していくということで、先ほどありましたけれども、厚生労働省は4価の男性への接種も定期接種すべきであると、今後も専門家の意見を聴きつつ検討していくということでありますけれども、また自治体としても前向きに捉えながら、これから進めていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次は、3項目め、国民健康保険高額医療費の申請手続についてお伺いいたします。

医療費の自己負担額が限度額を超えた場合は、超えた額が高額療養費として支給されます。これまで高額療養費の該当月ごとに申請が必要でしたが、令和4年10月から申請の簡素化の申込みを行うと、次回以降の申請が手続不要となり、高額療養費が発生すると自動的に指定口座へ振り込まれます。この手続は、国民健康保険団体連合会のシステム変更により、全市町村に対応するよう10月からスタートしております。

そこで、本町の取組についてお伺いいたします。

〇議長(古坂勇人君) 月岡清孝町長。

〇町長(月岡清孝君) 国民健康保険高額療養費申請手続簡素化への取組についてお答えします。

手続の簡素化は、本年1月から実施しております。高額療養費の申請は、千葉県国民健康保険団体連合会でレセプト点検が行われた後、高額療養費対象者に送付された申請通知書、領収書、金融機関の通帳、保険証を窓口に持参し、申請手続を行っていただくのが従来の流れですが、既に簡素化の手続を行っている方は、窓口にお越しいただくことなく高額療養費を受領されています。

担当窓口では、初めて高額療養費の申請を行う、また過去に申請を行ったが手続がお済みでない方には申請手続の簡素化をご案内しております。今後も申請者の負担軽減のため、諸手続の簡素化を推進してまいりますので、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- **〇8番(本吉敏子君)** ありがとうございます。1月より実施されているということで、本当 に長柄町は早いなというふうに思います。ありがとうございます。

町民の皆様にはどのような周知をされたのかお伺いいたします。

〇議長(**古坂勇人君**) 答弁願います。

山越税務住民課長。

〇税務住民課長(山越康弘君) お答えいたします。

町民の皆様にご案内ということでよろしいでしょうか。実際に窓口に高額療養費の申請に来られた方、実際従来の、今、町長のほうからも申し上げましたけれども、従来の手続をされている方については簡素化のご案内をして、簡素化の手続が終わった後には、わざわざ申請しに窓口に出向いて面倒な手続を行うことなく還付されるお金が振り込まれるというご案内をさせていただいておりまして、実積といたしましては、この直近6か月、令和4年の5月から10月の平均で、月平均件数が62件のうち簡素化対象がもう既に42件というふうな感じになっています。従来の申請が20件ということで、その方については簡素化のご案内をさせていただいております。

こちらから簡素化のご案内をして、実際に簡素化の手続を行った方、これ令和3年度中は58.7%、60%弱ですけれども、令和4年5月から直近の令和4年度10月までについては85.7%と早期返還につながっております。

以上でございます。

〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。

- ○8番(本吉敏子君) 対象世帯としてはどのぐらいになりますでしょうか。
- 〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

山越税務住民課長。

○税務住民課長(山越康弘君) お答えいたします。

対象世帯と申しますと、実際にそこの家庭で高額の療養費がかかっているか、高額の医療 費が支払われているかというのを把握しなきゃならないので、実際それが一月で終わってい るのか、それとも長期にわたっているかということも把握しなければならない。そこは、ちょっとまだ手元に資料がございません。申し訳ございません。

- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) 高額医療の補助対象に該当するか分からないという方はいないのか、 お伺いしたいと思います。
- 〇議長(古坂勇人君)答弁願います。山越税務住民課長。
- ○税務住民課長(山越康弘君) 高額療養費につきましては、恐らくその医療機関で高額の医療費を支払わなければならないというときに、窓口のほうから多分ご案内があるはずです。実際に支払って、医療機関のほうから窓口のほうで高額療養費の申請をしたらどうかとか、あと高額療養費の申請よりも、実際に病院にかかられて高額の医療費を限度額のみでお支払いすればいい、これは限度額認定証というものが必要になりますけれども、一応こちらの案内を町としては勧めさせていただいています。この限度額認定証を窓口で提示することによりまして限度額のみお支払いすればいいと。高額療養費の還付の場合は、一旦立て替えというようなことがございますけれども、そのようなことがないように、限度額のみお支払いすればいいようなことなので、一応限度額認定証の申請を町としてはお勧めしております。以上でございます。
- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) 高額医療なんですが、認定されないという理由を教えていただきたい と思います。
- O議長(古坂勇人君) 答弁願います。

山越税務住民課長。

○税務住民課長(山越康弘君) 認定されない理由というのは、恐らく所得によるものだと思います。ただ、所得についても、仮に年収が、これは年齢にもよるんですけれども、年収が

1,160万円以上の方についても高額に該当するということなので、高額が該当しない方というのは恐らくいらっしゃらないんじゃないかと思います。

以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) いると思いますが。
- 〇議長(古坂勇人君) 山越税務住民課長。
- ○税務住民課長(山越康弘君) 高額療養費の還付に該当しない方ということですか。その方については、実際に限度額認定証に該当されない方ですか。
- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) 限度額ではなくて、この高額医療の対象なんですが、それが認定とならない。例えば、保険料を払っていなかったとかそういう方ですね。
- 〇議長(古坂勇人君) 山越税務住民課長。
- ○税務住民課長(山越康弘君) 医療費のことじゃなくて、そういう対象にならないということですか。一応対象とならない方というのは、こちらのほうで実際に国民健康保険税の滞納があるかどうかということをチェックさせていただきまして、ただその滞納の状況によって、滞納の一部を納付していただいた場合に発行するとか、病気の状況によっても発行させていただいておりますけれども、発行しないということはございません。

以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- **〇8番(本吉敏子君)** あと、簡素化を希望しない方もいらっしゃるのかどうかお伺いしたい と思います。
- 〇議長(古坂勇人君) 山越税務住民課長。
- ○税務住民課長(山越康弘君) お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、本年、4年5月から10月については、こちらお勧めしたけれども、お勧めして申請した方が85.7%、残りの15.3%の方が何らかの理由があって、これをしなかった。そのしない理由については、こちらのほうでは把握してございません。

以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- **〇8番(本吉敏子君)** ぜひ、分からない部分もあるような方もいらっしゃると思いますので、 対象となる町民の負担軽減となることから、手続の簡素化を進めていただきたいなというふ

うに思います。これからもまた町民に寄り添って進めていただきたいと思いますので、ぜひ その申請をされていない方が分からないということもあると思いますので、丁寧な説明をで きればしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、4項目めに行きたいと思います。公民館主催教室についてお伺いしたいと思います。

長柄町公民館ながランホールがプレオープンして2か月が過ぎました。新しくなり、町民の皆さんが喜んで利用されていると思います。まだ新型コロナウイルス感染防止対策をされながら、少しずつかもしれませんが、前のような活気が戻りつつあるのかなと思います。

そこでお伺いいたします。

1点目、小学生・中学生対象の教室の利用状況についてお伺いいたします。

2点目は、今後の課題や取組についてお伺いいたします。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

石川教育長。

○教育長(石川和之君) ご質問にお答えします。

1点目、小学生・中学生対象の教室の利用状況ですが、公民館が主催する教室で、児童・生徒を対象とする教室は、英語、絵画、書道、茶道、料理教室が小学生対象となります。また、健康福祉課が担当するながら学習教室は、小学生と中学生が対象となります。人数ですけれども、英語が9人、絵画が7人、書道が13人、茶道が9人となり、料理教室につきましては、コロナウイルス感染症対応のため、現在のところ中止となっております。一方、学習教室につきましては、小学生が9人、中学生が9人利用しております。

2点目の今後の課題や取組についてですが、課題としては、例えば公民館活動以外に、野球やサッカーといったスポーツを選ぶ子供たちもいますので、子供たちに無理のない活動ができる環境づくりを考えております。取組としては、来年度から新しい主催教室を開催し、子供たちの選択肢を増やして、将来に向け何か役立つきっかけになればと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきたいと思います。

ながランホールになり、よりよい、皆様に愛され、まだ使用範囲が広がるような使い方を

模索していければよいと考えますが、先ほど新しい主催教室を来年度からまたちょっと考えているということでありますので、とてもうれしいなというふうに思っております。

また、そのほかにもう少し教室を増やすためにはどのようにしたらよいでしょうか。

○議長(古坂勇人君) 答弁願います。

松本生涯学習課長。

〇生涯学習課長兼公民館長(松本昌久君) お答えいたします。

今、公民館を利用されている方からアンケートをちょっと取っておりまして、皆さんのちょっとニーズを今把握している状況です。その結果等を受けて、また教室とかあるいはイベント的なものを検討していきたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) 先ほど、小学生対象の教室ということで、小学生と中学生ということだったんですが、現在中学生対象の教室でボールペン字だとかというのはもうやっていないんでしょうか。
- 〇議長(古坂勇人君) 松本生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長兼公民館長(松本昌久君)** すみません、ボールペン字のほうは、募集はした んですが、参加希望の方がいらっしゃらなかったです。
- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) 先ほど各教室の状況をお伺いしました。これ、長柄小学校と日吉小学校、またその辺の人数が分かりましたら教えていただければと思います。
- 〇議長(古坂勇人君) 松本生涯学習課長。
- ○生涯学習課長兼公民館長(松本昌久君) 英語教室につきましては、9人全て長柄小の児童です。絵画教室は、長柄小5名、日吉小2名。書道が、長柄小10名、日吉小3名。茶道は、9名全員長柄小学校になります。

以上になります。

- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) 今の人数をお聞きしまして、長柄小学校が多いのかなと思うんですが、 日吉小学校が参加できないというか、少ないのはどういう理由だと考えていらっしゃいます でしょうか。
- 〇議長(古坂勇人君) 松本生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長(松本昌久君) もともと、例えば令和元年のコロナ前の状況とかを見てみますと、やはり長柄小のほうが参加する児童が多い傾向でございます。その辺の理由は定かではないんですが、来年度は日吉小のほうにも強く働きかけて、ぜひ参加してくださいということを勧めたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) それでは、長柄小学校の生徒の皆さんが公民館活動というか、教室に通うのにはどのような状況で参加されているのか伺いたいと思います。例えば、親御さんが送り迎えしてくださっているのかどうかということで、分かりましたら教えていただければと思います。
- 〇議長(古坂勇人君) 松本生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長兼公民館長(松本昌久君)** 以前より、子供の教室に参加される児童は、保護者の方が送迎のほうをしております。

以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) 今回もそうなんですけれども、新公民館の利用とともに、町民の皆様の足の確保ということで、今まで日吉小学校は学校のスクールバスがあります。長柄のほうは、教室がある場合は親御さんが朝送ってきて、土曜日に関しましては書道が終わると英語があるということで、それが終わるとまた迎えに来るというようなお話を伺っていますが、これからまたこの教室に関しまして、町民の皆さんの足の確保ということを、これは公民館だけではないかもしれませんけれども、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。
- 〇議長(古坂勇人君) 松本生涯学習課長。
- ○生涯学習課長兼公民館長(松本昌久君) 以前より保護者の方が送迎しているんですが、なかなかそれが難しいということはちょっとまだ把握していないところでございますが、いずれにしても生涯学習課だけでは、例えばバスを出すとかそういったことはちょっと決められませんので、また関係部署のほうと協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) 生涯学習課だけではどうしようもならないと思いますので、ぜひ皆さんの声、先ほど、今公民館では新公民館利用についてのアンケートが、自主サークルの皆さ

んへ、ご利用してみて気がついたことなど、ささいなことでも構いませんがということで、 アンケート用紙が置いてあります。利用されていない方々も、どんな使い方をしたら使いや すいのかということを聞いていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(古坂勇人君) 松本生涯学習課長。
- ○生涯学習課長兼公民館長(松本昌久君) ちょっと利用されていない方にどういうふうに聞くかというのは、その方法をまたちょっと考えたいと思いますが、アンケートについては、自主サークルの方のみではなくて、本を例えば借りに来た人とか、土日に勉強しに来ている子供たちにもアンケートのほうをお願いしていますので、またその結果を検討させていただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) アンケート用紙には、自主サークルの皆さんへということで書いてありますので、皆さん勘違いする方もいらっしゃるのかなというふうに思いますので、その辺もしあれでしたら変更していただきながら、皆さん利用されない理由だとか、そういうこともあると思いますので、それは広報と一緒に配布するなり、状況を聞いてみるのもいいのかなというふうに思います。せっかく新しい、この公民館が新公民館となりましたので、皆さんに愛されるようなそういう公民館にしていかなければいけないのかなと思いますので、ぜひ今参加されていない方たちも、こういう公民館だったら行ってみたいわというそういうお声をぜひ聞いてみたらいかがかなと思いますが、いかがでしょうか。
- 〇議長(古坂勇人君) 松本生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長兼公民館長(松本昌久君)** 本を借りに来た方には、自主サークルの皆様へというアンケートじゃないアンケート用紙を一応配っていますので、そこは区別して配っています。

広報等で、また公民館のほうをイベントとかそういったものを広報しながら、何かご意見があったらというような形で、町民の方に問いかける方法もちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- **〇8番(本吉敏子君)** ぜひ、町長にちょっとお聞きしたいんですが、現在皆さん、親御さん たちも教室に参加するときに、朝は送ってこられますけれども、午後からはお仕事の方もい

らっしゃいますし、もう本当に、でも子供さんたちは教室に行きたいというお声があるということで、この子供たちに対しても、日吉の方も今までスクールバスが学校は来ていますので、家族の方が連れてきてまでというような形も中にはあると思いますので、例えば民間が所有しているバスだとか、小型バスなどの有効活用の検討をしてみるというようなことも考えてみたらいかがかなと思いますが、町長、どう考えますでしょうか。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

月岡清孝町長。

〇町長(月岡清孝君) 本吉議員の質問にお答えします。

ただいま民間のということで、いろいろちょっと私も勉強していて、規制等がかかっているところは多々あります。こういうのもちょっと考え、ちょっと検討させてください。ちょっとハードルが高い面が多々ありますので、こういう答弁でお願いいたします。

- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) 昨年、もう2年前ぐらいになるか分からないんですけれども、あるところが、ある方が、運転手さんたちが、昼間は空いているので、ぜひ長柄町で活用できないかということで相談に来られたことがあります。そのときには、やっぱりそれは厳しいということでお話があったんですけれども、やってくださる方は結構いらっしゃいますので、そことぜひ協定というか結んでいただきながら、長柄町の町民の皆さん、また子供たちに使い勝手というんじゃないんですけれども、協力していただけるところがありましたら、ぜひお声かけをしながら進めていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、ながランホールになって、よりよい皆さんに愛される、使用範囲が広がるような使い方を模索していければよいと考えますが、そのためにはどういうふうに、どれがネックになっているのかということがありましたらお聞きしたいと思います。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

松本生涯学習課長。

- **〇生涯学習課長兼公民館長(松本昌久君)** ネックというのは……、すみません、質問がちょっとよく分からないです。すみません。
- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) すみません。例えば、公民館の名称がながランホールということで命名、募集をされてなったと思います。また、使用の制限の緩和だとか、またもっとたくさん

の方が利用し、活気あるながランホールにしてほしいと思うので、そのためにはどういう、 今までは縛りというか規約だとか見ますと、とても何か厳しいことが書かれていたりするの で、その辺をどういうふうにしたらもう少し皆さんがイベントだとかやりやすくなるのか、 その辺が分かりましたら教えていただきたいと思います。

- 〇議長(古坂勇人君) 松本生涯学習課長。
- ○生涯学習課長兼公民館長(松本昌久君) 皆さんのご利用が、皆さんに利用していただくために縛りがどうしてもきつい部分はあるかとは思うんですが、今回新しく公民館を建てたところ、今まで利用されていなかった町外の方とか、町内の企業というか会社の方とかが利用したいんですけれどもと言って、問合せとかはかなりありますので、旧公民館のときよりかは利用の頻度は恐らく高くなると思います。今、コロナでいろいろなイベントが中止になっていましたので、これを徐々に元に戻して、さらにまた新しい企画等を町民の皆様と考えて、また今まで以上に活気のある公民館にしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。
- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) コロナがまた今出始めてきておりますので、ちょっと心配ですけれど も、すばらしい新公民館ですので、活気あふれる、また町民の皆さんが喜んで集えるような 公民館、ながランホールになるように、発展させていけるようにご配慮をお願いしたいと思 います。

私も土日も伺いますけれども、ちょっとまだまだ寂しいような、例えば白子町で落語会、落語の、毎年1回は開催されているような、今回、長柄町も商工まつりはされましたけれども、イベントだとか、そういう文化祭が中止でしたので、これからまた徐々に復帰されていくような形になると思いますけれども、本当にたくさんの方が公民館に公民館にというふうに集えるような、そういう公民館にしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

先ほど三枝議員の質問でもありましたけれども、キッズルームについてということで、ジュース等の飲み場を考えていくということで、和室をということでありました。今、図書の脇に幾つかテーブルが置いてありまして、そこで今回の商工まつりのときは小学生があふれていたというような状況でありましたけれども、そういうふうに皆さんが常に土日には公民館に集えて、また活用できるようなそういう体制を、また大変だと思いますけれどもお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後になります。最後じゃなかった、すみません、まだ5番目でした。まだありました。5番目、部活動の地域移行についてお伺いしたいと思います。

公立中学校の休日の部活動を地域のスポーツクラブなどに委ねる地域移行が2023年から段階的に始まり、政府は25年までに3年間を改革集中期間として位置づけて移行を進め、将来は平日の指導も地域に委ねることを目指すと言われています。部活動の在り方を大きく転換するものであり、学校や移行先だけではなく、保護者や行政などの関係者が連携しながら丁寧に進める必要があると考えます。

地域移行が進められる背景には、教員の働き方改革があります。ふだんの授業に加えて、 長時間かつ休日にも及ぶ部活動は、教員にとって長時間労働は深刻化しており、部活動を全 廃しても文部科学省が定める残業時間のガイドラインを超えるとのデータがあります。この ほか、少子化に伴う部員の減少により、学校の運営が困難になりつつあるという現状も、地 域移行の必要性を高める要因となっています。

部活動には、スポーツや文化活動を通じて、子供たちの健やかな成長を促すという役割があります。部活動を維持するため、段階的に地域移行をしていく方針が定められましたので、そこでお伺いいたします。学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について、本町の現状とその対策についてお伺いいたします。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

石川教育長。

○教育長(石川和之君) 部活動の地域移行についてお答えします。

現在、中学校の部活動の充実と活性化とを併せ、教職員の負担軽減を図るために、外部指導者の設置に向けて検討が進んでいます。国・県の基本的な考え方は、まず1番目として、令和5年度は、各市町村1部活以上に休日の指導者を派遣する、2つ目が令和7年度までに全部活動について休日の指導者を派遣する、3つ目として、令和8年度以降は準備のできた部活動から平日も地域移行をするとなっております。

長柄町では、中学校における休日部活動指導者協議会を設置、開催し、検討を始めております。今後の予定としては、休日に中学生の部活動指導をしていただける方をリストアップしていきます。公民館とも連携し合い、まず、町スポーツ協会や文化系サークル等にも声をかけていきます。

現在、長柄中では5つの部活動を実施しており、生徒は部活動を楽しみにし、頑張っています。今後生徒数が減少していく中、充実した部活動が実施できるよう検討してまいりたい

と思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。 以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) それでは、再質問させていただきます。

まずは、地域に協力してくださる人材の募集をしなければならないと思います。そして、 地域の民間の指導者でご指導いただける方に、その任に就いていただけるにはどのようにし たらよいのかお伺いいたします。

○議長(古坂勇人君) ご答弁願います。

川田学校教育課長。

〇学校教育課長兼給食センター所長(川田 亨君) お答えいたします。

今、教育長からもありましたけれども、まずはリストアップをすることが大切と思います。 公民館とも協力し合って、町のスポーツ協会や文化系サークル等にも声をかけていきたいと 思います。あと、子供たちの保護者の方にも声をかけたり、もし皆さんでお知り合いの方が いらっしゃいましたらば紹介していただくとか、広く募集をかけていけたらと考えておりま す。

以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) そういうリストアップをするためにはいろいろと、アンケートじゃないんですけれども、そういう募集ということでご協力していただける方にということで、ぜひ配布をしながら、ご協力いただけるような方向でぜひ進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、あとまた今後学校でも授業のゆとりが持てるように外部委託等の、例えばスイミングの授業では隣町の長南町のB&G海洋センターを利用するなど、いろいろな方法が考えられていると思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

- 〇議長(古坂勇人君) 川田学校教育課長。
- ○学校教育課長兼給食センター所長(川田 亨君) お答えいたします。

長生郡市管内でも、小学校の水泳学習については民間委託をして、民間のプールに行って 学習をしている学校もあります。一宮町や茂原市の一部等が実施していると聞いております。 本町におきましても検討はしているところなんです。例えば長南町のプールをお借りでき ないかとか、そうするとプールの学習の時期がどうしても屋外だと6月、7月に偏ってしま うんですけれども、室内プールをお借りできれば、例えば6月とか9月にも時期をずらして 学習を進めることができるかなと検討しているところでございます。そこまでの移動や輸送 については、またいろんなことが考えられますので、今後検討を進めていきたいと考えてお ります。

以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) あと、地域部活動において休日の指導を希望する教師に関して、教師としての立場で従事するのではなく、兼職、兼業の許可を得た上で、地域部活動の運営主体の下で従事することができるということで、届出をするような形があると思いますけれども、現状をお伺いしたいと思います。
- 〇議長(古坂勇人君) 川田学校教育課長。
- ○学校教育課長兼給食センター所長(川田 亨君) お答えいたします。

今現在、中学校の教員は4時間、半日部活をしますと、県から手当を頂きます。約3,600 円頂けることになります。ですが、今後外部指導者として教員が登録をして、教員ではなく 外部指導者という立場で部活動の指導、休日の指導者をすることは可能でございます。ただ、 校長が、あなたは外部指導者として休日に指導しなさいと命令することはできませんので、 あくまでも本人の希望になります。

先日、長柄町の校長が職員に希望を実は聞いたんですけれども、意外と若い人たちが希望 しなかったということを聞いています。私たちのようなやってきた人たちは、やらなきゃい けないな、部活楽しいなと思うんですけれども、意外と若い人たちは自分の時間を大事にし たいとか、そういった意見で希望者が少なかったというのは聞いております。

以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) ありがとうございます。

あとコミュニティ・スクールと呼ばれる学校運営協議会を設置した学校が必要と思われますが、見解をお伺いしたいと思います。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

石川教育長。

○教育長(石川和之君) コミュニティ・スクールということですが、国のほうでもコミュニティ・スクールの設置につきましては推進するようにという話なんですけれども、実際のと

ころ全国的にもそんなには進んでおりません。長柄町においても、教育委員会会議等でいろんな資料の読み合わせをして進めているところなのですが、現在のところ、いつからコミュニティ・スクール、学校運営協議会を設置するという話になっておりません。今後検討してまいりたいと存じます。コミュニティ・スクールを活用した休日の部活動の指導というのも十分あり得ると思います。

以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) 地域移行後も、子供たちがスポーツや文化に親しめる機会を確保できるよう議論を重ねていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

最後に、地方創生についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、どこでもリモートワークの仕事ができるようにと国でも進め、民間もリモートワークが進んでいます。先日も報道で、NTTがどこに住んでも働ける働き方改革を進めているとありました。そして、通勤にかかっていた時間を地域貢献等に活用できるようにすれば、地方も変わると有識者の声がありました。このNTTの方針は、本町のような自然環境豊かな地域で受け入れる意思のある状態をつくれば、都心からも近く、最適な環境であると言えるのではないでしょうか。

そこで、NTTの新しい働き改革において、優秀な人材を本町に呼び込む大きなチャンスだと考えますが、見解をお伺いいたします。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

月岡清孝町長。

〇町長(月岡清孝君) ご質問にお答えいたします。

優秀な人材が本町のような地方部に移り住むこと、またテレワークなどの柔軟な働き方を 企業が推進することなど、町といたしましても議員と同様に大変期待をするところでござい ます。

本町の移住定住関係のお客様との直接的な接点といたしましては、ご承知のとおり企画財 政課及び移住定住コーディネーターが窓口となっておりますが、本件につきましても情報を しっかりと共有し、ご案内に漏れなどのないように対応してまいります。

この件につきまして、千葉県庁の幾つかの関係する課に確認をいたしましたが、マスコミなどで報道されていること以外の情報はないとのことでした。町といたしましては、今後のそれら企業の動向をしっかりと注視してまいりたいと存じます。

なお、議員の言われる趣旨を同じくする人材支援制度及びアドバイザー制度は総務省のメニューで昨今の地方自治体に対して示されており、派遣される方の人件費が100%特別交付税措置されるという大変有益な内容となっております。現在、本町ではその制度を活用する方向で調査を進めているところであり、早ければ令和6年度から制度導入を図りたいと考えているものでございます。

いずれにいたしましても、デジタルトランスフォーメーションなど、かなり専門的な分野のものまでが、私たちのような小さな町と政令指定都市が同じレベルでそれぞれの自治体に任せる内容となっているのが現実であり、外部からの人材の確保はこれからますます重要になるものと考えます。今後も情報収集に努め、好機を逃すことのないよう取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

- 〇議長(古坂勇人君) 8番、本吉敏子議員。
- ○8番(本吉敏子君) よろしくお願いいたします。

現在本町では、千葉大学と2015年度から拠点大学による地方創生推進事業による連携協定を結び、共同で町づくりを展開しておりますが、これに加えNTTのようなICTを活用したこのような取組をぜひ前向きに考えていただき、本町もサテライトオフィスの導入、マッチングを進めていただければということで、企業誘致、移住定住など様々な効果が得られると思いますので、積極的な取組をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。以上で終わりにします。

○議長(古坂勇人君) 以上で本吉敏子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後3時27分といたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時27分

○議長(古坂勇人君) 休憩前に引き続き会議を再開します。 引き続き一般質問を行います。

◇ 髙 橋 智恵子 君

- 〇議長(古坂勇人君) 3番、髙橋智恵子議員。
- ○3番(髙橋智恵子君) 3番、髙橋智恵子でございます。

傍聴の皆様におかれましては、お忙しい中、大変ご苦労さまでございます。また、町長を はじめ、町職員の皆様には日頃より町民のためにご尽力いただき、ありがとうございます。

また、今回の長柄町地域応援券の配付につきましてもありがとうございました。皆さんとても楽しみにしていて、ふだん買えないものをまとめて買いたいとか、暮れとかお正月の足しにしたいというふうな声を聞いております。他の市町村でも早々と配ったところもあっただけに、こういった要望も多かったので、大変今回はよかったと思います。

2022年も残すところ3週間となりました。テレビ等ではこの1年間を振り返っての内容が増えてきました。しかし、相変わらずコロナ感染者は増えている状況であり、うれしい出来事や悲しい出来事たくさんありました。しかし、本町においては月岡町政は始まったばかりでございます。この本会議が、町運営のさらなる発展につながれば幸いでございます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問に入りたいと思います。

本町の人口も年々高齢化が進んでおります。また、団塊の世代が75歳となる2025年までには一層進むと考えられております。これに伴い、介護保険の認定者は高齢化の進行とともに増加していくと思います。本町においても、要支援、要介護とならないよう予防、改善に取り組むことが重要であると思われますので、今回質問をいたしたいと思います。

大きい質問の1、高齢化が進む長柄町の町内連携体制について。

- 1、健康福祉課介護保険係といいますか、正式には係というのはないと思いますが、担当と税務住民課と特定健診担当との情報共有はどのようにされているか。
- ②前期高齢者やそれ以外の年齢層からの健康意識、健康状態が、いずれは将来高齢者の医療費削減につながると思います。そのためには、特定健診は健康福祉課に委ねるべきだと思うが、町の見解をお聞きします。
- 3、高齢者の健康増進、健康格差の縮小には、行政の計画、ビジョンが町民にも理解され 伝わっていることが大切だと思いますが、現状はどう捉えているのか伺います。
 - 4、健康寿命を延ばす施策として、どのようなことがあるかお聞きします。 最初の質問、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

月岡清孝町長。

〇町長(月岡清孝君) 髙橋議員のご質問にお答えいたします。

1点目の健康福祉課と税務住民課の情報共有についてのご質問ですが、特定健診を例として申し上げます。

国保データベース、健康カルテに健診結果として集約されたデータは、高齢者の健康状態・課題を分析するための基礎データとして、特定保健指導や介護予防等で必要な際に適切に共有されております。詳細につきましては、4項目めでご質問いただいております健康寿命を延ばす施策の中で、併せてご説明させていただきます。

2点目の特定健診を健康福祉課に委ねるべきとのご質問についてですが、特定健診は国民健康保険被保険者を対象としていることから、国民健康保険の運営を所管する税務住民課国保年金係において、対象者の抽出から医師会との契約、案内発送等の事務を行い、健診後の事後指導に当たる特定保健指導を健康福祉課健康管理係が行っております。

ご提案の特定健診の担当課を健康福祉課とし、一元化することについては、国民健康保険 被保険者の税に関する個人情報の取扱いが問題となりますので、十分な検証をした上で判断 することが望ましいと考えております。

3点目の高齢者の健康増進等をどう捉えているかについてのご質問ですが、高齢者の自主的な活動を支える介護予防推進員を中心としたスマイルながら出張教室、いきいきながら体操などを町内18地域で実施し、これらの活動については、毎月の広報ながらで活動内容や参加者の声を紹介しております。

また、平成29年から継続して行っている健康とくらしのアンケート調査では、教室参加者約200名のうち7割の方から、地域活動に参加することで健康によい情報を得る場になっているとの回答がございました。このアンケート調査を、千葉大学を介したJAGESの分析によって、地域の健康課題の把握を行い、次年度の事業計画、次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に反映させ、介護予防推進員のボランティア活動、地域の介護予防教室の取組を多くの町民の皆様へ理解を広げられるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

4点目の健康寿命を延ばす施策についてお答えします。

年齢が75歳を迎えると、国民健康保険制度や社会保険制度から後期高齢者医療制度へ移行されることで、これまでの健康・保健等のサービスが途切れ、継続的な支援ができないことが課題とされておりました。現在、介護に関する保健医療・福祉サービスと高齢者保健事業はそれぞれ異なる法律を根拠とした各種サービス・事業を行っておりますが、法改正により、

町が保管する国民健康保険被保険者に係る特定健診・特定保健指導に関する記録、国民健康 法による療養に関する情報と介護保険の規定による保健医療・福祉サービスに関する情報を 共有し活用できることとなったことから、高齢者の医療、健診、介護に関するデータ、情報、 課題等をよりスムーズに共有できるよう整備を図り、関係部署の連携強化に努めてまいりま す。

現在、町では介護保険の地域支援事業として実施している、スマイルながら出張教室、いきいきながら体操等の各種事業のほか、認知症予防を目的とし、事業を委託しているオレンジカフェ、幅広い年齢層をターゲットに健康への動機づけとして健康ポイント事業等、様々な事業に取り組んでおります。これらの事業に加え、フレイル状態に陥りやすい高齢者に対し、一人一人の状態に応じたきめ細かな支援を行うことで健康寿命を延ばし、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活と社会参加ができることを目指す、高齢者の保健事業と介護予防の一体化に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

- 〇議長(古坂勇人君) 3番、髙橋智恵子議員。
- ○3番(髙橋智恵子君) ありがとうございました。

確かに税務住民課から特定健診を離すということは、国民保険税との関わりもあるので難 しいかと思いますが、他の市町村で既に特定健診を健康福祉課に移行したり、単独で移行し ているところがあるかと思いますが、そうしたところでよかったこと、欠点等がお分かりに なりましたらお願いいたします。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

山越税務住民課長。

○税務住民課長(山越康弘君) お答えいたします。

ただいま髙橋議員さんからご質問いただきました一元化の問題でございますけれども、隣の長南町、また同じ山の手の睦沢も、もともとは本町と同様に特定健診を受け持つ部署で税と一緒だったと私は認識しております。ただ、現在は長南町も睦沢も、長柄町と同様だった税を切り離して、違う組合せということで今対応していると思いますけれども、隣の長南町の課長さんからお伺いした際には、国民健康保険を運営する税務住民課と実際にその特定健診と実務を担当する部署で、もともと離れていたけれども、その事業自体は仮にくっついていても、特にスムーズになったとかというお話は伺ってはいないんですけれども、逆に税を切り離したことで、例えば国民健康保険税を滞納している方が、本町の場合、短期で保険証

を更新させていただいておりますけれども、滞納している税金の一部を納めて短期の保険証をお渡しするというようなスタイルがなかなかできない。税を取り扱っている部署と国民健康保険の運営を行っている部署が違うと、やっぱり税は個人情報となりますので、その辺がスムーズにいかずに保険証の更新を待たせてしまうという、そういうふうなお話を伺っております。

以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 3番、髙橋智恵子議員。
- ○3番(髙橋智恵子君) ありがとうございました。

私といたしましては、その税のこと等は視野に入れていなかったので、また前期高齢者、 もっとそれ以前の若い方から、健康について意識が高まれば、いずれ高齢者になったときに 介護予防につながるのではないかと思ったので、そういった質問をいたしましたが、本町に おいて連携がうまく取れているようでしたら、それは問題ないかと思います。

また、介護予防が可能な疾病で、例えば高血圧とか糖尿病などの生活習慣病、こういったものを早めに予防、治療することが介護の重症化の予防にもつながると思いますし、現在高齢者の生活習慣病の糖尿病とかメタボリックシンドローム、または認知症発症の危険因子となるんですが、そういった後期高齢者の、現在健診後の保健指導についてはどのようになっているでしょうか。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

山越税務住民課長。

○税務住民課長(山越康弘君) お答えいたします。

今現在、75歳以上の後期高齢者の被保険者に対する特定保健指導というのは、今実際に行われていないのが現状でございます。74歳以下の方に対しては、特定健診の結果、数値に異常等があった場合は動機づけ支援ですとか、積極的支援等の健康支援がされていますけれども、75歳以上についてはそのような支援をされていないというのが現状でございます。

以上でございます。

- O議長(古坂勇人君) 3番、髙橋智恵子議員。
- ○3番(髙橋智恵子君) 今後はどのようにされていくか、ご予定はあるでしょうか。
- 〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

山越税務住民課長。

○税務住民課長(山越康弘君) お答えいたします。

髙橋議員さんの4番目のご質問の回答となってしまいますけれども、前回の9月定例会の 本吉議員さんの一般質問でお答えしたように思いますけれども、実は国のほうには高齢者の 医療費が増大する、また介護給付費が増大するというようなことがもともとございまして、 ただこれは国民健康保険、我々が国保の運営をする際に国民健康保険法という法律に基づい て事務を行っておりますけれども、介護につきましては介護保険法、それぞれ異なる法律に 基づいて事務を行っているわけでございますけれども、そのような医療費の増大ですとか、 介護給付費の増大を抑制するために、国は法改正を行って、先ほど町長からも申し上げまし たけれども、市町村が所有する被保険者の特定健診・特定保健指導に関するデータ、国民健 康保険法の規定による療養に関する情報、また介護保険法の規定による保健、医療、福祉サ ービスに関する情報を併せて活用するということで、特に要介護者となる方をいかに抑制す るか、イコール医療費を抑制することにもつながりということで、本町といたしまして、令 和6年度の本格実施に向けて、後期高齢者の保健事業と介護予防の一体化に向けて、次年度 からそれに関わる国保の運営の、我々税務住民課の国保年金係と健康福祉課の健康管理係、 また介護保険係といろいろ協議しながら、実際に長柄町が関わっている高齢者の健康課題と はどういうものがあるのか。また、それを改善するためにはどのような施策をしたり、どの ような事業を展開していったらいいのかという、そういうことを協議して、要介護者の抑制 に取り組んでまいりたいと思っています。

以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 3番、髙橋智恵子議員。
- ○3番(髙橋智恵子君) ありがとうございました。国も含めてそのような動きがあるということで、大変安心をいたしました。また、毎年アンケートもしているということで、200人ぐらいの方の7割が何かしら期待をしているというような回答もあったようですので、今後ともよろしくお願いいたします。

高齢化が進んでいくと、進めば進むほど医療費が上がってくるのは、これも当たり前のことです。健康のために必要な、生きていくために必要な治療とか医療というのもありますし、健康づくりの成果と医療費というものを比較するのは大変難しいかと思いますが、健康づくりの成果と介護認定率は直結しているかと思います。介護認定率を抑えた結果、介護給付費や介護保険料を抑制することにもなります。また、健康寿命が延びれば、この介護保険料を引き下げることにもなり、負担者にとっても幾らかでも値段を下げることもできるのではないかと思います。そこで、本町の平均寿命や健康寿命がお分かりでしたらお願いいたします。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

山越税務住民課長。

○税務住民課長(山越康弘君) お答えいたします。

今、資料はあるのですが、今そこのページを開くのに時間を要されます。 もう少々お待ち ください。申し訳ありません。

- 〇議長(古坂勇人君) 山越税務住民課長。
- ○税務住民課長(山越康弘君) 大変お待たせしまして、申し訳ございません。

髙橋議員さんもご存じのとおり、まず現在第2期データへルス計画という計画がございます。その中のデータとして申し上げますと、長柄町の平均寿命は、これ平成29年のものとなってしまいますけれども、男性で79.7歳、女性が87.3歳、健康寿命、男性が65.4歳、女性が67.2歳。ちなみに、県を申し上げますと、平均寿命が男性が79.9歳、女性が86.2歳、健康寿命、男性が65.4歳、同じですね、女性が67.0歳となっております。

これはあくまでも平成29年の結果でございますけれども、こちらの現行のデータへルス計画を策定したのがこの年です。来年度、現行のデータへルス計画最終年度を迎えるわけでございますけれども、中間評価というのがございます。その中でも、髙橋議員さんが今おっしゃった平均寿命ですとか、健康寿命がどう移り変わったかというのは、そちらの中間評価を見ないと分からないわけでございますけれども、いずれにしても次年度、令和5年度は現行のデータへルス計画の最終年度となりますので、そこでいろいろなデータが明らかになると思います。医療費の関係ですとか、メタボリックシンドロームが町内にどれぐらい存在するのかとか、そこで、最終年度で町の健康課題というのが大体分かるようになると思いますので、その結果を今度は第3期のデータへルス計画に反映させて、計画を作成するような流れになると思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(古坂勇人君) 3番、髙橋智恵子議員。
- ○3番(髙橋智恵子君) ありがとうございました。

かなり長柄町が、特に女性は長生きだなと思うんですけれども、やはり恐らく平成29年度 ぐらいの資料かと思うんですが、国の健康寿命と平均寿命との差が、男性が8.7年、女性が 12年というデータがございました。今、長柄町の今の数字で計算いたしますと、男性が14年 ぐらい、女性は20年ぐらいあるわけですね、差が。人にもよるんでしょうけれども、その間 介護が必要な期間があることが大変予想できます。これはかなり介護する人にとっては負担 といいますか、ご本人も大変な期間ではないかと思います。 特に長柄町は、他の市町村と比べると在宅介護の率が高いと認識をしております。そういった意味で、いろいろな施策もあるようですが、何かそういった取組等があれば教えていただきたいと思います。在宅介護についてお願いいたします。

○議長(古坂勇人君) 答弁願います。

森田健康福祉課長。

- ○健康福祉課長(森田孝一君) 在宅介護になる前の取組ということで、現在はこちらの介護 予防推進、町長の答弁にもございましたが、こちらを中心とした、スマイルながらの出張教 室であったり、いきいきながらの体操、そういうものを実施しながら、介護のサービスを受 けないような体制というものに重きを置きましてやっているというのが現状でございます。 以上です。
- 〇議長(古坂勇人君) 3番、髙橋智恵子議員。
- ○3番(髙橋智恵子君) ありがとうございました。現在はボランティアの方とかも含めて、いろいろなスマイルながらとかいきいき健康教室等をされているようですので、今後ともよろしくお願いをいたします。

第5次総合計画の中で、人生100年時代への対応ということで、町民が豊かに生きていくためには、生涯様々なステージで必要な能力を身につけ、発揮できるよう社会との関わりを増やし、地域においても一緒に課題解決をしていきたいという文言が書かれておりました。よその地域でいろいろな取組をしているところがあるんですが、一つの例といたしまして、高齢者が現在スマホとかパソコン等、デジタル活用の実態はどのように捉えているか、また社会全体の動きとして、ITがなくてはいろいろ困る場面も多くなってきました。実際に、コロナワクチンの予約においても大変困った人が多いと聞いております。

本町のシニアがどの程度デジタルについて知識、経験があるのか、アンケート等を踏まえて何か把握していることはあるでしょうか。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

森田健康福祉課長。

- **〇健康福祉課長(森田孝一君)** そのデジタルに関しての調査みたいなものは実施してございませんので、把握していないというのが現状でございます。
- 〇議長(古坂勇人君) 3番、髙橋智恵子議員。
- ○3番(髙橋智恵子君) 国においてデジタル庁というものも発足したわけですし、国において誰一人取り残さない、人に優しい社会づくりを目標としております。本町でも、学習の場

として、少しでも高齢者のITの知識を持つことによって生活の質も向上すればよいと思いますので、今後とも何かそういったことに対して取り組んでいただければと思いますが、いかがでしょうか。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

山越税務住民課長。

○税務住民課長(山越康弘君) お答えいたします。

私も、個人的には髙橋議員さんがおっしゃるとおり、高齢者のデジタル化の現状を踏まえると、そのような知識を蓄えることは大変重要なことかと思います。

現在、マイナンバーカードを普及促進しておりますけれども、実際にマイナンバーカードを受け取ったはいいけれども、電子決済等をしていない方はやっぱり高齢者の方で多数見られます。こういうこともございますので、町のほうとしても、デジタル化の波に高齢者の方が対応できないような状況になってしまうと、やはり今後生活しづらいというようなことが考えられますので、何かそのような講座なり、例えば公民館等でそういう教室とか、もしそういうのがあれば大変ありがたいんですけれども、松本課長、すみません。

そのようなことがあれば、私の母も高齢、もう80歳を迎えますので、積極的にそういう教室に参加しながら、情報化について知識を得ていただきたいように考えてございます。 以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 森田健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(森田孝一君) 先ほど、パソコンとかそういう電子機器についての調査はしていないという答弁をしてしまったんですが、毎年行っておりますくらしと健康調査の中で、携帯電話であったりパソコンを利用した頻度というのを聞いておりますので、全くしていないという状況ではございませんでした。申し訳ありません。
- 〇議長(古坂勇人君) 3番、髙橋智恵子議員。
- ○3番(髙橋智恵子君) 確かにもう年だからちょっと難しいんじゃないかとかいう方もいらっしゃいますけれども、生活を向上する上でも、また生涯学習という意味でも、ぜひ今後高齢者のデジタルに対する認識、知識を増やしていく場があればいいかと思いますので、よろしくお願いいたします。

もう一つ、他県のある町での取組がありまして、ITを活用した高齢者の見守りサービス というものがありました。スマートフォンから送られた家族の写真や動画を高齢者が家でテ レビで見たり、逆に高齢者の起床や就寝を家族が確認したりできる端末を、高齢者のみの世 帯に設置して、そういった見守りサービスをしているというところがありました。セコムが 開発したサービスのようですが、今後そのようなことはどのようにお考えでしょうか。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

森田健康福祉課長。

○健康福祉課長(森田孝一君) 先進の自治体で、そういうものを活用しているというのは承知しております。これも、町のほうで全部負担するというものではなく、ある程度導入されている方のご親族のほうで負担をいただくような形かなと、それが多いのかなという認識でございます。現在のところ、これについてはすぐに導入するというのは考えておりませんが、検討の一つということで捉えております。

以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 3番、髙橋智恵子議員。
- **○3番(髙橋智恵子君)** それでは、今後とも検討のほうよろしくお願いいたします。

月岡町長におかれましては、これから健康福祉にどんどん取り組んでいっていただく中で、 今回の質問も視野に入れていただきたいと思っております。町長は子育て千葉県一と言われ ましたけれども、それに併せて健康寿命千葉県一も目指していただければと思っております。 私もまだまだ勉強不足ではございますが、これからも健康福祉には注目していきたいと思っ ておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、大きく2つ目の質問に入ります。夢育についてでございます。

私が本を読んでいた中で、夢育という言葉を見つけました。意味は、字のごとく夢を育む ということなんですが、食育という言葉は知っていても、夢育という言葉は初めてそこで目 にしたので、大変すてきな言葉だなというふうに思いました。

それに対して、先日教育懇談会の折に、日吉小学校で夢集会というものをされているということを聞いて、子供たちがみんなの前で、大勢の前で自分の夢を語るということをやっているということを聞きました。そこで児童・生徒たちが夢を育みチャレンジしていく経験は、これからの時代を生き抜くために必要だと考えますが、教育委員会の考えをお聞きします。よろしくお願いいたします。

〇議長(古坂勇人君) 答弁を求めます。

石川教育長。

〇教育長(石川和之君) ご質問にお答えします。

夢育についてですが、夢を育み、夢の実現に向けてチャレンジ精神を養う教育は、未来を

担う子供たちにとって大変重要であります。

夢育は、全ての教育活動を通して行わなければなりません。長柄町では、教育施策の基調として、心身ともに健康で思いやりのある生き生きとした人づくりの教育を掲げ、日々、学校、保護者、教育委員会、関係機関とが連携して、子供たちの育成に努めております。夢育は、この基調の実現に向けた大きな柱であります。

変化の激しいこれからの時代を生きるため、各学校では、道徳教育、ICT教育、国際理解教育、体験学習等に力を入れています。様々な体験学習でキャリア教育の推進を図る中、地元のよさにも目を向けられるようにしています。目標を持ち、粘り強く取り組める児童・生徒の育成を目指し、創意工夫を図っています。

コロナ禍ではありますが、様々な活動を通じて、子供たちに笑顔が戻ってきております。 インドの政治家、宗教家、弁護士であるガンジーはこんなことを言っています。あなたの 夢は何か、あなたが目的とするものは何か、それさえしっかり持っていれば必ず道は開ける だろう。

今後も夢を持ち、チャレンジ精神に富んだ子供たちを育てていきたいと存じます。 以上、答弁といたします。

- 〇議長(古坂勇人君) 3番、髙橋智恵子議員。
- **○3番(髙橋智恵子君)** ありがとうございました。また、ガンジーのすてきな言葉もありが とうございました。

夢育って、本当に子供たちだけでなくて、ずっと生涯、大人になってからも、やっぱり人生の目標とか夢を持つということは大変大切だなというふうに感じております。石川教育長は、特に心の教育というのを大変重要視されておりますので、今後とも子供たちがいろいろな経験を通して、多くの人との出会いの中で、これから自分がやってみようと思える夢を見つけて、またそれを長柄町全体で大人が支援していければと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

以上で私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長(古坂勇人君) 以上で髙橋智恵子議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長(古坂勇人君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日9日は午前10時に開会いたしますので、ご参集ください。 本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時03分

令和4年長柄町議会第4回定例会会議録

議 事 日 程(第2号)

令和4年12月9日(金曜日)午前10時開議

日程第 1 諸般の報告(議長の報告)

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第 1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第 2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及 び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に 関する協議について

日程第 5 議案第 3号 令和4年度長柄町一般会計補正予算(第6号)

議案第 4号 令和4年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第 5号 令和4年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第 6号 令和4年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 6 認定第 1号 令和3年度決算認定について(委員長報告)

出席議員(11名)

1番 佐久間 繁 英 君 2番 神 﨑 清 美 君

3番 髙橋智恵子君 4番 岡部弘安君

5番 鶴 岡 喜 豊 君 6番 池 沢 俊 雄 君

7番 三枝新一君 8番 本吉敏子君

9番 星 野 一 成 君 10番 柴 田 孝 君

11番 古坂勇人君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 月 岡 清 孝 君 総 務 課 長 内 藤 文 雄 君

企画財政課長 白 井 浩 君 税務住民課長 山 越 康 弘 君 健康福祉課長 君 建設環境課長 若 菜 聖 君 森 田 孝 史 産業振興課長 会計管理者 小 泉 義 彦 君 石 井 和 子 君 学校教育課長 兼給食 亨 教 育 長 JII 和 之 君 Ш 君 石 田 生涯学習課長兼 公民館長 選 挙 管 理 委員会書記長 松 本 昌 久 君 内 藤 文 雄 君 農業委員会事 務 局 長 小 泉 義 彦 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤幹宏 議会書記 貝塚 匡

議会書記 那須悠太

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(古坂勇人君) 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきご苦労さまです。

傍聴の皆様方には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、11名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和4年長柄町議会第4回定例会を再開いたします。

◎諸般の報告

○議長(古坂勇人君) 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長(古坂勇人君) 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問については、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。 質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また通告以外のことは 答弁されませんので、ご了承願います。

なお、質問、答弁を含めて60分以内で終わるよう、ご協力をお願いいたします。

では、会議規則第61条の規定により、順次発言を許します。

◇ 池 沢 俊 雄 君

- 〇議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。
- **〇6番(池沢俊雄君)** 皆さんおはようございます。6番、池沢でございます。

また、傍聴の皆様にはお忙しい中、ご苦労さまでございます。

12月定例議会2日目となります。一般質問をさせていただきたいと思います。

月岡町長も就任3か月を迎え、町行政の運営にも努力されていることと存じます。また、 行政の内容にも慣れてきて、月岡町長としての手腕を発揮してほしいと願うものでございま す。

さて、今回の質問でございますけれども、何か当たり前のような質問でございますけれど も、私もちょっと分からない点がございますので、質問させていただきました。

まず、議会の本会議や委員会につきましては、議会傍聴規則で、一定の条件の下で会議を 傍聴できますけれども、町長の諮問機関、いっぱいありますけれども、非常勤特別職の審議 会や審査会及び委員会や協議会の会議内容を把握することができないというような、ちょっ とご意見がございまして、今回の質問とさせていただきます。

まず、質問の1項目めでございますけれども、町の各種審議会や各種委員会の運営内容についてお伺いをいたしますけれども、1点目が会議を傍聴できない理由をお伺いいたします。

2点目として、委員選考における公募について、どのようなお考えなのかお伺いをいたします。

3点目で、委員の選考基準に、議会議員職がかなり含まれておりますけれども、この議会 議員職を削除できないかお伺いをいたします。

以上、1点目をお聞きします。よろしくお願い申し上げます。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

月岡清孝町長。

〇町長(月岡清孝君) おはようございます。

池沢議員の質問にお答えいたします。

1点目の会議を傍聴することについてですが、法令等で定めのあるものや重要な個人情報を取り扱う場合は非公開となっております。また、教育委員会や農業委員会など、規則等で 定められている場合は基本的に傍聴可能となっています。その他の委員会の傍聴につきまし ては、これまで、公開、非公開についての議論があったことは把握しておりません。

今後は、より公正な委員会運営を確保し、町民の参加を推進するため、原則公開を念頭に 先進事例を調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいた します。

2点目の委員選考における公募については、町づくりなどの多くの皆様から広くご意見を聞く必要がある機会などが多くなると思いますので、今後検討してまいりたいと考えております。

3点目の委員の選考から議会議員を除けないかとのご質問ですが、過去にも同様のご意見があったと聞いておりますが、議員よりも先に様々な情報が伝わることにより、議会軽視につながるおそれがあるとの意見もあり、現在に至っていると思われます。私は、円滑な町政運営のためには、各種委員会に町民の代表である議員の皆様に参画していただき、地域の実情についてのご意見をいただいたり、町民の意見を直接聞いていただく重要な場になるものと考えておりますので、引き続き委員としてお願いしたいと考えております。

一方で、議員のご指摘のとおり、全国的には委員への就任自粛などを申し合わせている議 会の例もございます。今後、議員の皆様と協議を重ねてまいりたいと存じますので、ご理解 賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。
- ○6番(池沢俊雄君) 町長には、ありがとうございました。

今の答弁の中でまた再質問させていただきますけれども、まず、会議を傍聴できない理由 については、農業委員会や教育委員会ですか、執行機関だと思いますけれども、執行機関が 原則公開をされているということでございますけれども、この農業委員会とか教育委員会の 会議を開催するときに、私がちょっと勉強不足かもしれませんけれども、傍聴できますよと いうような広報が出されておるのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

小泉産業振興課長。

〇産業振興課長(小泉義彦君) お答えいたします。

農業委員会部門としてお答えいたします。

農業委員会の会議のほうについては、傍聴できるという周知のほうは今のところできておりません。ただし、会議録の公開が法に定められておりますので、会議録の公開はしており

ます。

以上でございます。

○議長(古坂勇人君) 農業委員会だけじゃなくて、教育委員会もですか。

[「教育委員会も言いましたよ。教育委員会や農業委員会はどうなんで すかと」と呼ぶ者あり]

○議長(古坂勇人君) 教育委員会。よろしいですか。

川田学校教育課長。

〇学校教育課長兼給食センター所長(川田 亨君) 今、ご説明がありましたとおり、委員会 と同様な形で行っております。

以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。
- ○6番(池沢俊雄君) 今の答弁ですと、していないということですよね。ただ、そのしていない理由ですけれども、議会は先ほど申し上げましたけれども、傍聴規則というものを制定して傍聴をしていただいているというお話をしていますけれども、農業委員会とか教育委員会は、そういう傍聴規則をつくれば傍聴ができるようになると思うんですけれども、どのようなお考えなのかお聞きしたいと思います。
- 〇議長(古坂勇人君) 小泉産業振興課長。
- 〇産業振興課長(小泉義彦君) すみません。

先ほどの答弁は、ちょっと言葉足らずなところがありましたけれども、農業委員会の会議 規則においては、傍聴規則はうたっております。ただ、一般的にホームページとか広報にお いて農業委員会の会議を傍聴できるという周知が、今、していない、できていないという状 況でございます。

以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。
- 〇6番(池沢俊雄君) 分かりました。

そうしますと、傍聴できることはできるんだけれども、傍聴できますよという周知がなされていないということでございますね。

今後、どのようにそれをお考えなのか、付け足してお聞きしたいと思います。

- 〇議長(古坂勇人君) 小泉産業振興課長。
- 〇産業振興課長(小泉義彦君) お答えいたします。

当然、今、ご指摘いただきましたので、ホームページ、広報等において傍聴できる旨の周 知をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。
- ○6番(池沢俊雄君) 農業委員会や教育委員会、そういうことで、今後、傍聴できるような体制を整えていくという形でございますけれども、あとまたこの執行機関のほかに、非常勤特別職というのが、法令でいっぱいありますよね、条例でね。このようなものを、先ほどの町長の答弁ですと原則公開だということを申し上げましたけれども、この非常勤特別職のこの会議の公開についても、何らかの傍聴規則的なものを設けないとできないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。
- 〇議長(**古坂勇人君**) 答弁願います。

内藤総務課長。

○総務課長(内藤文雄君) お答えいたします。

議員さんのご指摘のとおり、先進地を少し調査させていただきましたけれども、要綱や指針など、そういう手法によって傍聴の規則的なことを定めて、それから実施しているというのが状況でございます。

以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。
- ○6番(池沢俊雄君) 長柄町では、現在そういうものを持っていないというような答弁だと思いますけれども、今後、町としてどのようにお考え、町長さんは先ほど原則公開で今後検討するようなお話がありましたけれども、町として、担当課長としてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。
- 〇議長(**古坂勇人君**) 答弁願います。

内藤総務課長。

〇総務課長(内藤文雄君) お答えいたします。

今、議員さんのおっしゃるとおり、先ほどちょっと申し上げましたけれども、指針なり要綱なりをつくらせていただきまして、議員さんの言うとおり、かなりの数の委員会がございますので、そこの中でどういう情報を扱っているのか、またその会議の当日の内容などが、個人情報があるものなのか、ないものなのか、その辺をおのおのの委員会で決めていただきまして、先ほど農業委員会の話でもありましたけれども、どういう周知を、これから周知方法を取っていくのか、その辺も今後検討していきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。
- ○6番(池沢俊雄君) そのようなふうに前向きにご検討いただきたいと思います。

あと、もうちょっとお聞きします。例えば、法律等で設置しなくちゃいけない審議会というものがあると思いますけれども、例えば総合計画策定審議会ですか、そういうものは何か 法令で定めなくちゃいけないということになっていると思いましたけれども、そのような国 の法律等で定められている、法令等で定められている審議会についてはどうなんですか、そ れを担当のほうでどのようなお考えを持っているのかお聞きしたいと思います。

〇議長(**古坂勇人君**) 答弁願います。

白井企画財政課長。

〇企画財政課長(白井 浩君) 総合計画策定審議会についてということですので、私のほうからお答えいたします。

総合計画策定審議会、総合計画の策定につきましては、年限を忘れて失礼しましたけれども、地方自治法のほうで定める義務がなくなって、現在は条例に基づいてこれをやっているというところでございまして、聞かれていることに対してのお答えにならないかと思いますが、これについても原則公開と、今の方向でという町長の答弁を受けて、総務課長も今申し上げましたけれども、折々に、その会、その会によってどこまでが個人情報的なものが議論されるのか、それらも踏まえた上で、それぞれの委員会において、公開をしていくのか、しないのか、原則というところでは公開をするというところの要綱なり指針なり、そういうようなものを策定した上で、各委員会のそのときそのときの委員会ということですので、総合計画につきましても、そのような考え方でやっていきたいというふうに考えております。

よろしくどうぞお願いいたします。

- ○議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。
- ○6番(池沢俊雄君) ありがとうございます。前向きにひとつ検討していただきたいと思います。

それと、私がちょっとお聞きしたいのは、昨日も町長の一般質問の答弁でございましたけれども、子供たちの運動広場ですか、そういうものを今後設置していくについて、町民の意見を聞きながらということでございましたけれども、そうしますと、そういうものをつくるときには、何々検討委員会だとか推進委員会だとか、いろんな表現はありますけれども、そういうものができてくると思います。町の大きな方針を定めるような諮問機関をつくった場

合に、やはりそういうものは全て公開というのが原則だと思いますけれども、その辺については、町長、どうお考えですか。

- 〇議長(古坂勇人君) 月岡清孝町長。
- 〇町長(月岡清孝君) 池沢議員の質問にお答えいたします。

本当に、これから開かれた町政というのを私も目指していきたいと思っております。原則、 本当に皆さんのいろんなご意見を聞きながら進めていきたいという思いがありますので、そ ういうのは、先ほど公園のほうの会がありましたけれども、そういうのをつくって、原則い ろんな方に公募なり何かして、皆さんのご意見を聞きながら進めてまいりたいと思っており ます。

以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。
- ○6番(池沢俊雄君) ありがとうございます。そのように、ひとつよろしくお願いしたいと 思います。

次の委員選考における公募についての質問でございますけれども、先ほどの答弁ですと検 討するというお考えでございますけれども、現在この非常勤特別職の委員選考の中で、公募 をされている委員はありますかどうか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

内藤総務課長。

〇総務課長(内藤文雄君) お答えいたします。

現在の委員会や審議会で、現段階ではございません。以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。
- ○6番(池沢俊雄君) 私が聞いたのは非常勤特別職の中でということでございますけれども、 私のちょっと記憶ですと、選挙をやるときの期日前投票所の投票立会人などを公募している ことがあったと思うんですけれども、どうなんですか。それは公募じゃないんですか。
- 〇議長(古坂勇人君) 内藤総務課長。
- 〇総務課長(内藤文雄君) お答えいたします。

大変失礼いたしました。選挙権の年齢が見直されたときに、選挙の立会人につきましては、 若い方も参入させたいということで募集をかけておりました。大変失礼いたしました。

〇議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。

- ○6番(池沢俊雄君) そうしますと、一過性のものの公募だったという捉え方になりますけれども、そうじゃなくて、やはりこの各種委員会については、また後ほどの質問ともちょっと重なっちゃいますけれども、住民の意見を常に聞くという、自分たちのよさそうな委員だけを選考するんじゃなくて、ちょっと口うるさい、人がちょっと変かなという言葉、やっぱりちょっとうるさい意見を言う方も委員の中に入っていただいて、いろんな意見を吸い上げた中で方向を決めていくということが、私は今後のこの行政には必要じゃないかと思うんですけれども、その考え方等は、執行部のほうはどうなんですか。
- ○議長(古坂勇人君) 答弁願います。

内藤総務課長。

○総務課長(内藤文雄君) お答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおりだと思いますが、現在までは、先ほども言いましたけれども、 条例や要綱で、議員さんの充て職的な方々ということで定まっておりましたので、それに準 じてやってきたところでございますが、町長も先ほどもちょっと言いましたけれども、時代 の流れもございまして、広く町民から聞くことも大事だと思いますので、今後は公募につい ても検討しながら委員会づくりをしていきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。
- ○6番(池沢俊雄君) ただいまの答弁で、方向性は出てきたと思いますので、ひとつ時間は あまりかけないで、次に恐らく4月あたりから委員構成が変わることは結構あると思います んで、ひとつそれに間に合わせるような形で、委員公募についてお考えをいただきたいと思 います。

次に、3点目で、委員の選考基準に議会議員職を削減できないかという、外せないかという質問でございますけれども、町長はやはり住民の意見を吸い上げる中で、議員職にもそのような意見を引き続き聞いてほしいということでご答弁ありましたけれども、一つ私の考えでございますけれども、ご承知のとおり議員は常任委員会ごとに充て職で、現在、委員配置が決まっております。この充て職は、21、審議会や委員会を充て職で、61人の議員職が充てられておりますけれども、地方自治体の首長と議員は憲法の93条で、住民が直接選挙で選ぶ二元代表制として定められておるのはご承知のことだと思います。

行政の監視役、議会がこれを担っておりますけれども、そのような立場にある議員が、各種委員会に出席をしていいか、悪いかというようなことを審議しちゃってもいいのか。それ

がまた最終的には予算だとか、予算とか何かで議会に諮られるというようなものが多々ある と思いますけれども、そこの段階で、各種委員会を開催した時点で、議員職が何人か入って いて、その人たちの意見として諮問、答申されちゃう。例えば、何々してもいいですかとい うのはいいですよという答申がされちゃうと、それはそれでもう通っちゃうわけですよね、 その委員会としての。

そうすると、今度は議会の審議の立場の中で、あんたは何々委員会に所属しているので、 それはもうご承知のことだというようなニュアンスがやっぱり見受けられますから、そのようなことは、やはりこの二元代表制からしてちょっとまずいんじゃないかと私は考えているんですけれども、その辺は町長としてはどのようにお考えなんですか。

- 〇議長(古坂勇人君) 内藤総務課長。
- 〇総務課長(内藤文雄君) お答えいたします。

議員さんのご指摘のとおり、今、議員さんにお願いしている委員会は21ほどありまして、 様々な目的でその時代時代によってつくられてきたものと思われます。中には、ほぼ議員さ んだけで組織されているような委員会もございますので、その辺は先ほども町長言われたと おり、それぞれの委員会で、おのおの内容、委員さんの構成などをもう一度確認させていた だきまして、議会のほうとまた協議を重ねていきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。
- ○6番(池沢俊雄君) ありがとうございます。まず、それについては議会のほうも、やはり 議会の内部の中で考えを一本化しなくちゃいけないというふうに私なりには考えますから、 また今後の宿題とさせていただきたいと思います。

以上で1点目の質問は終了させていただきたいと思います。

次に、2点目の、前にもこれはやっぱり質問させていただいておりますけれども、個人情報保護条例によりできないということを前にもご指導はいただいておりますけれども、今回、再度ご質問をします。

町では、広報紙におめでたやお悔やみ記事を掲載できない理由につきまして、再度お伺い をいたします。よろしくお願いします。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

月岡清孝町長。

〇町長(月岡清孝君) 町広報紙の掲載内容についてのご質問にお答えします。

初めに、この答弁につきまして、2019年の12月議会において、池沢議員の一般質問に答弁 した内容とかなり重複してのお答えとなるかと存じますが、初めて聞かれる方もいるかと思 われますので、経緯も含めてお答えいたします。ご了承ください。

おめでた、お悔やみの記事についてですが、遡りますと、平成8年9月号を最後に、それ 以降掲載は行っておりません。当時は、個人のプライバシー保護のため取りやめさせていた だきますとの説明を入れていた経緯がございます。当時の本件に係る庁内議論の経過は明確 には判明しませんでしたが、平成8年当時はプライバシーに関する議論が活発になった年で あり、おめでた、お悔やみの本人の名、世帯主の名、自治会名、年齢は、本町の住民記録と して管理している住民基本台帳情報の一部であることから、こうした流れを受け、これらを プライバシーとして、当時、認定したものと推測されます。

なお、現在、個人情報の保護に関する法律において、個人情報とは生存する個人に関する情報であるとされており、死亡者の個人情報は対象となっていません。しかしながら、実際問題として、死者の個人情報は同時に遺族の個人情報となることから、遺族の同意が必要とされており、ここで遺族の同意とはどこまでを意味するのか、団体や自治体等によりそれぞれ解釈が分かれているのが実態と理解しております。

町の広報紙は、平成8年当時は町内だけ見るアナログ的な紙媒体のものだけの時代から、 現在ではインターネットを通じて世界中どこからでも、閲覧、入手できる状況にあり、こう した情報を利用した特殊詐欺や空き巣、加えて、最近ではおくやみ詐欺などの犯罪が発生し ていることも伝えられています。

このような町民の受けるリスクの可能性など、様々総合的に判断した結果として、長柄町 といたしましては掲載しないこととしているものです。何とぞ、ご理解賜りますようお願い いたします。

- ○議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。
- 〇6番(池沢俊雄君) ありがとうございます。

この答弁を受けて、これは私もついせんだって議会のほうに、福島県西会津町というところへ視察に参りました。その際に、西会津町をちょっとインターネットで調べたら、やはり広報に、おめでた、お悔やみを載せているんですよ。大体、人口としては同じぐらいの人口の町だと思いますけれども、そういうところで、この広報にも載せている実績がございます。

なぜ長柄町が掲載をするのを拒むのか。先ほど答弁のありました死亡者は、遺族の同意が あれば、死亡者だけじゃなくて広報に載せるんであれば、おめでたなんかについても、その 保護者の同意、そういうものを得るんであれば、載せることは私はできると思うんですけれ ども、なぜ長柄町はそういうものを拒むのか。

実際に、私ももう行政辞めてから10年たちますけれども、10年たつとほとんど行政との付き合いが、今は議員やっているからそういうあれになりますけれども、やっていないとほとんど付き合い的なものはなくなってくると思います。そうすると情報が一切入らないんですよね。そういうことで、情報はあくまでも、おめでたとかお悔やみというのは、情報を得るための一つのやっぱり手段でもあると思いますので、ひとつこの辺は、個人情報云々と言っていますけれども、こういうものをクリアしていけばできるようなものだと思うんですけれども、もう一度お聞きいたします。なぜ掲載をすることをしないのか、再度お願いしたいと思います。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長(白井 浩君) お答えいたします。

先ほどの町長の答弁にちょっと重なる部分、繰り返しになる部分もございますけれども、というか、その前にごめんなさい、個人情報保護法の話をこの中で、町長の答弁の中でも申し上げておりますが、それは立てつけ上、こういうのもありますよということで申し上げたというところでございまして、私ども担当のほうといたしましては、後段の部分で町長が申し上げましたけれども、町の広報紙は平成8年当時の町内だけで見るアナログ的な紙媒体のものからというところですが、本当に特殊詐欺だとか空き巣だとか、お悔やみ詐欺だとかそういうようなものが大変、最近、インターネットのこの時代の中で伝えられている中で、最後のまとめの部分に入っておりましたけれども、町民の皆さんが受けるリスクの可能性などを様々総合的に判断した結果として、本町では掲載しないこととしているというところでございます。

そこで、議員がおっしゃられている疑問ももっともだという部分も、私もないわけじゃありません。というのは、近隣の町村でもやっているところがあるかと思います、1か所ぐらいあると思います。県内では、54市町村のうち5つの町がやっているということが、一応我々のほうで、今回のこの一般質問を受けた中で調べたらございました、5つの町でございましたので、西会津町もそうですけれども、やれないわけではないということは、議員のご質問はどうかなとは思います。

ただ、またもう一回繰り返しになりますけれども、そこで法律のほうに行って恐縮なんで

すけれども、個人情報保護法、お悔やみのほうが主となりますが、個人情報保護法は生存する者の個人情報であり、死者の個人情報を対象としていなく、この法律の範囲外である。ただし、死者の個人情報は同時に遺族の個人情報となる。したがって、死者の情報を流すときは遺族の同意が必要である。遺族の同意があればオーケーということになると、遺族とはどこまでを指すのか解釈は示されていなく、各市町村及び団体等に委ねられているというふうに顧問弁護士からも聞いております。

ということで、多分、西会津町さん、お名前を出して恐縮ですけれども、想像ですけれど も、多分届出に来られた方に、これ出していいかいと聞いたら、いいよと言ったから出した というところかと思います。顧問弁護士のほうの見解といたしましては、いわゆる相続人だ とか、遺族の方というのは広くある中で、出しに来た人がいいと言ったから出したんだとい うことで、その後、異議の申立てや損害賠償請求の対象となることなども十分あるので、そ こについてはしっかりと考えたほうがいいというようなことも言っておりました。

すみません、法律の関係を今申し上げましたけれども、法律は一旦そういうこともあるよというところに置いておいて、繰り返しになりますが、町民の受けるリスクの可能性などのことを考えた上で総合的に掲載しないということを、繰り返しになりますが申し上げたいというところでございます。ご理解をいただきたいと思います。

- 〇議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。
- ○6番(池沢俊雄君) 今、住民のリスクを、掲載した場合のリスクを考えて長柄町は掲載をしないということにしているということでございますけれども、全国でも広報に掲載しているところは、結構、探せばあるんじゃないかというふうに思うんですけれども、それでしたら、逆に載せたためにそういうリスクが発生したところがあるのかどうかを、これからでいいですけれども、今日は恐らく聞いたって分かりませんという話になると思いますから、そういうところにちょっと聞いていただいて、例えば先ほど私が申し上げた西合津町なんかは現にやっているので、そういうものが実際どうなのかということを調べて、調査することをしてほしいと思いますけれども、この辺はどうですか。

それと、担当課長は広報ですから、総務課長がこれは担当課長になると思うんですよ。総 務課長が答弁してください、そういうことは。担当課長ですから。どうですか。

○議長(古坂勇人君) 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長(白井 浩君) すみません、私のほうから。広報の担当は企画財政課になっ

ておりますので……

[「ごめんなさい、すみません」と呼ぶ者あり]

- **〇企画財政課長(白井 浩君)** 私のほうからお答えした次第です。すみません、よろしくお願いします。
- 〇議長(古坂勇人君) 白井企画財政課長。
- **〇企画財政課長(白井 浩君)** ほかの団体等についてということですけれども、名前は申し上げませんが、県内5町村ということで把握しておりますので、県内ということで、そういうところに問合せをすることは十分可能ですので、この後そのようなことをしてみたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。
- ○6番(池沢俊雄君) そのように、前向きにひとつ調査をしていただきたいと思います。

それで、私らのようになると、もうこの年になってくるとどなたが亡くなったかというのも非常に関心があるというか、やっぱり知らなくちゃいけない。自分たちもいずれそのときになるでしょうけれども、そのようなことをやはりこういう町の広報紙から知りたいということを考えていますので、ぜひ前向きにお願いをできればというふうに思います。

それでは、2点目は以上でよろしくお願いしたいと思います。

あと、3点目の町民の交通手段の確保でございますけれども、これについては、各議員、いろんな方から質問を過去にも出ているし、この議会でもそのようなことはちらっと出ておりました。

3点目の質問ですけれども、地域の移動を担う交通手段として、地域の互助運行事業を推 進する考えが町にあるのかお伺いをいたします。

〇議長(**古坂勇人君**) 答弁願います。

月岡清孝町長。

〇町長(月岡清孝君) 互助運行事業の推進についてお答えいたします。

国土交通省によりますと、地域の高齢者の移動手段の確保の最終手段として、道路運送法 上の許可、登録を要しない輸送、いわゆる互助による輸送は、自家用車を使って輸送するサ ービスを実施することができるとされております。メリットとしては、自家用車、白ナンバ ーを使えること、第一種免許で運転可能なことが挙げられており、逆にデメリットでは、利 用者から受領できる金銭だけでは運営が困難、自己負担が増えることが挙げられています。 なお、この事業で受け取れる費用はガソリン代、道路通行料、駐車場料金に限られており、 運転者への報酬といった運転行為への対価を受け取ってはならないと規定されております。

また、道路運送法が定める輸送の安全や利用者保護の措置が担保されていないことや、講じている安全の確保に関する措置、任意の自動車保険の加入状況や事故の際の責任の所在がどのようになるかといった点について、利用者に対し分かりやすく周知することが必要とされています。

この互助による輸送は、隣近所の助け合いを了とした新しい制度でありまして、そのプレーヤーとなるボランティア意識が高い個人、地域、団体が現れることを期待しています。

町としては、車両の購入費補助、リース代補助、保険料助成など、志のある方々を応援するメニューは幾つか考えられますが、それがこの制度上どこまでできることなのか、問題点も見えてきました。例えば、車両の購入費やリース代の補助などは、専ら個人車として使用することもできることから、どこまでが互助輸送に供する部分か、どのような助成の算出が妥当か、非常に複雑困難となります。そのようなことから、行政の助成、事業の関わりに関し、全国的に例が少ないと思料します。

いずれにしましても、国土交通省総合政策局交通政策課によると、実際に輸送を検討する際、また個別の相談が発生した際は、各地方運輸局に相談することとされておりますことから、町民からの相談があれば速やかに対応してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。
- ○6番(池沢俊雄君) 答弁、ありがとうございます。

今のご答弁だと、かなり難しい問題があるんだというご答弁でございますけれども、この交通体系、道路運送法の法体系である旅客自動車運送事業で、一般旅客と特定旅客、それと国土交通大臣の許可を受けた場合等における貸切バス事業、これはイベントや送迎のシャトルバスなど。あとは自家用自動車による有償の旅客運送、これには自治体のバスだとか、公共交通空白地の有償運送、それと福祉有償運送というようなことになっております。

現在、長柄町で行っておるのは福祉有償運送という、福祉センターでやっている運送形態でございますけれども、これをもうちょっと軟らかくしたのが互助運送ということになるんですけれども、逆に、福祉有償運送を使用できる条件は、どのような条件が、現在、長柄町ではなっておるのかお答えいただきたいと思います。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

森田健康福祉課長。

○健康福祉課長(森田孝一君) 福祉有償運送の利用につきましては、まず社会福祉協議会の会費として年間500円、会員になっていただくというのが条件でございまして、利用者につきましては、ある程度、介護といいますか、障害等、事前に申請をいただいた方に限定されます。今、10名程度の申請をいただいて利用されておりますけれども、その申請をいただいてから審査会がございまして、審査会で了承を得た方が使えるということになっております。町外にも出られるんですけれども、1回当たり500円、町外の場合は、それを超えた分の距離掛ける50円、行きで500円、帰りも利用となりますとまたプラス500円という形での運送となっております。

以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。
- ○6番(池沢俊雄君) 今のお話、介護の関係で10人程度みたいなことで答弁ありましたけれども、それだけなんですか。介護認定された、例えば介護の何級以上の方、それとかあと障害者関係も恐らくこの福祉有償運送には該当しているんじゃないかと思いますけれども、その辺どうなんですか。
- 〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

森田健康福祉課長。

○健康福祉課長(森田孝一君) 対象者のほうを述べさせていただきます。

介護保険法に規定する要介護者及びその支援者と、身障者手帳をお持ちの方、その他肢体 不自由もしくは内部障害の方、精神障害者、知的障害者、高齢者等により、単独での移動が 困難な方ということで対象者は絞られております。

以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。
- ○6番(池沢俊雄君) 相当な条件がやっぱりここには条件がされていて、なかなか一般的な 人は使えないというのが、この福祉有償運送の実態ですよね。

それと、先ほどの答弁の中で、高齢者で移動ができないというような方は、どのような方 を指すのか、ちょっとご説明いただきたいと思います。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

森田健康福祉課長。

〇健康福祉課長(森田孝一君) 主に、これにつきましては通院の方が利用するというところでございまして、自家用車を持っていない、運転免許証を持っていない高齢者の方ということで認識しております。介護認定もそうでございます。

以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。
- ○6番(池沢俊雄君) 高齢者の方で、通院をして運転免許のない方という原則となると、結構対象者はいると思うんですけれども、その方たちに対してのこの福祉有償運送のコマーシャル、周知ですよね、周知はどのようにしているんですか。
- 〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

森田健康福祉課長。

〇健康福祉課長(森田孝一君) 今年の夏にも、各世帯のほうにお配りさせていただいたかと 思うんですけれども、社協の事業という中で一覧を作りまして、その中でのご紹介というこ とでさせております。

以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。
- ○6番(池沢俊雄君) それでは、社協だよりとか何かで広報したということですか。そうい うことじゃないんですか。どういう周知の仕方なんですか、もう少し具体的に。
- 〇議長(古坂勇人君) 森田健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(森田孝一君) その事業だけではなく、社会福祉協議会の事業と町の介護関係の資料、それを踏まえたA3判の大きなものを作りまして、それを配布させていただいたという経緯でございます。ちょっと今、物が探せなくて申し訳ありません。
- 〇議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。
- ○6番(池沢俊雄君) どういうものかって、今隣に来たんだけれども、これ読んでるとちょっと時間がないので、申し訳ないんですけれども、私の言いたいのは、高齢者で病院に通っている、通院している、それで運転免許証がない、この条件であれば長柄町の中でも、結構今、移動手段で困っている方が該当するんじゃないかというふうに私だけは思っちゃったんですよ。

だから、これが福祉有償運送に該当できる方がいっぱい、長柄町の中にいっぱいいますよというなら、そういう方に会員になってもらって、この制度を利用してもらう。そうすれば、 通院とか買物とか、そういうものをクリアしていけるんじゃないかというようなことになる と思うんですけれども、ちょっとその辺もう一度、この高齢者で、私が言った高齢者であって運転免許証がない、これも返納すれば運転免許証もなくなりますけれども、ない、それとお年寄りは通院していることが、通院は結構あると思いますから、この状況、この3つさえそろっていれば、この対象になるんですか、どうですか。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

森田健康福祉課長。

○健康福祉課長(森田孝一君) 配布しました資料といいますか内容につきましては、長柄町福祉サービスということで、社会福祉協議会の内容と町で行っている福祉サービスの内容を裏表で印刷したようなものを、高齢者世帯にも分かるように大きな表示でお配りさせていただいております。

その中に、自立支援輸送ということで、この福祉タクシーの内容が載ってございます。内容につきましては、医療機関等の通院や入院する際の送迎を行うというのがメインでございまして、会員登録と年会費が必要だというところで、対象者は先ほども申し上げましたが、どうしても障害をお持ちの方が優先的にやっているというところの内容になりますので、その辺は、もしまだ周知不足だということであれば、改めてこの辺は周知のほうはさせていただきたいというふうに考えております。

- 〇議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。
- ○6番(池沢俊雄君) 私の言っていることと答弁がちょっとかみ合っていないように私は思うんですけれども、今、この介護保険制度以外の福祉サービスということで、自立支援移送事業で福祉タクシーというものですか。これがそうだと思うんですけれども、この対象者というのが、介護認定審査会で要介護または要支援の認定を受けた方、身体障害者手帳をお持ちの方などとなっているんですよ。このなどというのに、今言った高齢者の3つの条件をクリアした人が入るのか、私が言った介護認定の要支援、身体障害者手帳を持っていなくちゃいけない、これが絶対条件なのかお聞きしたいと思います。
- 〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

森田健康福祉課長。

〇健康福祉課長(森田孝一君) 手帳を持っているかどうかが絶対条件ではございません。 これにつきましては、申請をいただいて審査会がございますので、そちらで最終的な判断 をいただいた上で利用になるかどうかという判断がございますので、まずは申請という形に なります。 以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。
- ○6番(池沢俊雄君) この審査会というのは、どの審査会を指しますか。
- ○議長(古坂勇人君) 答弁願います。

森田健康福祉課長。

〇健康福祉課長(森田孝一君) 社会福祉協議会の中で、登録審査会ということでございまして、その申請があった都度、それは開かれております。

以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。
- ○6番(池沢俊雄君) 社会福祉協議会の中の登録審査会ということですね。

そうしますと、個人が、先ほど森田課長、私が言った3つの条件をクリアしている方であれば、この審査会に、入会といいますか、そういうものを申請して審査会で認めれば、この福祉有償運送の使用ができるということでありますよね。そうしますと、もうちょっと、だから町の住民の交通手段というものが、非常に、現在何にしようかというか、何にしてもいろんな制限があって非常に困るというのが実態だと思うんですけれども、もうちょっと幅広くこの社会福祉関係の登録審査会で、緩くしてもらうということはできないんですか。

登録審査会が了承すれば、会員になって、この制度を受けられるということであれば、も うちょっと町のほうの考え方として、もうちょっと緩くしてもらえば、もうちょっと多くの 町民が利用できるような形になると思うんですけれども、どうなんですか、それは。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

森田健康福祉課長。

- ○健康福祉課長(森田孝一君) 制度の緩和というところにつきましては、それをしたという 仮定で申し上げますと、やはり運転の方の問題がございまして、運転の方ははっきり言って ボランティアという形で、実入りがほとんどないという状況でございまして、それをクリア できるのであれば、またそういう形も検討していくことができるのかなというふうに考えて おります。
- 〇議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。
- ○6番(池沢俊雄君) こういう、現にある組織でございますので、こういうことであれば町がもっと手助けをしてやって、町民が使いやすいようにしていただくのがやはりベターじゃないかというふうに思います。この議論はまた、今後も恐らく議論したいと思いますので、

私の言いたかったことの質問の、この互助運行ですよね。この辺の、最後もう時間がありませんけれども、この互助運行の中の、町長が先ほど言いましたように、道路運送法の許可、登録を要しないものを互助運行ということで定められておりますけれども、助け合いによる運送で収受することが可能な範囲ということは、先ほど町長が言いましたようにガソリン代、道路の通行料、駐車場の料金、あともう一つ、先ほど説明がありませんでしたけれども、自発的な謝礼という項目がこの中にあるんですけれども、この自発的な謝礼というのは、それは非常に難しいと思います。町としてはこの辺の金額という、やっぱり金額なんでしょうね、金額としては、自発的な謝礼というのは、どの辺までが自発的な謝礼だというふうに思いますか。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

白井企画財政課長。

〇企画財政課長(白井 浩君) お答えいたします。

自発的な謝礼、町としてということでは何も取決めもございませんし、認識も共有したこともございません。ただ、国土交通省等の資料を見ておりますと、例えばなんですけれども、運転をしてくれて自宅まで送ってくれたときに、自分の持ち合いのお金の中から、財布の中から、これちょっと気持ちだからというお金を渡す行為が、相手方から、利用者側からあった場合には、それを受けても構わないというようなことは書いてあります。例えば、着いたところで、ダイコンを作ってあるからこれを持っていってと、これも全然受け取っちゃいけないとは書いてありません。

逆に、やっている側のほうの人がくれよと言っちゃいけませんよと、求めてはいけません。 そういうようなことだということまでが規定されているので、今の議員のご質問にお答えに ならないかもしれないんですけれども、幾らまでがとか、そういうことでは見た覚えもない のでお答えできないというところでございます。今、ご答弁のとおりでお願いいたします。

- 〇議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。
- ○6番(池沢俊雄君) 住民の輸送にはいろんな手段があるということで、過去にもいろんな質問をしてきておりますけれども、突き詰めてみると、やはりこの互助運行が一番やりやすいんじゃないかというふうに私なりには思っているんですね。私の地域では、こういうことを進めていければお互いの生活の足しにもなるしというようなことを今考えているんですけれども、ただ、全然これを町が知らないよというようなことであるとやっぱり困るものですから、こういうものの相談があったら、町としては自発的にやはりこの問題について対応し

ていただけるかどうか、ちょっと最後にお聞きしたいと思います。

- 〇議長(古坂勇人君) 白井企画財政課長。
- 〇企画財政課長(白井 浩君) お答えいたします。

まさに、議員が今最後におっしゃった部分が大事な部分だと私たちも思っておりまして、 問合せがあったときにはということで、以前にもほかの議員さんの質問のときにも、最後そ ういうようなお答えだったかと思います。

ただ、あるまで待っていりゃいいのかよということもあると思いますので、今回のこの一般質問を受けたことも勉強の一つとして、どういう形で、広報紙とかなんかを使って、こういうことの行為ができるんだよということを、そのときに相談してくださいよということを記事の一つとして出すとか、そういうことは必要なのかなというふうに、この一般質問を受けてそう思ったところです。

難しいのは、長柄町の福祉有償運送運営協議会、この後補正予算も出ますけれども、3年に一遍ということで昨日もお答えいたしましたが、その3年に一遍を待たずしてこういう問題が出てきている、互助運送についての話をしたい、それには国土交通省の地方整備局の専門官が2名ほど多分出てくれる、千葉県からも出てくれる。あとバス事業者、タクシー事業者も来る。その中で話し合われたことが、今の社会福祉協議会さんのほうにお願いをしている今の事業につながっているということでございまして、有償輸送と無償の輸送については、無償だから何もいいんだじゃなくて、結局これからも、今言った福祉有償のほかに、公共交通活性化協議会とかそういうのを近隣の町村でも立ち上げておりますが、何か新しい仕事をやろうというときには、新しい協議会を立ち上げてみんなで合議制で話し合いましょう、民業圧迫しないで、これからの公共交通の、薄いですけれども一端を担っていってくださいよいう環境を維持しましょうというのが大前提でございますので、その辺をしっかりと我々も常に勉強しながら、相談を国のほうにも随時しながら進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともご意見などをいただきながらやっていければと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

- 〇議長(古坂勇人君) 池沢議員。
- ○6番(池沢俊雄君) 質問じゃありません。

ありがとうございました。いろんなことでご質問をさせていただきましたけれども、最後 の交通手段、やはり高齢者の交通手段というのは、長柄町のもう重要な課題というふうに、 私は思っておりますので、ぜひともひとつ前向きに進めていただければというふうに思いま す。どうもありがとうございました。

○議長(古坂勇人君) 以上で池沢俊雄議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午前11時15分といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長(古坂勇人君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古坂勇人君) 日程第3、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡清孝町長。

〇町長(月岡清孝君) 議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院規則の一部改正に伴い、国家公務員の措置に準じて、地方公共団体の職員の育児休業の取得要件を緩和するため、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては総務課長に補足説明させますので、よろしく審議のほどお願い申し上 げます。

〇議長(古坂勇人君) 補足説明を求めます。

内藤総務課長。

○総務課長(内藤文雄君) 議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

お手元の新旧対照表により説明をいたします。

第2条では、非常勤職員が任期の末日を育児休業の期間の末日としている場合に、任期の 更新をするときは、再度の育児休業の直前の育児休業部分を回数としてカウントしないとす る取得要件の緩和規定でございます。

第2条の3では、非常勤職員が育児休業において、子の1歳到達日以降から1歳6か月までの期間、夫婦交代での育児休業を取得可能とし、また1歳以降の育児休業を分割して取得を可能とする規定でございます。

さらに、特別の事情として定める規定では、子の1歳到達日に育児休業をしていない場合の取得や、1歳到達日の翌日以外からの取得、また、子が1歳以上から1歳6か月未満の期間で複数回の取得を可能とする要件緩和でございます。

第2条の4では、非常勤職員の育児休業における子の1歳6か月から2歳に到達する日までの期間についても、第2条の3と同様に育児休業の取得を柔軟化する規定でございます。

第3条の2では、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間を、人事院の規則に準じまして57日間とし、育児休業を分割して取得することに加え、57日間に2回まで育児休業を取得することが可能となるものでございます。また、育児休業の請求期間を1か月前から2週間前までと期間の短縮を図ります。

その他の改正につきましては、人事院規則の改正に合わせて規定の整備を図るものでございます。

以上、補足説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

〇議長(古坂勇人君) 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古坂勇人君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古坂勇人君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

〇議長(古坂勇人君) 举手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古坂勇人君) 日程第4、議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公 共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する 協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡清孝町長。

○町長(月岡清孝君) 議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、千葉県市町村総合事務組合より、公平委員会に関する事務について、 令和5年4月1日から新たに4市複合事務組合が共同処理をするため、組織団体の増加及び 共同処理する事務の別表について、所要の改正を行いたく協議するものです。

なお、4市複合事務組合は、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ケ谷市で組織される事務組合であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(古坂勇人君) 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(古坂勇人君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古坂勇人君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

〇議長(古坂勇人君) 挙手全員。

よって、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号~議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古坂勇人君) 日程第5、議案第3号 令和4年度長柄町一般会計補正予算(第6号)、議案第4号 令和4年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議案第5号 令和4年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第6号 令和4年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)、いずれも補正予算でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

月岡清孝町長。

○町長(月岡清孝君) 議案第3号 令和4年度長柄町一般会計補正予算(第6号)、議案第4号 令和4年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議案第5号 令和4年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第6号 令和4年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,005万7,000円を追加し、補正後の予算総額を44億3,397万7,000円とするものです。内容としましては、資源価格の高騰による町保有施設における光熱水費や燃料費、戸籍法の一部を改正する法律に基づく戸籍事務に係るデジタル化を推進するためのシステム改修費、障害者の生活支援や就労支援などに係る介護給付費や、認定農業者などが省力化や経営規模拡大を目的とした農業用機械を購入する際の補助金、8月4日の豪雨に伴う林道の災害復旧工事に係る経費を計上するものです。

次に、農業集落排水事業特別会計ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ228万1,000円を 追加し、補正後の予算総額を7,108万1,000円とするものです。内容としましては、こちらも 資源価格の高騰により、処理場やマンホールポンプに係る光熱水費等を計上するものです。

続いて、介護保険特別会計ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ15万円を追加し、補正後の予算総額を8億1,476万5,000円とするものです。内容としましては、職員の定期昇給に係る給料や職員手当を計上するものです。

最後に、浄化槽事業特別会計ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ68万4,000円を追加 し、補正後の予算総額を8,088万4,000円とするものです。内容としましては、職員の人事異 動に伴う手当や共済費等を計上するものです。 以上で説明を終わりますが、一般会計の詳細につきましては企画財政課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

〇議長(古坂勇人君) 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長(白井 浩君) 議案第3号 令和4年度長柄町一般会計補正予算(第6号) につきまして補足説明を申し上げます。

初めに、歳出の内容から説明させていただきます。

人件費につきましては、4月の人事異動や定期昇給に伴う増減を今回調整しておりますので、説明は省略をさせていただきたいと存じます。

それでは、補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。

2款1項3目防災対策費、01細目防災対策費70万円の増は、Jアラートにおける緊急地震 速報の発表基準が変更になったことによるシステム改修費を計上するものです。なお、事業 費の70%が特別交付税措置されることとなっております。

02細目防災行政無線事業、10節需用費 5 万4,000円の増は、電気料の高騰に伴う光熱水費の増でございます。

14節工事請負費48万円の増は、デジタル波の受信が困難な住宅における屋外アンテナの設置工事費の増でございます。

4目財政管理費、02細目財務会計システム管理事業37万円の増は、毎年実施する決算統計 調査の項目追加に伴うシステム改修費を計上するものです。なお、事業費の50%は特別交付 税措置されることとなっております。

6目財産管理費、01細目財産管理事業491万円の増は、資源価格及び電気料高騰に伴う庁舎の燃料費、光熱水費の増でございます。

02細目公用車管理事業46万円の増は、資源価格の高騰に伴う公用車の燃料費の増でございます。

9目諸費、02細目防犯灯事業5,000円の増は、電気料高騰に伴う防犯灯の光熱水費の増です。

10目無線共聴施設保守管理事業費、01細目無線共聴施設保守管理事業費63万円の増は、タイワンリスの被害による光ファイバー通信網の復旧工事費を計上するものでございます。

3項1目戸籍基本台帳費、02細目戸籍・住民票に関する事務経費468万5,000円の増は、戸籍法の一部を改正する法律に基づき、本籍地以外の自治体でも戸籍謄本を取得できるなどの

デジタル化を推進するためのシステム改修費及び関連機器の設定費の増でございます。 次のページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費、02細目社会福祉総務費4万6,000円の増は、現在実施している福祉タクシー事業について、今後の在り方を検討する福祉有償運送運営協議会の委員報酬を計上するものです。

05細目高齢者等外出支援タクシー利用助成事業190万円の増は、利用者及び利用量の増加 に伴う扶助費の増でございます。

06細目結婚相談所事業は、白子町、長南町、本町の3町合同でふれあいパーティーの開催 を企画しておりましたが、コロナ禍による中止とし、負担金は10万円の減、代替事業として、 相談員向けの研修会及び講演会を開催するための委託料10万円を計上するものでございます。

2目老人福祉費、03細目緊急通報システム事業40万6,000円の増は、独居老人の見守り活動強化を目的としたペンダント型の緊急通報システムの利用者増加に伴う委託料の増でございます。

3目障害者福祉費、02細目介護給付訓練等給付事業1,261万円の増は、障害者の生活支援 や就労支援などを行うための給付費において、利用者及び利用量が増加したことによる扶助 費の増でございます。

09細目補装具給付事業69万円の増は、車椅子や義足をはじめとする補装具を購入するための扶助費を実績に応じて計上するものでございます。

10細目障害児通所支援事業480万円の増は、障害児が放課後デイサービスを利用する際の 扶助費を増額補正するものでございます。

6目福祉センター費、01細目福祉センター費51万7,000円の増は、これまで町民いこいの家は、河川との境界部に竹木が繁茂しており、施設利用者が河川へ落ちる危険性はありませんでしたが、このたび県の河川災害復旧工事におきまして竹木を撤去したことにより、安全対策工事が必要となり施工するものでございます。

7目介護保険費、01細目介護保険費15万円の増は、介護保険特別会計への繰出金でございます。

次のページをお願いいたします。

8目後期高齢者医療費、02細目後期高齢者健康診査事業20万円の増は、人間ドックの受付 見込みから増額補正するものでございます。

2項2目児童措置費、01細目児童手当支給事業7,000円の増は、令和3年度の児童手当交

付金の事務費分が確定したことによる返還金でございます。

3目母子福祉費、01細目ひとり親家庭等医療費等助成事業111万2,000円の増は、コロナ収束に伴う医療機関への受診が増加したことによる審査手数料及び医療費給付金の増でございます。

4目こども園費、02細目こども園費165万1,000円の増は、資源価格及び電気料高騰に伴う燃料費、光熱水費の増でございます。

4款1項1目保健衛生総務費、02細目保健衛生総務費5万円の増は、保健センター事務室の配線撤去や漏電防止といった修繕工事を行ったものでございます。

3目環境衛生費、01細目環境整備事業5万5,000円の増は、下味庄自治会から不燃物ステーションの整備の相談があったことに伴い、補助金を増額補正するものでございます。

02細目農業集落排水事業228万1,000円の増は、農業集落排水事業特別会計への繰出金でご ざいます。

03細目浄化槽整備事業68万4,000円の増は、浄化槽事業特別会計への繰出金でございます。次のページをお願いいたします。

5款1項3目農業振興費、01細目農業振興費、10節需用費64万円の増は、資源価格及び電気料高騰による六地蔵加工所及び道の駅ながらの燃料費、光熱水費の増とともに、山之郷加工施設の給湯器故障に伴う修繕料を計上するものでございます。

18節負担金補助及び交付金615万5,000円の増は、認定農業者等が経営規模拡大及び省力化を目的として、トラクターやプラソイラ、長ネギの皮むき機等の農業用機械を購入したい旨の相談があったことに伴う農林業等振興事業補助金の増でございます。

4 目農業基盤整備費、02細目農地・排水路維持整備事業、14節工事請負費63万円の増は、 針ケ谷地区の農道のり面補修及び千代丸地区農道路肩補修を行うものでございます。

15節原材料費49万円の増は、大庭地区用水路補修用として、塩ビ管の資材支給、別所地区の農道補修用として、山砂の資材支給を行うものでございます。

05細目鳥獣被害防止対策事業215万5,000円の増は、イノシシ、アライグマの捕獲頭数増加 に伴う報償金及び箱わなを購入するための協議会補助金を増額補正するものでございます。

5目都市農村交流事業費、01細目都市農村交流事業費、10節需用費20万円の増は、電気料 高騰に伴うターミナルの光熱水費の増でございます。

14節工事請負費130万円の増は、町営野球場内野の雨列とともに、内野と外野芝生面との高低差が大きいことから、土砂の搬入及び整地工事を行うものでございます。

2項1目林業振興費、01細目林業振興費6万1,000円の増は、上味庄地区の治山工事において、工事の影響により水道が変化したことに起因する宅地内の排水機能確保を目的とした U型側溝及び集水ますの資材支給を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

7款2項1目道路維持費、01細目道路排水路維持事業、10節需用費59万7,000円の増は、 電気料高騰に伴う道路照明灯の光熱水費の増とともに、針ケ谷地区の道路照明灯の修繕費を 計上するものでございます。

14節工事請負費578万5,000円の増は、力丸地区の道路照明灯の改修工事、山根地区の土砂搬入及び整地の補償工事、八反目地区ののり面整形やU字溝布設、アスファルト舗装、アスファルトカーブ設置といった最終処分場関連の地元との約束事になっている工事費の増でございます。

2目道路新設改良費、01細目要望路線改良事業69万円の増は、徳増地区におきまして、民 有地の寄附を条件とした町道拡幅の要望書が提出されたことから、登記書類作成及び測量に 係る経費を計上するものでございます。

4項1目住宅管理費、02細目住宅管理費、10節需用費40万円の増は、刑部団地給湯器の修繕料の増でございます。

14節工事請負費482万円の増は、日吉団地ユニットバス設置工事におきまして、国から2 戸分の補助金追加交付が示されたこと及び本工事に併せて、床の補修を行うことによる工事 費の増でございます。

8款1項2目非常備消防費、01細目非常備消防費8万円の増は、刑部地区の防火水槽ネットフェンスの修繕工事を行うものでございます。

9款2項1目学校管理費、02細目学校管理費、需用費171万円の増は、電気料の高騰による小学校の光熱水費及びタブレット端末や家庭科室カーテン等の修繕料を計上するものです。 次のページをお願いいたします。

04細目小学校学校施設等改修事業160万円の増は、日吉小学校において、校舎の階段手すりの改修工事を行うものです。

3項1目学校管理費、01細目学校管理費30万円の増は、中学校におけるタブレット端末や 美術室誘導灯等の修繕料の増でございます。

4項2目公民館費、01細目公民館費140万8,000円の増は、公民館利用者の増及び電気料の 高騰による光熱水費の増でございます。 5項1目保健体育総務費、03細目長柄町一周駅伝大会437万6,000円の減は、コロナ禍に伴 う大会中止のため、報償費や需用費をはじめとした全ての経費を減額補正するものでござい ます。

次のページをお願いいたします。

10款1項1目農林水産施設災害復旧費、01細目農林水産施設災害復旧費659万9,000円の増は、8月4日の大雨による林道篠網線ののり面崩壊に伴い、重力式擁壁及び植生工といった災害復旧工事を行うものです。

歳出の説明は以上でございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、ページ戻りまして8ページ、9ページをお願いいたします。

12款1項1目1節地方交付税4,443万7,000円の増は、普通交付税において、地域社会の再生維持に向けた地域社会再生事業費や、地域社会のデジタル化を推進する地域デジタル社会推進費といった臨時的な項目が加わったことによる増額補正を行うものでございます。

16款1項1目民生費国庫負担金、3節障害者福祉費負担金665万円、4節障害児福祉費負担金240万円の増は、障害者の自立支援を行うための給付に際し、事業費の50%が賄われるものでございます。

2項3目災害復旧費国庫補助金、2節林業用施設災害復旧事業補助金330万円の増は、林道の災害復旧工事に係る経費の50%が補助されるものでございます。

5目土木費国庫補助金、1節社会資本整備総合交付金80万5,000円の増は、日吉団地ユニットバス設置工事に係る経費の45%が補助されるものでございます。

6 目総務費国庫補助金、1 節社会保障・番号制度事業補助金468万5,000円の増は、戸籍総合システム改修に係る経費の全額が補助されるものでございます。

17款1項2目民生費県負担金、3節障害者福祉費負担金332万5,000円の増は、障害者の自立支援を行うための給付に際し、事業費の25%が賄われるものでございます。

次のページをお願いいたします。

5 節障害児福祉費負担金120万円の増についても、同様に事業費の25%が賄われることとなっております。

2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金55万円の増は、ひとり親家庭等の医療費給付に際し、県から50%が補助されるものでございます。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金55万5,000円の増は、鳥獣被害防止対策に

おける捕獲用箱わな購入費の全額が補助されるものでございます。

21款1項1目繰越金、1節前年度繰越金356万円の増は、財源不足分を前年度繰越金で賄うものでございます。

22款 3 項 2 目雑入、1 節雑入141万円の減は、都市農村交流ターミナルにおける太陽ファームの電気使用料10万円の増及び町一周駅伝大会の中止に伴うスポーツ振興基金10万円、大会参加費41万円、スポーツ振興くじ助成金100万円を減額補正するものでございます。

以上、一般会計の補足説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

〇議長(古坂勇人君) 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

8番、本吉敏子議員。

〇8番(本吉敏子君) すみません、それでは老人福祉費の件でちょっとお聞きしたいと思います。

今回、緊急通報体制の業務でということで、ペンダント式がなったということですが、何 個分なのか教えていただきたいと思います。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

森田健康福祉課長。

- **〇健康福祉課長(森田孝一君)** 今回の補正の分につきましては、17件あたり増ということで、 半年分を見込んでございます。
- O議長(古坂勇人君) ほかにありませんか。

7番、三枝新一議員。

○7番(三枝新一君) 三枝でございます。何件か質問したいと思います。

これ確認となると思うんですけれども、こういう補正予算書を見ていますと、光熱水費、これが結構金額を占めておりますね。その中で、今説明ございましたけれども、燃料費高騰と云々ということだと思うんですけれども、これを見ますと、当初の予算に比べて約5割ぐらい、合計すると5割ぐらい多くなっているんですけれども、これ5割というのは、私認識していますと、3割ぐらいで収まっているんじゃないかと思うんですけれども、これだけかかっていると言われればしようがないんですけれども、その辺は大丈夫なんですかね。

〇議長(古坂勇人君) 答弁を求めます。

内藤総務課長。

〇総務課長(内藤文雄君) お答えいたします。

全般につきまして、おおむね、単純にちょっと計算できないんですけれども、おおむね 1.7倍程度の増加の状況となっております。

以上です。

- O議長(古坂勇人君) 7番、三枝新一議員。
- **〇7番(三枝新一君)** ということは、例えば予算に対して5割のところもあれば、悪いんですけれども、9割のところもあるというのは考えていないですか。平均して1.7ということですか。1.7倍ということですか。
- 〇議長(古坂勇人君)答弁を求めます。内藤総務課長。
- ○総務課長(内藤文雄君) お答えいたします。

役場の全部ではございませんが、主要なところは、議会の指摘もありまして、令和元年から新電力と契約しておりますし、定額のものもあります。それは当然従来のままということもありますので、なかなか単純に比較が難しいところでございます。全体では1.7倍程度の増加となっております。

以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 7番、三枝新一議員。
- ○7番(三枝新一君) 分かりました。世界情勢でいろいろ問題が出ていますので、諸物価が値上がっているということは重々承知をしておりますけれども、大変なことになってきていますなというふうに考えております。

それから、もう一点、15ページの障害者福祉費、これの扶助費、放課後デイサービス費という形で480万円のあれが出ているんですけれども、これ当初、私、予算書見ますと、540万円の一応予算組んでおるんですけれども、480万円ということは、当然540万円で足りなかったから480万円のあれになると思うんですけれども、これはちなみに扶助ですので、もう上回った人間、人間っておかしいんですけれども、人のニーズというんですか、そういうものは分かっていたものだと思うんですけれども、増えたその原因をちょっとお聞かせください。

〇議長(古坂勇人君) 答弁を求めます。

森田健康福祉課長。

〇健康福祉課長(森田孝一君) 当初の利用人数とは変更はございませんが、利用日数、この 通う日数が増えているという状況で、今回補正のほうをさせていただいたということでござ います。

以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 7番、三枝新一議員。
- **〇7番(三枝新一君)** 分かりました。当然、何かの理由でそう増えて、人数には変更なくて、 回数が増えれば、当然お金はかかるということは分かっていますので、了解しました。

それから、最後 1 点、先ほど、19ページか、19ページの農業振興費の中の負担金及び交付金という形で、産業振興事業補助金610万5,000円という形で、何件か、例えば何件か企画課長のほうでお話があったと思うんですけれども、それで私聞き間違えたかどうか分かりませんけれども、力丸という文言が入っていたと思うんですけれども、なかったですかね。違う。

[発言する者あり]

〇7番(三枝新一君) そうですか、ごめんなさい。じゃそこ自分がちょっと聞こえたものですから、じゃ、今のあれは、質問はなしとしますので。

そうですね、じゃそれはそれで結構で、私のほうからは以上です。

〇議長(古坂勇人君) ほかに質疑は。

6番、池沢俊雄議員。

○6番(池沢俊雄君) 池沢です。何点か質問させていただきます。

先ほど三枝議員でもあった19ページの農業振興費の中の補助金ですけれども、対象団体、トラクターやネギの皮むき機というような説明でしたけれども、対象とする団体名をちょっと教えていただけますか。トラクターはどこ、ネギの皮むき機はどことか、そういうことの説明をお願いします。

- 〇議長(古坂勇人君) 小泉産業振興課長。
- ○産業振興課長(小泉義彦君) お答えいたします。

まず、株式会社長生ファームに対しまして、トラクター、ネギの皮むき機等も含めまして 996万720円、日吉第一営農組合に関しましては、畦畔を形成する機械、これが83万円でござ います。

続きまして、上味庄の集落営農組織に対しまして、トラクター632万1,568円でございます。 その他、9月補正で承認いただきました認定農業者による機械に関しましては、米価下落に よる経営上の問題により取下げということで、マイナスということになっております。

以上でございます。

- 〇議長(古坂勇人君) 6番、池沢俊雄議員。
- ○6番(池沢俊雄君) ありがとうございました。

次に、ちょっとこれ説明の仕方が間違えていたんじゃないかと思うんですけれども、17ページの環境衛生総務費で、保健センターの漏電の修理を行ったというような説明だったんですけれども、そういう説明じゃないんですよね、基本的には、行ったというのは、これ予算ですから、おかしな話になっちゃうので、そういうあれじゃないと思うんですけれども、どうなんですか。

〇議長(古坂勇人君) 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

- **〇企画財政課長(白井 浩君)** 失礼いたしました。行うものでございます。訂正いたします。
- 〇議長(古坂勇人君) 5番、鶴岡喜豊議員。
- ○5番(鶴岡喜豊君) すみません、質問というか確認になるかと思うんですけれども、前に 日吉団地につきまして、床の補修、消毒とか掃除だけであって、やっていないということで、 工事はやっていないと、補修工事はやっていないということでお聞きしているんですけれど も、今回ユニットバスの設置について、2戸分ですね、そこで説明のほうで床の補修という 言葉が入ってきたんですけれども、この床の補修というのは、ユニットバスを設置するため に邪魔になるところ、その床の補修ということでいいんでしょうか。
- 〇議長(古坂勇人君) 答弁を求めます。

若菜建設環境課長。

〇建設環境課長(若菜聖史君) お答えします。

今回補修いたします床につきましては、経年劣化に伴いまして、シロアリ等の被害が生じてございます。必要により修繕を行うものでございます。

以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 5番、鶴岡喜豊議員。
- ○5番(鶴岡喜豊君) 経年劣化とかシロアリとか云々で、台風による被害の、私もお邪魔して聞いたときは、台風による被害によって云々の補修はないですねということで、ないということで聞いて確認したんですけれども、今回は、じゃユニットバス云々じゃなくて、シロアリとか経年劣化ということで補修するということですね。台風の被害とは関係ないですね。はい、分かりました。すみませんでした。
- 〇議長(古坂勇人君) 10番、柴田孝議員。
- ○10番(柴田 孝君) 2点ほど教えていただきたいんですけれども、13ページの防災対策 費の「アラートのシステム改修業務ということであるんですけれども、これ設置して、私の

ときやってもう15年以上たっているのかな。県の補助金で設置しているかと思うんですけれ ども、この補修内容というのはどういう内容なのか教えていただけますか。

〇議長(古坂勇人君) 答弁願います。

内藤総務課長。

〇総務課長(内藤文雄君) お答えいたします。

Jアラートの今回システム改修ということで計上させていただきました。内容につきましては、今やっている緊急地震速報の中に、今ニュースなんかでもやっていますけれども、長周期地震動、これらもこれから加味して緊急地震速報を出すということで、全国一律にシステムの改修が行われております。この改修に伴う経費でございます。

以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 10番、柴田孝議員。
- **〇10番(柴田 孝君)** ありがとうございます。地震の関係ということで、これ全国的にニュースでも挙げられているので、分かりました。

それともう一点、21ページの住宅費の修繕料なんですけれども、刑部団地でいいんですよね。給湯器の修繕ということだと思うんですけれども、補修時期というか、と補修期間、どの程度を見込んでいるのか教えていただきたいと思います。

〇議長(古坂勇人君) 答弁を求めます。

若菜建設環境課長。

〇建設環境課長(若菜聖史君) お答えします。

現在、世界情勢等によりまして、非常に部品の入りが悪くなっているということは承って ございます。そのため、故障した際に速やかに対応できないのが現状となっておりまして、 今ご質問にありましたその納期につきましては、大変申し訳ございませんが、申し上げられ る状況にないということをご理解いただきたいと思います。

- 〇議長(古坂勇人君) 10番、柴田孝議員。
- ○10番(柴田 孝君) 物資が、部品が入らないというところもあるんでしょうけれども、 刑部団地は、若菜課長とも行って、住民の方とお話を聞いていると思うんですけれども、給 湯器とかかなり刑部団地は老朽化というか経年劣化が激しいということで、いつあってもお かしくないということで、今後どうしていくのかというところも、取扱いというか、維持し ていくのかというところもあるんでしょうけれども、この冬の寒いときに、給湯器というも のは、やっぱりお湯が出なかったりということで使えないというのは、非常に生活苦になる

んじゃないかなというふうに思います。そういう中で、予備的なものだとか、事前にある程 度準備できればいいんじゃないかなという、そういう要望もあるんですけれども、今後その ような対応できるのかどうかお伺いしたいと思います。

〇議長(古坂勇人君) 答弁を求めます。

若菜建設環境課長。

○建設環境課長(若菜聖史君) お答えいたします。

材料の確保につきましては、非常に苦慮するところではございますけれども、一方でなかなか事前にそういった準備というのもできないのが現状でございます。せんだっても、その給湯器の利用に当たっての注意事項のチラシを作成しまして、お配りさせていただいてございますので、あとは利用される方々に適切にご利用いただくことを改めてご案内差し上げるような形で、できるだけ故障に結びつかないご利用をいただくように周知してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

- 〇議長(古坂勇人君) 10番、柴田孝議員。
- ○10番(柴田 孝君) ありがとうございます。こういう時期が時期なので、非常に寒くなってきている時期なので、生活には必需品というか、健康的な被害や何かも、やっぱり影響が出てくるのかなというふうに思いますので、かなり給湯器は団地の皆さん心配していますので、その辺は今後の修繕計画等を立てていただく中で、ぜひ早急に、これは予算というか、日常的にその生活上、生活必需品というか、そういう健康面や何かもあるので、できれば早めに、補正じゃなくて、その前に予算対応というか、専決とか何かでやっていただければと思うんですけれども。
- 〇議長(古坂勇人君) 白井企画財政課長。
- **○企画財政課長(白井 浩君)** お答えいたします。

予算のほうにつきましては、そのようなご意見もありがとうございますというところでございますけれども、できる限りこういった補正予算で出していきながらやっていきたいというふうには考えておりまして、あと給湯器の関係につきましては、昨今、大変空きの状況もありまして、使っていない給湯器とか何かもあるので、応急的にはそういうものを回しながらということも現場のほうでは考えながら、ずっとお湯が出ない状況をずっと続かせてとか、ひどいものだと半年ぐらい待つようなものもあると聞いておりますので、そういうことから、なるべく早めの予算措置をということで、今回出させてもらった次第でございます。

利用者の方たち、町民の方たち皆さんにご不自由のないようにということで、ご指摘もま

た含めまして、そのように対応してまいりますのでご理解ください。よろしくお願いします。

- 〇議長(古坂勇人君) 10番、柴田孝議員。
- ○10番(柴田 孝君) ありがとうございます。本当に冬場というか、夏場であれば若干タ オルで体拭いたりだとかできるんでしょうけれども、ぜひその辺は臨機応変にちょっと対応 をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 5番、鶴岡喜豊議員。
- ○5番(鶴岡喜豊君) すみません、13ページなんですけれども、防犯灯の電気代、補正で 5,000円ということなんですけれども、ほかの電気代に比べると極端に、私にしてみれば安 いかと思うんですけれども、防犯灯の電気代の算出方法を教えていただけますでしょうか。
- **○議長(古坂勇人君)** 答弁を求めます。

内藤総務課長。

〇総務課長(内藤文雄君) お答えいたします。

大変申し訳ありませんが、算出方法の資料について手元にありませんのでお答えできませんけれども、5,000円の増につきましては、実績見込みを立てて、5,000円の不足が生じるという見込みから補正をさせていただきました。これについては、多分、仮定の話をして申し訳ありませんが、メーターがございませんので、定額料金になっていると思われます。以上です。

- 〇議長(古坂勇人君) 5番、鶴岡喜豊議員。
- ○5番(鶴岡喜豊君) 定額料金になっているということは、長柄町に1,000個なら1,000個防犯灯があって、定額1,000円で100万円なら100万円東電に払いますよと。それで、もう、じゃ昼間ばかになっていて、昼間電気がついていても、何でもかんでも1,000円、1個1,000円ということで、例えばそういうふうになっているならば、それでいいんでしょうかね。
- 〇議長(古坂勇人君) 答弁を求めます。

内藤総務課長。

〇総務課長(内藤文雄君) お答えいたします。

質問の趣旨と沿うか分かりませんけれども、先ほども言いましたが定額でございまして、 メーターがございませんので、そういうことになっていると思われますが、議員のご指摘が、 切れていてそれをほっておいていいのかという話……

[「切れているんじゃなくてつきっ放し」と呼ぶ者あり]

- ○総務課長(内藤文雄君) つきっ放しの場合も、定額ということでお支払いをし……
- 〇議長(古坂勇人君) 5番、鶴岡喜豊議員。
- ○5番(鶴岡喜豊君) 私は、定額で云々と言っていますから、昼間のつきっ放し、それがもったいないだろうということを言っているんですよ。そういう調査なり、住民からの情報云々ともらって、つきっ放しの電気を直す、そういうほうが大事だと思うんですよ。5,000円、安いからいいよとかそういう問題でないということを言いたかったんですけれども、いかがですか。
- 〇議長(古坂勇人君) 内藤総務課長。
- ○総務課長(内藤文雄君) 議員さんのご指摘につきましては、そのようにさせて、自治会の皆さんから連絡があれば、そういう対応をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

[「分かりました」と呼ぶ者あり]

○議長(古坂勇人君) ほかに質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長(古坂勇人君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[発言する者なし]

○議長(古坂勇人君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は議案ごとに行います。

議案第3号 令和4年度長柄町一般会計補正予算(第6号)を原案のとおり可決すること に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

〇議長(古坂勇人君) 举手全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 令和4年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を原案のと おり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者举手〕

〇議長(古坂勇人君) 举手全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 令和4年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[「資料が間違っているの」と呼ぶ者あり]

〇議長(古坂勇人君) そうです。

[「申し訳ございません」「2号に直せばいい」と呼ぶ者あり]

○議長(古坂勇人君) 2号で合っています。

〔発言する者多数あり〕

○議長(古坂勇人君) すみません、こちらの資料がちょっと間違っていたので、ここが2号になります。

[「大変申し訳ございません。議事日程のほうが第1号と記載されておりますけれども、こちら第2号の誤植でございます。大変失礼いたしました」「分かりました、今後気をつけてください」と呼ぶ者あり]

○議長(古坂勇人君) それでは元に戻ります。

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

〇議長(古坂勇人君) 举手全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 令和4年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり可 決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

〇議長(古坂勇人君) 举手全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

皆さん、ここで相談なんですが、続けちゃいますか。

〔「賛成」「続行」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(古坂勇人君) はい。

◎令和3年度決算認定について(委員長報告)

○議長(古坂勇人君) 日程第6、認定第1号 令和3年度決算認定についてを議題といたします。

さきの会議において各常任委員会に付託されました令和3年度長柄町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の審査経過と結果について、各常任委員会の委員長の報告を求めます。 最初に、総務事業常任委員会委員長、本吉敏子議員。

○総務事業常任委員長(本吉敏子君) 令和3年度決算審査総務事業常任委員会委員長報告を させていただきます。

総務事業常任委員会に付託されました令和3年度長柄町一般会計及び各特別会計歳入歳出 決算についての審査の過程と結果について報告いたします。

本委員会は、9月定例会において決算認定について付託されました。

審査は、去る10月13日に委員会を開催し、執行部から月岡町長をはじめ、担当職員の出席 を求め、慎重な審査を行いました。

その結果、各会計とも計数については監査委員の決算審査意見書のとおり正当なものと認められました。

一方、適正で経済的かつ効率的な予算執行の観点から、審査の過程において当局に対して 詳細な説明を求め、今後の予算執行に際しては、より一層改善、検討すべきものとして要望 した事項もありました。それらの事項については、当局の適切な措置を期待するものです。

なお、審査質疑の主な事項について要約し、順次申し上げます。

まず、企画財政課の審査では、「「ながらとガラナ」はどのような経路で販売しているのか」との質問に対し、「ジャパンフーズと契約し製造している。町が販売者となり、各販売店などの小売業者には町観光協会から卸している」との答弁がありました。

続いて、総務課の審査では、「防災力向上事業として購入した備品の点検をしているのか」 との質問に対し、「備蓄品については、毎年1回在庫の確認と併せて点検をしている」との 答弁がありました。

続いて、税務住民課の審査では、「固定資産税が減少した理由は何か」との質問に対し、「評価替えとコロナ特例に伴う中小企業に対象とした軽減措置による減額をしたため」との答弁がありました。

続いて、産業振興課の審査では、「特別奨励作物栽培の生産者を増やしていくための課題をどのように考えているのか」との質問に対し、「収穫機械などの設備投資に大きな費用がかかることが課題である」との答弁がありました。

続いて、建設環境課の審査では、「以前は町設置型浄化槽のPRに戸別訪問を実施していたが、今後実施する予定はあるのか」との質問に対し、「現在は広報紙で周知しており、予算額と同程度の申請を受け付けているため戸別訪問は行っていない」との答弁がありました。終わりになりますが、最少の経費で最大の効果が得られるよう、より一層の努力と審査の結果を令和5年度予算編成に反映していただきますよう要望いたします。

以上のとおり、本委員会は審査、質疑等の結果を付し、付託されました令和3年度長柄町 一般会計及び各特別会計歳入歳出決算については、全会一致で原案のとおり認定することと 決定いたしました。

以上をもちまして、総務事業常任委員会の委員長報告を終わりにいたします。

〇議長(古坂勇人君) ご苦労さまでした。

次に、住民教育常任委員会委員長、星野一成議員。

〇住民教育常任委員長(星野一成君) 9番、星野です。

それでは、令和3年度決算審査住民教育常任委員会委員長報告をいたします。

9月29日の第3回議会定例会において本常任委員会に付託されました案件は、令和3年度 長柄町一般会計決算、令和3年度長柄町国民健康保険特別会計決算、令和3年度長柄町介護 保険特別会計決算、令和3年度長柄町後期高齢者医療特別会計決算についてです。

これらの審査のため、去る10月14日に委員会を開催しました。執行部から月岡町長をはじめ、担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、審査の結果でありますが、各会計において、全会一致で原案のとおり認定すべきも のと決定をいたしました。

次に、審査の過程でなされた質疑のうち主なものを要約して申し上げます。

学校教育課の審査では、「タブレットを用いたオンライン授業を行っているのか」の質問に対し、「休んでいる児童・生徒が授業の様子を見られる体制はできている。全校休校等はなかったため、今のところ行う機会がなかった」との答弁がありました。

生涯学習課の審査では、「ながら号の稼働日数36日の内訳と費用について」の質問に対し、「稼働日の内訳は、清掃・整備等で6日、バスが使用された運行日が30日となる。費用については、月額28万500円、新型コロナウイルス関係で運行しない月は、月額22万4,400円に減額する契約になっている」との答弁がありました。

税務住民課の審査では、コンビニ交付導入業務の仕組みについて、「マイナンバーカード

登録者が増えると業務委託料は増加するのか、また費用は単年なのか」の質問に対し、「コンビニ交付導入業務委託料の242万円は、当初の導入するための経費のため単年になる。それ以外として、証明書発行センター運営負担金が発生している。委託料の金額については、町や市で決まっているため、マイナンバーカード登録者の増加によって金額が増えるということはない」との答弁がありました。

健康福祉課の審査では、給食サービス業務による高齢者宅等への弁当配布について、「何人ぐらいのボランティアの方が働いているのか」の質問に対し、「弁当を作る方、配当する方合わせて20人ほどのボランティアの方が働いている。ただ、担い手の高齢化が問題だということで、新たな人材確保として、町の広報紙に求人の掲載、食生活改善推進員との連携等を進めている」との答弁がありました。

以上のとおり、本委員会は審査、質疑等の結果を付し、付託されました議案第2号 令和3年度長柄町一般会計決算、令和3年度長柄町国民健康保険特別会計決算、令和3年度長柄町介護保険特別会計決算、令和3年度長柄町後期高齢者医療特別会計決算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、住民教育常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長(古坂勇人君) ご苦労さまでした。

以上で各常任委員長の報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑にとどめ、町執行部に 質疑することはできませんので、ご了承願います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(古坂勇人君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(古坂勇人君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

認定第1号 令和3年度長柄町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算は、各常任委員会委員長報告のとおり、これを認定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

〇議長(古坂勇人君) 举手全員。

よって、令和3年度歳入歳出決算につきましては、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

〇議長(古坂勇人君) 以上で本定例会の会議に付託された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古坂勇人君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古坂勇人君) 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていた だきます。

会議を閉じます。

これをもちまして令和4年長柄町議会第4回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後0時21分